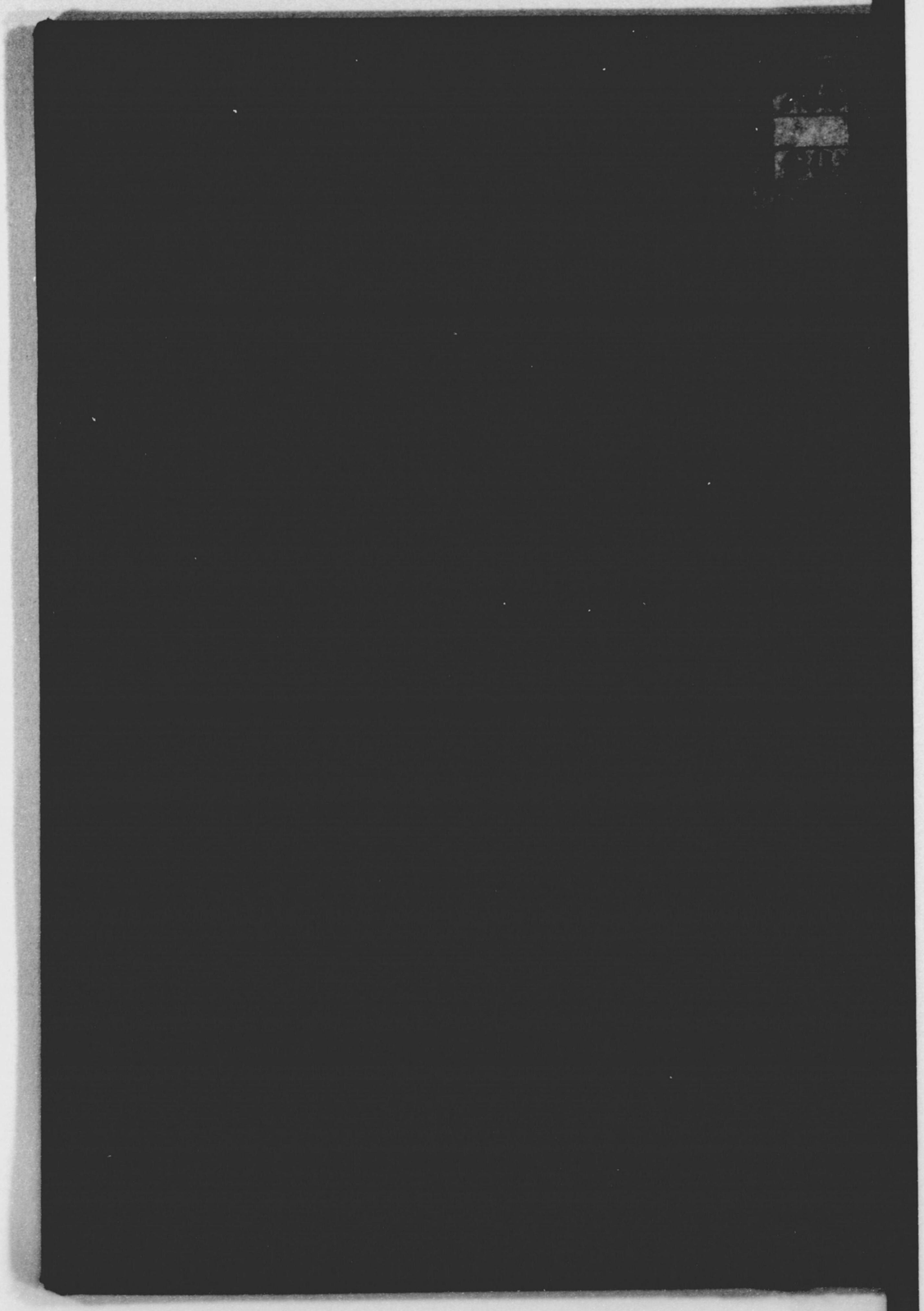

0021049001

0021049-001

７３６－６０イ

南洋叢書

東亜経済調査局・編

東亜経済調査局

第２．４－５巻

昭和１６

ADC

736-60

南洋叢書第二卷

經濟資料別冊

改訂

佛領印度支那篇

滿鐵東亞經濟調査局刊

736
60イ

例言

一、本書は南洋叢書第二卷『佛領印度支那篇』の初版を、最新の資料に基いて改訂增補せるものである。

一、我が東亞共榮圈確立上に於て、佛領印度支那の占むる地位の重要なるは今更贅言する迄もない。此の故に佛領印度支那の實態を把握し、それに關する正確なる知識を有することは、當面緊急の課題である。本書を改訂刊行する所以も亦實に玆に存する。

一、本書の校正中、佛領印度支那には大なる變革が生じた。泰國への領土割讓がそれである。この爲め本書の內容にも若干修正を要すべき點が生じたが、既に大半校了となつてゐた爲め補正することが出來なかつた。從つて本書は領土割讓以前の佛領印度支那を取扱つたこととなる。

一、本書の執筆は、第十一章交通及通信を、渡邊源一郎、宮崎亮及高氏彌吉に、之を除く餘章を山川壽に擔當せしめた。

昭和十六年六月

滿鐵東亞經濟調査局

佛領印度支那篇　目次

第一　自然……一
一　位置及面積……一
二　地勢……一
I　一般……二
II　山脈……二
III　河川……二
IV　平原……三
三　氣候……三
I　氣溫・雨量……六
II　風位……六
四　動植物……一〇
第二　住民……一一
一　種族……一一
(1)安南人…一二　(2)カムボヂヤ人…一六　(3)ラオス人…一七　(4)ムオン族…一七
(5)チャム人…一八　(6)高部東京の山地蠻…一八　(7)安南山脈の山地蠻…一九
(8)外國亞細亞人…二〇　(9)歐洲人…二二

二　人口……二四
Ⅰ人口靜態……二四
(1)邦別地方別分布…二四　(2)人口密度…二六
Ⅱ人口動態……二九
(1)總人口の增減…二九　(2)出生及死亡…三一　(3)移民の出入…三二
第三歷史……三七
一　民族史略……三七
二　佛蘭西の印度支那征略史……三七
Ⅰ葡萄牙人先驅時代……三九
Ⅱ佛蘭西の進出……四〇
Ⅲ安南の內亂より統一までの佛蘭西の勢力扶植……四三
Ⅳ安南王國の反佛時代……五〇
Ⅴ佛蘭西の印度支那征略……五一
三　初期の植民政策……六一
Ⅰ第一期(一八五—一八九五年)……六三
Ⅱ第二期(一八九七—一九〇二年)……六九
(1)政治改革…六九　(2)經濟改革…七二
Ⅲ第三期(一九〇二年以後)……七七
第四政治……八二
一　概說……八三
二　行政機關……八三
Ⅰ中央行政(總督府)……八三
(1)總督…八三　(2)總務長官…八三　(3)諮問機關…八四　(4)總督府所屬各部局…八五
Ⅱ地方行政……八六
(1)佛蘭西行政…八六　(2)土民行政…九〇
三　立法機關……九二
四　司法機關……九二
Ⅰ概說……九二
Ⅱ佛蘭西人裁判所……九五
Ⅲ土民裁判所……九五
五　國防……九五
第五財政……九九
一　概說……一〇三
二　中央財政……一〇三
Ⅰ財政の改善……一〇四
Ⅱ歲出入の內容……一〇五
(1)歲出…一〇五　(2)歲入…一〇九

Ⅱ國債……一三五
三地方財政……一三五
第六産業……一三五
一農業……一三五
Ⅰ土地所有の問題……一三五
Ⅱ主要農業の概観……一三五
Ⅲ米……一三八
(1)産米の種類…一三八 (2)米田の種類…一四〇 (3)植付期及收穫期…一四〇
(4)米田面積及米作狀況…一四一 (5)籾の種類…一四三 (6)售買價値…一四五
(7)米相場…一四五 (8)精米の勢力…一四五 (9)輸出狀況…一四八
Ⅳ護謨……一四九
Ⅴ玉蜀黍……一五五
Ⅵ蕎麥……一五八
Ⅶ胡椒……一六〇
二牧畜業……一六〇
三林業……一六三
Ⅰ概說……一六三
Ⅱ林業法(拔萃)……一六三
Ⅲ森林面積……一六七
Ⅳ伐採狀況……一六九
Ⅴ木材……一七〇
Ⅵ木材輸出狀況……一七〇
Ⅶ木炭……一七三
Ⅷ竹……一七三
Ⅸ籐……一七四
四水産業……一七四
Ⅰ概說……一七四
Ⅱ海洋漁業……一七五
Ⅲ淡水漁業……一七八
Ⅳ輸出狀況……一八一
Ⅴ製鹽業……一八四
五鑛業……一八四
Ⅰ概說……一八四
(1)鑛業法…一八六 (2)鑛業權下附數…一九八 (3)鑛區調査及試掘許可數…一九八
(4)鑛區拂下申請數及鑛區數…二〇一 (5)鑛山監督…二〇一 (6)産出額…二〇一
(7)鑛業關係の租稅收入…二〇二
Ⅱ石炭……二〇二
(1)埋藏高…二〇二 (2)産出高…二〇二 (3)市價…二〇四 (4)輸出狀況…二〇四
(5)國內消費高…二一三 (6)採炭方法…二一三 (7)主要炭鑛會社の狀況…二一五

Ⅱ 金屬鑛物……二一三
(1)錫…二一四 (2)亞鉛…二一八 (3)鉛…二二〇 (4)銀…二二一 (5)タングステン…二二一
(6)金…二二二 (7)鐵及マンガン…二二四 (8)アンチモニー…二二六 (9)鐵鑛及粉末鑛
酸塩…二二七 (10) その他の鑛産…二二七

六 工業……二二八

Ⅰ 概說……二二八
Ⅱ 精米業……二三〇
Ⅲ 釀造業……二三一
Ⅳ 製糖業……二三二
Ⅴ 製油及石鹸製造業……二三九
Ⅵ 纖維工業……二四〇
(1)絹絲布紡織業…二四〇 (2)絹絲布紡織業…二四二
Ⅶ セメント工業……二四三
Ⅷ 煙草製造業……二四五
(1)强煙草…二四五 (2)弱煙草…二四五
Ⅸ 電力事業……二四八
Ⅹ その他の工業……二四九

第七 勞働……二五三

一 概說……二五三
二 强制勞役……二五三
(1)個人のための强制勞役…二五三 (2)土民首長のための强制勞役…二五三 (3)純然たる地方公益のための强制勞役…二五四 (4)純然たる一般利益のための强制勞役…二五五

三 契約勞働……二五八
(1)沿革…二五八 (2)契約勞働者數…二六〇 (3)募集方法…二六〇 (4)應募者の資格…二六一
(5)契約條件…二六一 (6)契約期間…二六二 (7)契約解除の條件…二六五 (8) 勞働狀態
…二六五 (9)賃銀…二六五 (10)住宅の供與…二六五 (11)小額貯金制度…二六六 (12)女子、
少年に對する特別處置…二六六 (13)契約違反に關する制裁規定…二六六 (14)衞生設備…
二六八 (15)逃亡…二六九 (16)死亡…二六九 (17)歸國…二七〇

四 自由勞働……二七一
(1)概說…二七一 (2)自由勞働法の沿革…二七一 (3)自由勞働法…二七二 (4)少年鑛夫
に對する特別法…二七八 (5)勞働手帳制度…二七八 (6)農業自由勞働者…二七九 (7)貸
銀…二八〇

五 一般問題……二八一
(1)爭議の調停…二八一 (2)勞働事故…二八二 (3)土民仲介人…二八六 (4)勞働檢閱局…二八七

六 歐洲人勞働者……二八八
(1)勞働法…二八八 (2)勞働事故…二八九 (3)外國人使用人員制限…二九一

第八 外國貿易及國內商業……二九二

一 外國貿易……三一二
I 概說……三一二
II 商品別輸出入狀況……三一四
III 相手國別貿易狀況……三一四
(1)概說…三一四 (2)佛蘭西との貿易關係…三一九 (3)佛蘭西植民地との貿易關係…三二〇
(4)その他の主要諸國との貿易關係…三二五
IV 地域別貿易狀況……三七一
V 關稅制度……三七九
(1)總論…三七九 (2)關稅法…三八一 (3)關稅及その他の課稅…三八五 (4)特殊制度…三八七
VI 國際貸借……三八八
二 國內商業……三九一
I 取引狀況……三九一
II 物價及生計費……三九三
第九 貨幣及金融……三九七
一 貨幣制度……三九七
I 沿革……三九七
II 新貨幣制度……四〇一
二 中央銀行及發券制度……四一〇
I 概說……四一〇
II 發券制度……四一〇
III 組織……四一七
三 金融事情……四一九
I 金融概說……四一九
II 金融機關……四二一
III 外國爲替……四二六
IV 有價證券の發行及銀行資本……四二八
(1)株式及社債發行…四二八 (2)外國資本…四三二
第十 社會……四三五
一 言語……四三五
(1)タイ語…四三五 (2)安南語…四三七 (3)モンクメル語…四三七 (4)チベットビルマ語…四三八
二 教育……四三八
一般……四三八
(1)總說…四三八 (2)教育行政組織…四三九
II 學校體系……四四二
(1)總說…四四二 (2)佛人教育…四四三 (3)土民教育…四四五 (4)高等教育…四四三 (5)附表…四四五
III 文庫、圖書館……四六〇

三 宗教……四六一
I 古代印度支那に於ける印度教と佛教……四六一
II カムボヂヤ及ラオスの小乘佛教……四六六
III 安南人の宗教……四七〇
(1)佛教…四七一 (2)道教と妖術…四七四 (3)儒教…四七六 (4)祖先崇拜…四七九
(5)郷村の守護神の信仰…四八二 (6)高臺教…四八四 (7)その他の宗教…四八六
IV チヤム人の宗教……四八七
V 總括……四八八
四 衛生……四八九
I 概說……四八九
II 衛生行政及施設……四九〇
III 病院……四九五
IV 疾病の種類……四九六
五 風習、藝術、娛樂……四九九
I 風習……四九九
(1)安南人の風習…五〇〇 (2)カムボヂヤ人の風習…五〇三 (3)ラオス人の風習…五〇四
(4)安南山脈の山地蠻の風習…五〇五 (5)高部東京の風習…五〇六
II 藝術……五〇七
1 文學……五〇七

(1)安南の文學…五〇七 (2)カムボヂヤの文學…五一一 (3)チヤムの文學…五一二
2 造形美術……五一四
(1)安南、東京の美術…五一四 (2)カムボヂヤの工藝…五一八 (3)チヤムパの工藝…五一九
(4)ラオスの工藝…五二八
III 娛樂……五二八
第十一 交通及通信……五三一
一 總論……五三一
二 陸運……五三一
(一)鐵道……五三一
I 概說……五三一
II 官營鐵道……五三二
III 滇越鐵道……五三〇
IV 雲南—四川鐵道……五三一
V 援蔣物資の輸送狀況……五三三
(二)電車……五三三
(三)道路……五三四
I 概說……五三四

I 道路の種別……五八七
II 植民道路概要……五八八
IV 植民道路第一號……五八九
V その他の植民道路……五九一
VI 地方道路……六〇六
VII 赤土地帶開拓道路……六〇九
VIII 道路及橋梁の工法……六一〇
(四) 自動車……六一三
三 水運……六一五
(一) 概說……六一五
(二) 海運……六一五
I 海運行政……六一六
II 外國航路……六一六
III 港灣……六二四
(三) 內國水運……六四七
I 概說……六四七
II 東京の河川……六二三
III 安南の河川……六三〇
IV ラオスの河川……六三一
V カムボヂヤ地方の河川……六三九
VI 交趾支那の河川……六四三
四 空運……六四七
(一) 概說……六四七
I 關係法規……六四七
II 監督機關……六四七
III 施設……六四八
IV 佛印の飛行場……六五二
V 軍事航空……六五一
(二) 定期航空路……六五一
五 通信……六五九
(一) 概說……六五九
(二) 通信行政の組織……六五九
(三) 郵便……六六四
(四) 電話及電信……六七一

第十二　民族問題……七二〇
第十三　佛領印度支那の對支對日經濟關係……七二二
一　佛領印度支那と支那との經濟關係……七二三
Ⅰ　佛領印度支那に於ける華僑……七二三
(1)華僑發展史…七二(2)分布狀態…七二四(3)出身地…七二五(4)經濟的活動…七二六
(5)勢力獲得の原因…七二(6)混血兒…七二三(7)佛蘭西の對華僑政策…七二六
Ⅱ　貿易狀況……七二八
二　佛領印度支那と日本との經濟關係……七三七
Ⅰ　概說……七三七
Ⅱ　日・佛印間の通商條約略史……七三七
Ⅲ　貿易狀況……七三七
第十四　印度支那關係重要日誌……七三〇
附錄(1)　政治、行政、諸法規略說……七三五
1　印度支那に對する保護關係……七三七
2　印度支那聯邦の特性……七三九
3　廣州灣租借地……八〇三

4　植民地高等會議……八〇四
(1)植民地最高評議會…八〇四(2)植民地經濟委員會…八〇五(3)植民地法制審議會…八〇六
5　佛蘭西下院に於ける代表……八〇七
6　保護領に於ける立法制度……八〇八
7　交趾支那植民地會議……八〇九
8　その他の諸會議……八一〇
(1)土民地方會議…八一〇(2)經濟財政佛人評議會…八一一(3)印度支那經濟財政最高會議…八一二(4)印度支那州會…八一三
9　印度支那市制……八一六
10　外國人の地位……八一七
11　不動產所有權……八一九
12　籍民、保護民……八二三
Ⅰ　佛蘭西籍民……八二三
(1)佛蘭西籍民たる資格の取得條件…八二三(2)佛蘭西籍民たる資格の喪失條件…八二四
Ⅱ　佛蘭西保護民……八二五
(1)保護民たる資格の取得條件…八二五(2)保護民たる資格の喪失條件…八二七
Ⅲ　籍民保護民の實質的差異……八二八
13　市民……八二八
14　安南の鄉村……八三三
Ⅰ　沿革……八三三
Ⅱ　住民……八三四

Ⅲ 機關……八三六
(1)長老…八三六 (2)鄉職…八三六 (3)里長…八三九 (4)村落會議…八四〇
Ⅳ 財產……八四一
Ⅴ 國家に對する地位……八四二
Ⅵ 責任……八四三
Ⅶ 村落間の紛爭……八四三
15 安南の家族制度……八四四
16 安南に於ける妻の地位……八四六
(1)妾に對する地位…八四六 (2)妻の能力…八四八 (3)妻の義務…八四九
附錄(2) 安南王朝歷代世系……八五一
附錄(3) 地名人名安南語——漢字對照表……八六七
索引……一—一〇
統計表索引……一—五
地圖 佛領印度支那全圖……卷末挿入

南洋叢書第二卷　佛領印度支那篇

佛領印度支那篇

第一　自然

位置及面積

佛領印度支那は亞細亞大陸の東南部に位置する印度支那半島の東半を占め、北緯八度三〇分より二三度二〇分、東經百度より百九度三〇分の間にあり、北は廣東、廣西及雲南の三省に接し、北回歸線に近く、我が臺灣と緯度を等しくする。西、北は緬甸、タイに接し、南西は暹羅灣、東、南は支那海に臨む。

全領域は四保護領、一植民地に分れ、東京（Tonkin）は最北部に、安南（Annam）は南支那海に沿ひ、老撾（Laos）は北西部、東埔寨（Cambodge）は南西部、而して交趾支那（Cochinchine）は最南端の一隅を占めてゐる。

領域の總面積は約七十四萬四百平方粁で、佛蘭西本國の略ゝ一倍半、佛蘭西植民地總面積の六・二%に當り、朝鮮、樺太及南洋委任統治領を併せた我國總面積よりも尚ほ六萬五千五百平方粁程大きい。而して地域別面積は次の如くである。

第1表　地域別面積

地域名	面積（平方粁）
交趾支那	64,700
東京	115,700
安南	147,600
カムボヂヤ	181,000
ラオス	231,400
計	740,400

二　地勢

I　一般

地勢は一般に北高、南低の形をとり、半島の中央部には峻嶮な西藏山系の支脈が縦走し、東西を分つ分水嶺となつてゐる。この山脈が蟠踞するため領内は面積の割には平野に乏しいが、諸河川の流域、殊にその下流地方には可成り廣大且つ肥沃な平野が擴がつてゐる。

II　山脈

「世界の屋根」ヒマラヤ山系に接する西藏山系は、北部雲南及緬甸（ビルマ）の方向より領内を縦貫して安南と交趾支那との境界に伸びてゐる。これ即ち安南山脈にしてこのため東京の西北部及ラオスの北部一帯は突兀たる山嶽が至る處に重疊し雄大な山容を呈してゐる。この山嶽地帯は一般に高原を形成し、就中 Trân ninh Hout-phan 等は有名で海抜千二百米乃至千五百米に及び、或は三千米に達するものもある。東京は東京灣に臨む地域を除いては總て山地に蔽はれ、中でも著名な

象山（エレファント）（Mont d' Eléphant）は海抜二千米に達する。東京西北部、ラオス、安南の三地域は殆んど全部が山地であるが、半島の最南端に位する交趾支那及その西方にあるカムボヂヤの一帯には低地乃至は平野が多い。安南山脈は半島の北西部より東南の海岸線に向つて走り海に迫つてゐるため、南部安南は斷崖を成して海に臨んでゐる。山嶽に就いては未だ充分な高度測量が行はれてゐないが、高度の分明せる主要山嶽を示せば左の如くである。

第2表　主要山嶽標高

（單位 メートル）

「東　京」	
Fau Si Pan	3,142
Pou Lung	2,985
Namkin	2,917
Les Aiquilles	2,858
Mong Ca	2,834
Tao Phong Xan	2,629
Pou Sung ma	2,446
Tsi Con Linh	2,408
Kieu Léon Ti	2,402
Pou Ta Ka	2,274
Pou Nam Can	2,140
Pou Nam Long	2,123
Pou Ta Tong	2,109
Pia Ya	1,980
「安　南」	
La Mère et l' Enfant	2,100
Pou Hac	2,000
Sai Lai Leng	2,711
Pou Atuat	2,500
「ラオス」	
Phu Bia	2,850
Phu Lep	2,590
Phu Khao-mieng	2,300
Phu Loi	2,000
「カムボヂヤ」	
P. Khmok	1,500
Mt Bokor	1,050

（南洋年鑑第三回版二〇六頁）

III 河川

著名の河川には湄公河（Mékong）、紅河（Fleuve Rouge）及太平河（Thai-binh）の三大河がある。

領内最大の河であるメーコン河は、西藏高原に源を發して南へ走り、雲南、上緬甸を貫き安南山脈に沿ひ、山脈より發する數多の支流を合して流れる。その上流に於いてはラオスとタイとの境界を作り、カムボヂヤを過ぎ交趾支那の中央を貫流して南支那海に注ぎ、全長約四千五百粁餘に及び、領内に於いては二千七百粁に達する。河の下流、殊に河口は土砂を堆積して廣大なデルタを形成し、産業上、交通上幾多の利便を與へてゐる。河幅は廣くて舟楫の便に富み、船舶は遙かの奥地にまで遡航することが出來、領内の交通路として重大な意義を有つてゐる。のみならず、その流域は灌漑の便に富み、農耕に對して絶大なる恩惠を與へてゐる。

紅河は東京最大の河で、支那雲南省に源を發し國境に於いて、黒河（Rivière Noire）、明江（Fleuve Claire）及その他多くの支流と合して水量を增し、東京灣に注ぎ、全長千百七十粁に及ぶ（領内の長さは四百七十五粁）。紅河の名は水中の泥土が酸化鐵を含んでゐるため赤味を帶びてゐる處から來てゐる。

太平河も同じく東京を流れ、海防（Hai-phong）に於いて海に注ぐ。これらの諸川は風向と潮流とによつて、土砂の運搬と沈澱作用をなし、廣大な三角洲を造つてゐる。河川の土砂沈澱作用は絶えず行はれつゝあり、殊にデルタの形成は潮汐の影響によつて變化が甚だしい。

領内の河川は大抵紆餘曲折して蛇行し、唯氾濫の場合に直流となる。また多くの湖沼を作つてゐるが、殊にカムボヂヤの太湖（Tonle Sap）は著名である。毎年七月頃より十一月に至るメーコン河の氾濫の時期には、增大せる河水は逆流して太湖に入り、以て下流一帶の洪水を緩和する役割を演ずる。太湖の水量は雨季と乾季とによつて非常に異る。雨季に入れば、湖の水嵩は次第に增加して濁水漲り、面積は乾季の三倍以上に擴がり一萬平方粁に及ぶ。

又領内の諸河水の水は一般に濁つて黄味を帶び、濁水鏡鬚として伸びてゐるが、安南地方の諸川は、安南山脈が海岸線近くまで迫つてゐるため、それらの山嶽地方に源を發して急湍をなすもの多く、又川幅も狹く急流となつて南支那海に注いでゐる。

IV 平原

平野の分布は可成り特徴的で、

1、紅河流域
2、メーコン河流域
3、安南平野

の三つの地帶に略ゝ大別することが出來る。紅河の流域は普通東京平野と呼ばれ、その幅員は約百三十粁、面積は千四百平方粁に及ぶ。一般に土地低く、海抜一米以下の地方も稀ではない。ために毎年河水の氾濫によつて水害を蒙る缺點はあるが、印度支那に於ける重要平野である。大部分は沖積層より成り、メーコン河流域と同じく米作に最も適してゐる。

メーコン河流域には、カムボヂヤ南部及交趾支那の殆んど全部に亘り大平野が展開してゐる。この平野は國境を越え

てタイに及び、その廣さは際涯を知らぬもの〻如くである。メーコン河に灌漑されるこの沃野が、西貢米の産地であることは周知の如くである。更に安南の北部沿岸にも肥沃にして農産物に富む平野がある。安南平野が之である。

三　氣　候

印度支那の氣候は云ふまでもなく熱帶及亞熱帶の特徴をもつてゐるが、領内の南部と北部とでは氣候も大いに異つてゐる。又山嶽地方と海岸地方によつて甚だ趣を異にする。その他水陸の分布狀態や風位の如何によつて様々の氣候を示してゐるが、一般的には生物の繁殖に適すと云へる。雨北により氣候に著しい差異がある。例へば交趾支那に於いては一年を通じ寒暑の差が甚しくないに反し、北部東京では冬季と夏季に截然とした差があるのである。

I　氣溫・雨量

東京は最北部に位し、西北方面では山嶽又は高原を背負ひ、且つ前面には東京灣を擁してゐるため、乾季には溫度が下つて清涼となる。殊に紅河、太平河河口のデルタ地方に於いて乾季での溫度の下降が著しい。また東南部の山嶽地方に於いては、冬季降雨の少ない時寒冷の度は著しい。溫度は五月中旬から八月にかけて急騰し、その最も高い時は一日平均三十二度を超え、日中最高溫度は四十度を突破することが屢〻ある。之に加へて濕度が高いため、さながら蒸し風呂に入つたが如き感を與へる。雨量は五月下旬より增大し、九月初旬まで續く。第三表の河內の降雨統計に見る如く、四月の九十一ミリメートルは五月には二百十八ミリメートルに急增し、七、八月にはそれぞれ三百四十ミリメートル、三百三十九ミリメートルに達してゐる。

安南は半島の南北に長く伸びてゐるため、南と北との溫度の差が大である。又、西部は安南山脈が脊梁をなし、東部は南支那海に面してゐるため、西部山地と東部海岸との間に著しい差がある。然し一般的に云つて東京より溫度が高く、河內（ハノイ）の年平均溫度二三・八度に對し、順化（フエ）の年平均溫度は二五・二度である。安南地方の雨量は順化に於いて五月は九十九ミリメートルであるが、それが十月、十一月には最も增加し、それぞれ六百三十八ミリメートル、六百五十四ミリメートルを示す。南部海岸地方の雨量は之に比べて遙かに少ない。同地方に於いて天日製鹽が盛大に行はれるのは、降雨量の少いのが最大の原因となつてゐる。

交趾支那の氣溫は典型的な熱帶性を示してゐる。一年中を通じて高溫であり、季節による變化が少い。後揭の西貢（サイゴン）の統計をみても、最も暑い月は四月の平均二九・七度で、最低の月は十二月の平均二六・一度であり、その差は三・六度に過ぎない。暑氣の最も甚しい季節は、四月より六月に至る期間で、流石に熱帶を覺えしめる高溫が續く。雨量は五月初旬より增加し始め、二百十九ミリメートルから九月には三百三十六ミリメートルに達する。

カムボヂヤも亦南部と北部とで氣候を異にする。溫度雨量共に南部は交趾支那と趣を等しくし、バッタム・バンに於ける四月より九月までの月平均溫度は二十八度から三十度に達し、雨量は五月から十月までが最大である。尤もこの期間に於ける最大雨量及降雨日數は、九月の二百六十二ミリメートル、七、八、九月の十六日で西貢程には大でないが、一年を通じての降雨期の分布は殆んど同じである。北部の溫度、雨量はラオスのそれに等しい。

ラオスは全域殆んど山嶽重疊の地帶にして峻嶮な高山が聳立してゐるため、氣候は激しい變化を續け、溫度の昇降も

11 月	26,7	27,8	35,0	32,4	17,8	19,5	114	59	11	7	83,6	81,0
12 月	26,1	27,3	36,7	33,8	13,9	19,9	58	48	7	8	80,6	82,2
平均及合計	27,5	28 0	40,0	37,0	13.9	18,9	1975	1553	153	154	82,0	79,8

バッタム・バン (Battambang) —— カムボヂヤ

	(1908–1935)		(1928–1936)		(1928–1936)							
1 月	24,9	24,1	35,0	32,2	10,6	14,2	4	9	1	2	74,9	77,3
2 月	27,1	27,0	37,3	36,7	14,4	17,3	18	6	2	2	74,3	73,0
3 月	28,7	28,5	38,5	37,4	16,1	18,5	50	60	4	4	71,8	73,0
4 月	29,8	29,8	39,8	38,1	21,0	21,8	77	8	7	7	74,8	73,0
5 月	29,1	29,6	39,0	37,4	22,0	22,0	152	125	13	19	79,9	78,1
6 月	28,7	28,5	37,9	35,2	21,7	22,2	151	244	12	21	80,9	83,0
7 月	28,0	28,2	35,3	33,6	21,2	23,2	157	106	16	23	83,9	83,9
8 月	27,8	27,6	34,9	33,2	22,1	22,1	158	211	16	23	84,7	89,4
9 月	27,6	27,9	33,9	33,9	21,9	22,8	262	143	16	11	86,7	85,3
10 月	26,8	26,6	34,1	34,1	20,0	20,0	230	104	15	5	84,4	81,2
11 月	26,0	26,0	33,4	32,4	13,1	16,9	75	31	6	5	81,9	78,8
12 月	25,0	26,5	33,6	33,6	10,7	18,8	24	6	3	1	78,6	72,9
平均及合計	27,5	27,5	39,8	38,1	10,6	14.2	1358	1053	111	123	79,9	79,1

ヴィアンチアーヌ (Vientiane) —— ラオス

	(1928–1946)		(1928–1936)		(1921–1936)							
1 月	21,0	20.4	33,8	31,0	3,9	8,5	7	—	1	–	76,9	79,3
2 月	23,7	22,6	36,6	33,0	7,6	12,8	15	43	2	3	74,9	77,5
3 月	25,8	24,7	39,8	35,8	12,1	14,4	40	21	4	4	72,0	75,7
4 月	28,4	28,4	39,2	39,2	17,1	20,0	98	47	7	9	73,9	76,9
5 月	28,2	28,1	38,9	36,4	20,8	22,7	265	366	15	24	80,8	87,0
6 月	27,8	28,0	35,6	34,8	21,1	23,0	301	399	17	21	84,8	88,4
7 月	27,4	27,7	34,2	33,2	21,2	23,4	262	272	18	18	86,0	90,1
8 月	27,6	28,0	36,6	34,2	21,1	23,4	291	215	19	20	85,5	89,5
9 月	27,5	27,2	35,2	33,3	21,2	21,6	293	246	16	13	85,8	88,9
10 月	25,7	24,6	34,2	33,8	12,9	13,2	107	55	7	2	81,9	83,0
11 月	23,9	23,0	34,4	31,9	11,8	11,8	16	0	2	0	79,7	82,4
12 月	21,9	22,1	33,4	31.6	12,9	12,9	3	10	1	1	78,5	81,8
平均及合計	25,7	25,4	39,8	39,2	3,9	8,5	1698	1674	109	115	80,1	79,2

(Annuaire Statistique de l'Indochine, 1936-37, P. 10-15.)

第3表　氣溫雨量統計

月次	氣溫 平均溫度		氣溫 絕對最高溫度		氣溫 絕對最低溫度		雨量 雨量 (ミリメートル)		雨量 降雨日數		平均濕度 (%) 1907–1936	平均濕度 (%) 1936
	1907–1936	1936	1907–1936	1936	1907–1936	1936	1907–1936	1936	1907–1936	1936		
河内 (Hanoi) —— 東京												
1 月	16,8	14,0	33,1	23,4	5,6	7,8	22	17	9	17	82,4	85,4
2 月	17,4	18,7	34,4	31,8	6,3	7,5	36	25	13	12	86,3	84,0
3 月	20,0	16,9	36,8	26,7	8,5	8,5	46	67	15	22	86,5	87,7
4 月	24,0	23,8	38,5	34,8	9,8	15,0	91	40	14	13	88,1	88,0
5 月	27,6	27,3	42,8	35,4	15,4	18,2	218	135	15	18	85,0	84,4
6 月	29,2	29,0	39,9	37,9	20,5	21,7	259	199	15	15	83,5	82,1
7 月	29,2	29,3	40,0	37,8	21,6	23,0	340	257	16	20	85,8	82,9
8 月	28,8	29,0	38,1	36,6	20,9	22,7	339	295	16	20	86,5	84,7
9 月	27,7	27,1	37,1	35,5	17,1	19,4	267	161	14	12	85,9	83,2
10 月	25,1	24,4	35,7	33,0	13,9	14,7	112	71	9	3	82,5	77,5
11 月	21,7	22,8	36,0	33,0	6,8	13,6	20	10	7	2	81,3	76,8
12 月	18,6	19,7	31,9	31,4	6,7	9,6	28	22	7	11	82,5	81,6
平均及合計	23.8	13,5	42,8	37,9	5,6	7,5	1808	1299	150	165	84,7	83,2
順化 (Huê) —— 安南							(1912–1936)		(1912–1936)			
1 月	20,2	18,7	33,2	27,3	8,8	11,6	190	275	15	16	93,5	95,0
2 月	21,2	22,4	36,2	36,2	11,0	13,8	68	11	10	8	92,3	89,7
3 月	22,8	20,8	38,3	30,8	12,0	12,5	86	58	9	12	92,1	93,8
4 月	26,1	27,3	39,4	38,4	14,1	18,6	48	111	8	11	88,2	90,0
5 月	28,4	28,8	39,5	37,1	17,7	21,0	99	34	8	13	86,4	89,9
6 月	29,2	30,1	39,9	39,9	20,9	22,9	82	174	7	8	83,2	85,8
7 月	29,3	29,9	39,2	38,6	19,8	23,5	92	183	7	10	83,2	86,8
8 月	29,3	29,8	39,0	38,2	21,0	22,7	104	81	8	8	84,0	85,2
9 月	27,2	27,2	38,2	35,5	19,1	19,2	428	623	15	14	90,4	90,3
10 月	25,1	25,2	35,5	32,9	15,9	17,3	638	39	19	10	91,4	87,9
11 月	23,0	23,2	35,4	30,9	12,9	16,9	654	254	21	20	91,9	92,9
12 月	20,9	22,7	32,2	29,5	11,5	15,4	361	296	19	20	93,1	93,8
平均及合計	25,2	25,5	39,9	39,9	8,8	11,6	2850	2139	146	150	89,2	90,1
西貢 (Saigon) —— 交趾支那											(1928–1935)	
1 月	26,2	26,5	36,4	33,4	14,7	18,9	16	15	2	5	77,0	75,5
2 月	27,3	28,6	38,7	35,5	16,2	21,2	3	0	1	0	74,8	72,7
3 月	28,6	29,4	39,4	36,6	17,5	21,7	14	8	2	5	73,5	70,1
4 月	29,7	30,0	40,0	37,0	20,4	23,0	43	26	5	5	76,3	72,8
5 月	29,0	29,6	39,0	35,3	21,1	24,1	219	68	17	15	83,4	80,1
6 月	27,8	28,2	37,5	35,0	20,4	23,0	329	255	22	23	86,3	84,2
7 月	27,3	27,5	34,6	33,0	19,4	22,5	307	331	23	26	87,2	87,3
8 月	27,5	27,6	34,9	32,9	20,0	22,2	266	228	21	23	86,2	84,1
9 月	27,4	27,5	35,3	33,3	20,8	21,9	336	261	22	22	87,8	85,5
10 月	27,1	27,0	34,6	32,5	19,8	20,5	270	254	20	15	86,7	82,2

地方により又期間によつて區々である。月平均に於いてもヴィアンチアーヌに就いて見れば、一月の二十一度に對し四月には二八・四度となり、その差は七・四度に達する。卽ち高溫度の日と低溫度の日とでは著しい差異があり、甚だ調和を缺いてゐる。

II　風位

印度支那は南西の夏季季節風、北東の冬季季節風（モンスーン）の兩季節風の支配を受ける。之は印度支那南部及ラオスの中部及南部地方に於いて最も規則的である。

夏季季節風の方位は、安南の如く海岸線が南北に長く延びてゐる邦では各地方によつて異り、東京灣に近い方面に於いては南々東の方向へ變位する。又半島の北部地方及東京灣に於いては、その等壓線の狀況に應じて南東及東に、又は反對に西へ變位する。更に比律賓北部、臺灣、支那東海岸一帶を荒す颱風（タイフーン）の出現は、夏季季節風を南西に又は西に變位せしめる。

冬季季節風の最も强いのは、大體十一月、十二月及一月初旬であるが、その中心の移動と亞細亞大陸に生ずる高氣壓の程度によつて種々の變化が起る。上述の時期には東京灣及安南山脈の東部斜面に冷氣を帶びた北東風が吹き付けるがその裏側に當る安南山脈西部斜面及メーコン河の溪谷一帶には冬季季節風の影響は極めて少い。而して一月も終りに近くなると、この季節風の强度は急速に減じ且つその風位は東方に移動する。それより以後五月に入つて夏季季節風に代ねる頃となると風速は緩かとなる。然し乍らこの期間と雖も突發的に北東の疾風が襲ふことがある。之は夏期に近づくに從ひ支那に在つた高氣壓が亞細亞大陸の東部へ移動し、西部の低氣壓が次第に印度支那半島の北部に動き始めるからである。唯この突風は氣壓の配置の交代する時期に生ずる一時的現象から來る不連續的のもので、長くは續かない。

四　動植物

山嶽地帶、平原地帶、海岸地帶により動植物の分布狀態にも自ら差異があるが、領內全部が亞熱帶乃至熱帶地域にあるため、その種類も多種多樣で變化に富んでゐる。北部の森林には楓、栗等溫帶地方に見られる落葉樹が多く、またりムやサオの如き堅材となる樹木が無限に繁茂してゐる。その他椿油、桐油、ステッキラック、肉桂、安息香等の材料となる樹脂類、香料植物等の產出が豐富であり、一方著名な東京籐の材料たる太籐が繁茂してゐる。安南山脈には千古斧鉞を入れない大密林があり、チーク材その他を產し、南部地方の海岸方面には椰子が多い。ラオスには竹林が多く深山地域に巨大なる常綠の熱帶樹が密生する。北部ラオスにはまた象が群生する。南部ラオスでは畜牛が盛である。

交趾支那のメーコン河デルタ地帶に、廣大なる水田があることは前に述べた。その他同河の河畔には椰子の繁茂が豐饒であり、また安南との境界地方には胡椒、中部一帶は玉蜀黍、茶樹が多く、邊和（Bien hoa）附近には護謨樹の栽培が盛んである。また太湖（トンレサップ）の魚類、鰐の飼育も見逃し難い。

各種の熱帶野獸が未開の山林地帶に繁殖し橫行する。虎、象、野牛、豹、犀の外、禽獸の種類も非常に豐富である。動植物の豐富なることは佛領印度支那の一特色をなすものであらう。

第二 住民

一 種族

佛領印度支那の全人口は約二千三百萬に過ぎぬが住民の構成は甚だ複雜してゐる。種族によつて大別するならば歐洲人、土着民及外國亞細亞人に分けることが出來る。然し最も錯綜してゐるのは、土着民の種族的構成である。土着民の中最も大きな部分を占める者は安南人（安南族）、カムボヂヤ人（カムボヂヤ族又はクメル族）及ラオス人（タイ族）の三大種族であるが、その他チャム人、高部東京の山地蠻及安南山脈の山地蠻に分れる。然も之等の山地蠻は更に數多の分枝に分れてゐる。

以下印度支那の種族を述ぶるに先立ち、一九三七年度に於ける種族別人口表を次頁に示さう。

(1) 安南人

印度支那の諸種族中最も多數、且つ最も重要な地位を占めてゐるのが安南人である。即ちその人口は千六百六十七萬九千人で、總人口の七二・四パーセントを占めてゐる。

人種的起源に就いては種々說あり明かでないが、一般にモンゴール族が土着民と混血したものと云はれてゐる。平均身長一米五八。短頭顱で徑數は八二—八八。

第4表 種族別人口 （單位・千人）

種族	安南 實數	安南 千人に付	カムボヂヤ 實數	カムボヂヤ 千人に付	交趾支那 實數	交趾支那 千人に付	ラオス 實數	ラオス 千人に付	東京 實數	東京 千人に付	合計 實數	合計 千人に付
歐洲人(1)	5	1	2	1	16	3	1	1	19	2	43	2
安南人	4,835	855	191	63	3,979	862	27	27	7,647	880	16,679	724
ムオン族	99	18	—	—	—	—	—	—	112	13	211	9
泰族 ラオス人	0.4	0	20	6	0.1	0	565	558	3.5	0	589	26
泰族 その他	17	3	—	—	—	—	100	99	669	77	786	34
蠻族（猺族）	1.4	0	—	—	—	—	47	46	89	10	214	9
苗族									77	9		
インドネシア族	664	117	54	18	52	11	247	244	—	—	1,017	44
カムボヂヤ族	—	—	2,597	852	326	71	2	2	—	—	2,925	127
明鄉(2)	—	—	—	—	62	13	—	—	11	1	73	3
馬來人及チャム人	23	4	73	24	8	2	—	—	—	—	104	5
他の土着民	—	—	—	—	—	—	20	20	37	4	57	3
外國人 支那人	11	2	106	35	171	37	3	3	35	4	326	14
外國人 印度人	0.2	0	3	1	2	1	0.2	0	0.5	0	6	0
外國人 その他												
合計	5,656	1,000	3,046	1,000	4,616	1,000	1,012	1,000	8,700	1,000	23,030	1,000

（Annuaire statistique de l'Indochine 1936-37, P. 21）

（註）1. 植民地產佛蘭西人、歐洲人混血兒、歸化土民、日本人及比律賓人を含む
2. 支那人——安南人混血兒

その胡坐(あぐら)をかく鼻、美しい齒並、よく發達した顎、吊上つた眼、廣い額をもつ容貌は一見怜悧さうであるが、一方狡猾の相を多分に含んでゐることも見逃せない。毛髪は黒く硬く、體色は概して稍黒味を帶びてゐる。

多年の間、支那の征服下にあつたためその制度に多分に支那の影響を受けてゐる、部落制度、家族制度等凡ゆる點に。この點印度文化の薫陶を受けたカムボヂヤ人と好き對象をなしてゐる。北は支那文化、南は印度文化と期せずして亞細亞の二大文明が會してゐる點に、印度支那の一大特色がある。支那文化に育てられた安南人は現在、佛蘭西文化を強制せられてゐる。彼等とは全く別個なこの新しい文化が、どの程度まで彼等の生活に滲透してゆくかは、明日の安南人の運命を窺ふに大いなる問題と云はねばならない。

以下安南人の生活に就いて述べてみよう。

安南人は米を主食とし野菜、魚、豚、犬、鶏肉等を副食物とする。然し大部分の者は貧困のため、祭日以外は肉類を食膳に載せ得ない。調味料として愛用するものに、Nuoc mamがある。謂はば我國の醤油の如き役割をなす。鹽水に魚を浸して製するため、その味は辛く、且つ魚臭い。然し安南人はその臭により食慾を唆られると云ふ。

彼等の住居は簡便である。都市には瓦葺で煉瓦造りの家を見ることが出來るが、農村の家屋は多少土を盛り上げた土間の上に、直接建てた長方形の簡單な小屋である。壁及中仕切は竹の骨組と粘土で作り、屋根は藁、棕櫚科の一種のタニエの葉で葺く。入口の正面には祭壇を設けて祖先の靈を祀る。祭壇の前には木製の脚の低い臺を置き、臺上に客を招じ、又は自ら休息したりする。左右の部屋は主として寢室用に供され、臺所は母屋の裏手に附屬し、多く納屋を兼ねてゐる。總じて室内は採光が不充分のため薄暗い。母屋の周圍には小庭がある。生垣で圍まれ、若干の野菜、果樹等が

栽培されてゐる。

彼等は殆んど全てが農民である。米作技術は未だ傳統の域を脱し得ず、幼稚のものではあるが、水田經營には營々孜々例令磽确の地に於いてすら、不撓の努力を以てよく收益を得るに至つてゐる。事實東京、安南、交趾支那の米作地帶を全て占據し、米作を措いて彼等の生活も經濟も考へられぬ程である。斯くの如く彼等がデルタに集結してゐるのは、主として水田耕作に對する適應性にあるとは云へ、一方山地の棲住を嫌ふことも見逃してはならぬ。尤も山地には熱病が多いが、彼等は之を惡疆の所業と信じ怖れてゐる。彼等は他地方に移住するのを非常に嫌ふ。南部には豊饒な沃地があるにも拘らず北部地方殊にデルタ地方の住民は人口過剰に伴ふ生活苦に苦しみ乍らも、敢て自ら移住しようとはしない。祖先墳墓の地に異常なる執着を感ずるが故である。この來るべき原因たる祖先崇拜に就いては「宗教」の項に述べる。

既述せる如く體軀は支那人、カムボヂヤ人に比して弱少であるが行動は敏活である。勞働に對する耐久力は相當強い。男のみならず、女や子供もよく勞働に堪へる。支那人よりも器用であり、各人が萬能的な能力を持つてゐる。殆んど全ての者が農夫であると同時に舟夫であり、石工、大工、指物師、金屬細工、彫刻等を一通り心得てをり、絲を紡ぎ、布を織り、簡單な染色を行ひ、衣を縫ふことが出來る。然しその器用さは平凡の域を出ない。

一般に禮儀を重んずるがその反面卑屈である。支那風大官の壓制がかうした氣風を養つたものらしい。權力の前には事の正否を問はず屈從するの風潮が顯著である。虚榮心は極めて强く、阿諛追從には弱い。女に於いては特に著しい。物を盗むことは日常茶飯事と考へてゐる。一般に窃盗を著しい不道徳とは考へず、露顯した時に返しさへすればよい位従順ではあるが、内心は殘忍性を多分に持つてゐる。恩を知らぬことも著しい缺點の一である。主人を欺き、主人の

に考へてゐる。然し獰悪な殺傷を行ふやうな強盗は少く、所謂「こそ泥」が多い。

特に注意すべきは、一般に商業を蔑視する傾向が強いことである。男子は之を婦女の業として携はるを好まず、多くは妻子に委ねてゐる。殊に學識ある者は商業を潔しとせず、唯官吏に登用されるのを最大の榮譽としてゐる。是が利才に長じた華僑の跳梁する最大の原因となつてゐる。

(2) カムボヂヤ人

全人口の一二・七%を占め、安南人に次ぐ重要種族である。その分布はカムボヂヤを本據とし、交趾支那に及んでゐる。安南人と同様に人種的起源に就いては明かでないが、紀元當初頃爪哇を經て渡來せる印度人が土着民と混血したものと云はれてゐる。短頭顱で背高く（一米六五）、身體は頑丈である。頸は短く、皮膚の色は濃く、脣は厚い。鼻は胡坐をかき、毛髪は濃く黒い。男は短い上衣と Sampot と云ふ下裳をつける。布帛を股間に通し、腰臀部を纏ふ。女は體に密着したローブを着、派手な色彩の肩掛を斜に胸にかけ、背と腕を露出してゐる。

米作を主とし、牧畜、林産、養蠶に力を盡してゐるが、その他遲羅灣沿岸に於いては胡椒の栽培、太湖にては漁業に従事してゐる。又彼等は藝術的素質に惠まれ、彫刻及金屬細工等に優れたる技倆を示す。女は絢爛たる絹織物を織る。教育は寺院に於いて僧侶が初等教育を授けてゐる。又僧籍に入ることは永久的義務を伴はないので、子弟は普通入門し、人格的教育を受ける。

その性情は怠惰なのが缺點である。自然的條件に惠まれ、さして勞苦を要せぬ生活の安易に馴致されてゐるがためである。溫和ではあるが、その反面無氣力である。是がより積極的、強力な安南人、華僑の抑壓を蒙つてゐる最大原因である。

(3) ラオス人

身長は中位より稍高い。男は頭の周圍を剃り、女は髪を結ふ。男はカムボヂヤ人と同樣にサンポットを用ひ、女は刺繍した Sin（下裳）とシールをする。住宅は杙上家屋である。地方により（殊に北部地方）腹部に文身の風習がある。文身の有無により、之を黒腹ラオス人、白腹ラオス人と呼ぶ。

その性質は快活で、人に愛想がよい。

農業は餘り巧みでなく、水田や畑の耕作は妻や山地蠻に任してゐる。その代り狩や漁業に得意で、且つ獨木舟の操縦に勝れてゐる。急湍岩を噛むメーコン河の激流を、巧みに桿を用ひ、獨木舟の技倆である。然しラオス人の特色は商才に惠まれてゐることである。山地の住民と華僑又はタイ商人との仲介的役割を務め、且つラック、安息香、籐の如き林産物を以て、織物、鹽、烟草及阿片と交換する。以上の如くラオス人が商才に惠まれてゐることは、その地理的關係にも勿論よるが、ラオスに華僑の侵入を容易に許さぬ重要な原因となつてゐる。

極めて音樂を愛好し、凡ゆる機會に宴を張り、Khène（竹製の樂器）の伴奏で踊り唄ふ。月清き夜など三々五々群れ集うて米酒を汲み、笛を吹き一夜を過す風流味を有つてゐる。

(4) ムオン族

ムオン族（Muong）は安南人と同一血統である。唯安南人程混血してない點よりみて、古代安南人の俤を有するものと云はれてゐる。生活、社會制度等凡ゆる點に、安南人の影響を多分に受けてゐる。

(5) チャム人

インドネシア系種族で、背高く（一米七〇）、頭は稍長頭、皮膚は黒ずんだ褐色で、眼は水平、體軀は頑丈である。昔ては南部安南に印度文明國家、占婆王國を形成してゐたが、紀元一七一四年安南人に征略されてより、その一部はカムボヂヤに難を避け現在に及んでゐる。

米、玉蜀黍、棉、烟草、野菜類の栽培を以て生計に充てゝゐる。現在のチャム人はどん底の生活にある。杭の上に建てたみすぼらしい茅屋は、その生活程度を雄辯に物語つてゐる。然し彼等は奮起しようとはしない。老人の語るチャム族の言葉は、現在のチャム人を一言にして云ひ盡してゐる。

(6) 高部東京の山地蠻

高部東京の山地蠻は人種學的體型、言語及風俗より之を泰族（Thai）、蠻族（Man）、苗族（Méo）、及猓々（Lolo）族に分類することが出來る。泰族はタイ人、ラオス人と同一種族で、移住期は極めて古いが、その他の三種族は十三世紀以降、南支より移住したものである。

これ等山地蠻の分布狀態は概して土地の標高に相應し、泰族が溪谷及低地地方に居住するに對し、蠻族は標高三〇〇米乃至九〇〇米の高地に、苗族及猓々族は九〇〇米以上の山嶽地方を占めてゐる。

泰族は更に土人（Thổ）、白泰（Tai blanc）、黒泰（Tai noir）、儂人（Nong）、沙人（Cha-jen）、擺夷（Pa-y）、土老（Tou-lao）、獞人（Tchong-jen）、貴州（Koui-tchéou）等の諸種族に、蠻族（支那では猺族と呼ぶ）は蠻藍靛（Man-lan-tien）、蠻頂板（Man-ta-pan）、蠻戟板（Man-siao-pan）及 Pa-seng に、苗族は白苗（Peu-méo）、黒苗（Hei-méo）、紅苗（Hong-méo）、花苗（Hoa-méo）及 Méo-moung-cha に、猓々族は猓々、蒲剌（Pou-ia）、窩泥（Ho-nhi）、及 Xa pho に分け得る。

泰族殊に土人は安南人の影響を受けてゐる。性質は極めて溫順で、安南人の陰險さを持たない。土人の西方、黒河（Rivière Noire）及紅河（Rivière Rouge）に沿うて白泰が分布する。白泰より西方、黒河に沿うて黒泰が居住する。名稱の區別は服の色の差異による。何れも代上家屋に住し、床下を家畜の飼育所に充てゝゐる。水田が不足なので火田耕作を行ひ、陸稻、棉の類を栽培する。

蠻族は智能に於いて泰族に劣るが、より勤勉である。泰族同樣代上家屋に住む。その一種族、蠻頂板の女は、刺繍した鮮美な服で知られてゐる。

苗族は高部東京蠻中、最も精悍である。十九世紀頃南部雲南より移住したもので、その儘移住を續ければ先住民族との間に凄慘たる生存鬪爭を免れ得なかつたであらうが、肉體的理由より標高九〇〇米以下の土地では生活が不能のため山嶽地方に分布してゐる。農業を主とし、米、玉蜀黍、蕎麥等を耕作する。女の衣服が華麗なのは、苗族の一特色である。猓々族は風采、容貌共に優れ、女はすらりとした體軀と愛くるしい容貌をもつ。支那の猓々が果敢且つ兇暴なるに反し、東京の猓々は溫和で且つ樂天的である。服裝、生活、居住方式に於いて、泰族の其れを模倣してをり獨自性に乏しい。

娘は肉食を禁じられ、殊に保祿（Bao-lao）地方では家鴨の肉を喰ふことは絶對に許されない。家鴨が卵を孵さず且つ雛を育てぬと云ふことから、女がその肉を喰へば子供を育てぬ樣にならうと云ふ危惧の念に發してゐる。

(7) 安南山脈の山地蠻

チャム人同様、インドネシア系の種族で、安南人から Moi、カムボヂヤ人から Phnong、ラオス人から Kha と呼ばれる。極めて多種多様の種族に分れてゐるため、その種族的特徴を述べるのは極めて困難であるが、體軀は概して小さく（一米五七）、長頭で、皮膚は稍赤味ある焦げた白色。毛は少しく縮れ、眼は水平である。

高部東京の山地蠻が他種族との接觸により既にある程度同化してゐるに對し、この山地蠻は今に古への原始文化を守り續けてゐる剽悍猛の蠻人で、之が馴育は佛印政府の多年の懸案になつてゐるが、效果はさして上らない有樣である。

その一種族ジャライ族（Jarai）は、母系中心の家族を組成する。一例を擧げると亭主關白も此處では通らず、酒を呑む時でも女房の許可を要する。それも先づ母が、次いで娘が呑み、最後に父親が呑むのである。婚姻も娘から申込まれる。嘗ては最初の子を殺す風習があつた。然し漸次消滅の傾向をとつてゐる。次に生まれる子のための贖ひであると云ふのが彼等の見解である。

(8) 外國亞細亞人

外國亞細亞人中、最も多數を占めてゐるのが支那人である。その數三十二萬六千人。然し支那事變以來多くの避難民が入國した點よりみて、著しき增加を示してゐると考へられるが、その數は明かでない。彼等は各種の產業に從事してゐるが、殊に商業關係に於けるその重要性は著しい。華僑に就いては後述「支那との經濟關係」の項を參照されたい。

その他印度人、タイ人及爪哇人等がある。就中印度人の西貢（サイゴン）を中心とする金貸業（チェッティー）の活動は、直接土民の金融に關係してゐる點に、看過すべからざる性質を有してゐる。

第5表　歐洲人口人種別國籍

國籍別	安南	カムボヂヤ	支那交趾	ラオス	東京	合計
			男子			
佛蘭西人						
出生	3,084	1,336	8,582	313	9,427	22,742
歸化	111	55	607	11	377	1,161
合計	3,195	1,391	9,189	324	9,804	23,903
外國人						
日本人	16	3	60	—	48	127
英吉利人	3	2	43	1	45	94
阿米利加人	15	6	23	—	12	56
其他	26	27	173	9	1,852	2,087
合計	60	38	299	10	1,957	2,364
國籍不明	22	37	65	1	160	285
			女子			
佛蘭西人						
出生	1,464	937	5,349	204	5,438	13,392
歸化	135	97	867	28	458	1,585
合計	1,599	1,034	6,216	232	5,896	14,977
外國人						
日本人	13	3	42	—	46	104
英吉利人	7	—	23	—	14	44
阿米利加人	14	9	11	1	3	38
其他	29	13	111	6	65	224
合計	63	25	187	7	128	410
國籍不明	43	9	128	—	226	406
			男女合計			
佛蘭西人						
出生	4,548	2,273	13,931	517	14,865	36,134
歸化	246	152	1,474	39	835	2,746
合計	4,794	2,425	15,405	556	15,700	38,880
外國人						
日本人	29	6	102	—	94	231
英吉利人	10	2	66	1	59	138
阿米利加人	29	15	34	1	15	94
其他	55	40	284	15	1,917	2,311
合計	123	63	486	17	2,085	2,774
國籍不明	65	46	193	1	386	691

（1937年1月28日歐洲人調査人口に依る）
（Annuaire statistique de l'Indochine 1936-1937, P. 23.）

第6表 年齢別歐洲人人口

年齢別	安南	カムボヂヤ	交趾支那	ラオス	東京	合計
			男子			
1歳未満	58	35	200	5	186	479
1 — 4	197	134	779	28	711	1,849
5 — 9	306	118	816	19	770	2,029
10 — 14	184	75	646	11	588	1,504
15 — 19	94	44	425	6	361	930
20 — 29	1,104	315	2,718	61	3,839	8,037
30 — 39	723	356	2,052	109	3,613	6,853
40 — 49	315	210	1,120	45	1,067	2,757
50 — 59	202	114	576	39	526	1,457
60 — 69	81	30	175	10	184	480
70歳及70歳以上	16	3	36	1	48	104
年齢不明	2	32	10	1	28	73
合計	3,277	1,466	9,533	335	11,921	26,552
			女子			
1歳未満	45	28	177	8	199	457
1 — 4	187	117	741	35	679	1,759
5 — 9	230	146	781	32	754	1,943
10 — 14	211	73	622	17	632	1,555
15 — 19	104	66	481	13	436	1,100
20 — 29	296	218	1,377	50	1,236	3,077
30 — 39	350	250	1,290	47	1,243	3,180
40 — 49	204	108	780	24	642	1,688
50 — 59	47	33	209	12	263	644
60 — 69	23	23	118	1	101	256
70歳及70歳以上	1	4	38	—	28	71
年齢不明	7	2	17	—	37	63
合計	1,705	1,068	6,531	239	6,250	15,793
			男女合計			
1歳未満	98	63	377	13	385	936
1 — 4	384	251	1,520	63	1,390	3,608
5 — 9	536	264	1,597	51	1,524	3,972
10 — 14	395	148	1,268	28	1,220	3,059
15 — 19	198	110	906	19	797	2,030
20 — 29	1,400	533	3,995	111	5,075	11,114
30 — 39	1,073	606	3,342	156	4,856	10,033
40 — 49	519	318	1,830	69	1,709	4,445
50 — 59	249	147	865	51	789	2,101
60 — 69	104	53	283	11	285	736
70歳及70歳以上	17	7	74	1	76	175
年齢不明	9	34	27	1	65	136
合計	4,982	2,534	16,084	574	18,171	42,345

（1937年1月28日歐洲人人口調査に依る）

(Annuaire statistique de l'Indochine 1936-1937, P. 22.)

第7表 職業別歐洲人人口

職業別		安南	カムボヂヤ	交趾支那	ラオス	東京	合計
				男子			
15歳未満		740	362	2,441	63	2,255	5,861
15歳以上	職業	171	91	856	16	604	1,738
	無職業	114	45	390	8	110	667
	農・林・漁業	100	51	401	27	424	1,003
	鑛業	58	27	139	12	179	415
	運輸業	103	76	595	13	380	1,167
	商業	16	21	131	2	63	233
	自由職	78	60	448	8	237	831
	宗教家	121	18	35	12	170	356
	醫師	3	1	10	—	4	18
	軍人	1,370	293	2,786	60	6,370	10,779
	官吏	503	421	1,321	114	1,125	3,484
合計		3,277	1,466	9,553	335	11,921	26,552
				女子			
15歳未満		673	364	2,321	92	2,264	5,714
15歳以上	職業	813	625	3,564	128	3,393	8,523
	無職業	7	1	14	1	15	38
	農・林・漁業	7	1	52	—	34	94
	鑛業	—	—	3	—	1	4
	運輸業	30	20	142	1	157	350
	商業	—	—	9	1	6	16
	自由職	30	24	168	2	111	335
	宗教家	83	6	83	8	93	273
	醫師	8	1	27	—	21	57
	軍人	—	—	—	—	—	—
	官吏	54	26	148	6	155	389
合計		1,705	1,068	6,531	239	6,250	15,793
				男女合計			
15歳未満		1,413	726	4,762	155	4,519	11,575
15歳以上	職業	984	716	4,420	144	3,997	10,261
	無職業	121	46	404	9	125	705
	農・林・漁業	107	52	453	27	458	1,097
	鑛業	58	27	142	12	180	419
	運輸業	133	96	737	14	537	1,517
	商業	16	21	140	3	69	249
	自由職	108	84	616	10	348	1,166
	宗教家	204	24	118	20	263	629
	醫師	11	2	37	—	25	75
	軍人	1,270	293	2,786	60	6,370	10,779
	官吏	557	447	1,469	120	1,280	3,873
合計		4,982	2,534	16,084	574	18,171	42,345

（1937年1月28日歐洲人人口調査に依る）

(Annuaire statistique de l'Indochine. 1936-1937, P. 25)

(9) 歐洲人

歐洲人人口は四萬三千人で總人口の僅か二パーセントに過ぎない。猶ほ注意すべきはこゝに云ふ歐洲人とは純歐洲人のみを云ふのではなく、日本人、阿米利加人等をも含んでゐるのである。

一九三七年度に於ける國籍別、性別及年齡別、職業別人口に就いては、第五、六、七表に示した如くである。

二　人　口

I　人口靜態

(1) 邦別地方別分布

一九三六年度に於ける官廳統計に據ると、印度支那の總人口は二千三百三萬であるが、之を各邦別にみると東京は總人口の約三八パーセントを、安南は約二五パーセントを占め、面積に於いて東京の二倍以上を占むるラオスの人口は、總人口の僅か五パーセントに過ぎない。猶ほ佛蘭西本國の人口は一般統計局の調査によると、一九三一年度に四千百八十三萬五千人であるから、印度支那の人口は本國人口の略ゝ二分ノ一に該當する。更に各邦に於ける一九三六年度地方別人口を示せば第八表の如くである。

第8表　地方別面積及人口

州・地方		面積	人口	密度（一平方粁當り）
安南		千平方粁	千人	
Binh-dinh	（平定）	6.0	557	93
Binh-thuân	（平順）	6.7	111	17
Darlac		21.3	106	5
Ha-tinh	（河定）	6.1	400	66
Haut-Donnaï	（上東乃）	8.8	60	7
Khanh-hoa	（慶和）	4.3	121	28
Kontum	（崑頓）	17.5	302	17
Nghê-an	（義安）	16.0	746	47
Ninh--thuân	（寧順）	3.5	86	25
Phu-yên	（富安）	4.3	251	59
Pleiku		9.3	137	15
Quang-binh	（廣平）	8.0	223	28
Quang-nam	（廣南）	12.1	767	63
Quang-ngai	（廣義）	4.2	439	105
Quang-tri	（廣治）	4.7	172	37
Thanh-hoa	（清和）	10.1	844	84
Thua-thiên	（承天）	4.7	302	64
Tourane	（都郎）	0.0	25	?
合計	1936年	147.6	5,556	38
1931年調査		147.6	5,122	35
カムボヂヤ		千平方粁	千人	
Battambang	（巴丹孟）	20.3	264	13
Kampot	（開堡）	17.6	219	12
Kandal	（慶拉爾）	3.8	419	110
Kompong-cham	（岡本棧）	7.7	460	60
Kompong-chnang	（岡本川南）	5.6	163	29
Kompong-speu		7.1	173	24
Kompong-thom	（岡本通）	24.0	168	7
Kratié		28.4	66	2
Prey-veng	（白萊陽）	4.8	285	59
Pursat	（菩薩）	12.3	83	7
Siem-réap	（森略）	17.3	161	9
Soai-riêng		2.9	148	52
Stung-treng	（士敎特隴）	23.0	43	2
Takéo	（打橋）	3.5	291	83
Phnompenh（市）	（金邊）	0.0	103	?
Grand Lac	（太湖）	2.7	—	—
合計	1936年	181.0	3,046	17
1931年調査		181.0	2,806	15

州・地方		面積	人口	密度（一平方粁當リ）
交趾支那		千平方粁	千人	
Bac-liêu	（薄寮）	7.3	244	34
Baria	（吧喇）	2.1	63	29
Bên-tré	（檳椰）	1.6	302	190
Biên-hoa	（邊和）	11.3	162	14
Can-tho	（芹苴）	2.3	367	158
Cap-St-jacques		?	8	?
Chau-doc	（昭篤）	2.9	254	88
Cholon	（堤岸）	1.2	232	184
Gia-dinh	（嘉定）	1.8	298	162
Go-công	（嘉貢）	0.7	109	165
Ha-tiên	（河僊）	1.1	26	24
Long-xuyên	（東川）	2.7	253	94
My-tho	（美荻）	2.3	389	168
Rach-gia	（絶石）	6.8	350	52
Sadec	（薩得）	1.5	231	153
Soc-trang	（索特蘭）	2.4	198	83
Tan-an	（新安）	3.6	135	38
Tay-ninh	（西寧）	4.2	122	29
Thu-dau-mot	（守瀧沒）	5.6	173	31
Tra-vinh	（茶榮）	2.0	251	126
Vinh-long	（平隆）	1.2	190	157
Ile de Poulo Condore	（崑崙島）	0.1	3	38
Cholon（市）	（堤岸）	0.0	145	?
Saigon（市）	（西貢）	0.0	111	?
合計	1936年	64.7	4,606	71
1931年調査		64.7	4,484	69
ラオス		千平方粁	千人	
Bassac	（百寨）	26.4	158	6
Cammon		26.4	105	4
Haut-mékong		12.9	31	2
Houa-phans	（琅勃剌邦）	16.3	57	3
Luang-prabang		55.6	197	4
Phong-saly（第五軍區）		15.8	35	2
Saravane	（沙拉文尼）	16.2	94	6
Savannakhet	（沙文納克）	21.7	164	8
Tran-ninh		19.5	61	3
Vientiane	（維由）	20.6	110	5
合計	1936年	231.4	1,012	4
1931年調査		231.4	944	4

州・地方		面積	人口	密度（一平方粁當リ）
東京		千平方粁	千人	
Bac-giang	（北江）	5.2	273	52
Bac-kan	（北金）	5.1	54	11
Bac-ninh	（北寧）	1.1	486	454
Cao-bang（第二軍區）	（高平）	6.7	171	26
Ha-dong	（河東）	1.7	904	532
Ha-giang（第三軍區）	（河江）	8.3	78	9
Hai-duong	（海陽）	2.3	752	330
Hai-ninh（第一軍區）	（海寧）	3.3	92	28
Ha-nam	（河南）	1.2	458	395
Hoa-binh	（華平）	4.6	54	12
Hung-yên	（興安）	0.9	479	557
Kiên-an	（建安）	0.9	418	452
Lai-châu（第四軍區）	（萊州）	20.1	67	3
Lang-son	（諒山）	6.2	150	24
Lao-kay	（老開）	5.9	58	10
Nam-dinh	（南定）	1.5	1,056	704
Ninh-binh	（寧平）	1.6	387	248
Phuc-yên	（福安）	0.7	167	242
Phu-tho	（富壽）	3.7	296	81
Quang-yên	（廣安）	3.4	147	43
Son-la	（松拉）	10.9	103	9
Son-tây	（山西）	1.0	288	282
Thai-binh	（太平）	1.5	1,027	676
Thai-nguyên	（太原）	3.5	100	29
Tuyên-quang	（宣光）	5.9	65	11
Vinh-yên	（榮揚）	1.1	244	218
Yên-bay	（安沛）	7.4	87	12
Haiphong（市）	（海防）	0.0	70	?
Hanoi（市）	（河內）	0.0	149	?
合計	1936年	115.7	(1) 8,700	75
1931年調査		115.7	8,096	70
全印度支那	1936年	740.4	23,030	31
〃	1931年	740.4	21,452	29

註。(1) 歐洲人及土民兵士を含む

第9表 主要都市人口

都市名	人口數	都市名	人口數
河內(Hanoi)	149,000	堤岸(Cholon)	145,000
海防(Haiphong)	70,000	金邊(Phnom-penh)	103,000
順化(Huê)	27,500	巴丹孟(Battambang)	23,000
都郎(Tourane)	23,000	維由(Vientiane)	13,000
西貢(Saigon)	111,200	琅勃剌邦(Luang-prabang)	6,040

(Guide touristique général de l'Indochine, 1938)

更に主要都市の人口を見ると上表の如くである。

上表に看る如く、印度支那には多數の人口を擁する大都市はなく、最大の都市と雖も十五萬を出ない。人口の都市集中が見られぬことは斯くの如くであるが、一方人口の地域的な偏在は極めて著しい。それは人口密度を見ることによつて明かとなる。

(2) 人口密度

印度支那全體の人口密度は一平方粁當り三十一人である。一九三一年度の二十九人に比せば稍增加はしてゐるが、佛蘭西本國の七五・九人、日本內地の百八十一人に比べると密度は遙かに小である。

然も人口密度は地域によつて非常に差異がある。第八表に看る如く東京に於ける一平方粁當り人口は七十五人、交趾支那のそれは七十一人であるから、是等二邦の密度は本國のそれとは大差ないが、是に對して安南は三十八人、カムボヂヤは更に少く十七人、ラオスに至つては僅に四人に充たない。人口の偏在は啻に邦別に於いてのみではなく、地方別に於いても同樣である。例へば東京に於いて南定(Nam-dinh)、太平(Thai-binh)、興安(Hung-yên)、河東(Ha-dong)の諸地方の一平方粁當り人口はそれぞれ七百四人、六百七十六人、五百五十七人、五百三十二人と云ふ人口過剩を示してゐるに對し、萊州(Lai-chau)、夏瀼(Ha-giang)の如きは、僅に一平方粁當りそれぞれ三人、九人と云ふ甚しき人口稀薄の狀態にある。

斯くの如く地域によつて人口密度に大いなる差があるのは、云ふまでもなくそれぞれの地域が土民の生活に適、不適の相違を有つからである。卽ち交趾支那、東京の平原地方、殊に前者に於いてはメーコン河、後者に於いては紅河の流域及安南海岸等の肥沃にして氣候の良好なる地方には多くの人口が集中し、これに對してカムボヂヤ、ラオスの山嶽地方には少數の蠻人しか居住してゐない。一般的に、氣候が歐洲諸國ほど溫和でないため、若干の良好なる地域に大多數の人口が集中し、農業その他の生產に從事する傾向がある、大都市なきにも拘らず、人口の分布が地域的に甚だしく偏倚してゐる理由はそこにあるのである。

II 人口動態

(1) 總人口の增減

印度支那の總人口は一般に增加の傾向にある。卽ち第十表の統計に見る如くである。

次表の如く一九二六年に於ける總人口一千八百三十四萬七千人は、一九二九年には約百八十七萬二千人を增加して二千二十一萬九千人となり、また一九三一年には二千百四十五萬二千人となり、更に一九三六年には二千三百三萬人となつてゐる。一九二六年末から一九三一年末までの五ケ年間に三百十萬五千人の增加、卽ち一ケ年平均六十二萬一千人の增加を示してゐる。右と同じ期間に於ける佛蘭西本國の總人口の增加は四千八十七萬人から四千百八十六萬人、從つて

第10表　人口推移表（自1926年 至1936年）

年度＼国別	仏領印度支那	東京	安南	カムボヂヤ	ラオス	計
1926年人口	3,918,933	6,317,018	4,804,762	2,445,630	860,915	18,347,257
1929年人口	4,327,826	7,688,816	4,731,432	2,586,326	885,194	20,219,594
1931年人口	4,484,000	8,096,000	5,122,000	2,806,000	944,000	21,452,000
1936年人口	4,616,000	8,700,000	5,656,000	3,046,000	1,012,000	23,030,000

九十九萬人の增加で、一年當り二十萬人に達してゐない。

五ヶ年間の增加率は、佛蘭西本國が二・四パーセントであるのに對し、印度支那は格段に大きく、一五パーセントを超えてゐる。印度支那のこの人口增加の趨勢は注目に値する。試みに日本の五ヶ年の人口增加率を一九二六年—三〇年に就いて見るに、內地に於いては五千六百十萬一千人より六千四百四十四萬八千人に、約八百三十四萬人を增加し、同期間の增加率は一四・九パーセントとなつてゐる。從つて近年に於ける印度支那の人口增加率は正に我國のそれを凌駕し急速且つ堅實なる增勢を辿りつゝあると言ひ得るのである。

然らば以上の如き人口增加の原因は何であるか。これを明らかにするためには、人口の增加を齎らしつゝある事情をよく詳細に檢討しなければならない。換言すれば印度支那の人口增加は(一)出生、死亡の差による自然增加(二)移住、

第二章　住民

第11表　出生死亡による人口移動

		1928	1929	1930	1931	1932	1938	1934	1935	1936
歐洲人	出生	1,058	—	1,201	1,213	1,270	1,339	1,488	1,372	1,354
	死亡	581	—	578	655	611	644	610	689	610
亞細亞人（單位千人）	出生	149	156	164	153	154	155	173	165	169
	死亡	113	112	103	100	96	98	105	114	110

(Annuaire statistique de l'Indochine, 1936-37, P. 251.)

萬九千人、死亡數は十一萬三千人、差引自然增加は三萬六千人である。一九二九年の出生數十四萬くを一括したものであつて、この部分に就いて見ると一九二八年の出生數は一千五十八人、死亡數五百六十三人、一九二六年には五百八十六人で、略ゝ同じ增加を示してゐる。それ以前に於いても、また一九三二年以後に於いても歐洲人の自然增加の傾向は略ゝ同樣で、每年五百人乃至六、七百人の自然增加を示し、增加の率も殆んど變化を見ない。

次に、上表に亞細亞人とあるのは、交趾支那に居住する亞細亞人（モイ族を除

化等による社會的事情增加の何れに因るものなりやを研究する必要がある。項を別にしてそれらの事情を述べることゝする。

(2) 出生及死亡

印度支那土民に就いては出生、死亡による人口增減に關し殆んど調査が行はれてゐない。故に他の方面よりの統計的類推によつて比較的安當な數字を見出さなければならぬ。上表に依つて歐洲人及亞細亞人の出生、死亡數を見よ。

歐洲人に就いて見ると一九二八年に於いて出生數は一千五十八人、死亡數五百八十一人にして差引四百七十七人の自然增加であり、一九三一年に於いては五百五十八人であるが、一九二七年に於いてはその數六

年の自然増加は四萬四千人、一九三〇年は六萬一千人、一九三一年は五萬三千人、一九三二年は同じく五萬七千人、一九三四年は六萬八千人となつてゐる。從つて亞細亞人の出生、死亡の差による自然増加は毎年約五萬人乃至七萬人に達するものと見られ、その増加率は漸次上昇しつゝある。

斯くて歐洲人の年々の自然増加六百人乃至七百人に亞細亞人の六萬乃至七萬人を加へた約六萬人乃至七萬人の年自然増加を得るわけである。勿論これが土民を除いた全外國人の自然増加ではなく、右表に於いても亞細亞人は交趾支那に居住する者のみしか含んでゐないから、これに東京、安南、カムボヂヤの分を合すれば、亞細亞人の自然増加の數はもつと多くなるわけである。交趾支那に居住する亞細亞人の數は一九三一年度に於いて二十萬九千人であるが、これに對して上記の東京の五萬二千人、安南の一萬人、カムボヂヤの十五萬三千人及ラオスの四千人を合した四地域の亞細亞人の數は二十一萬九千人で、兩者の差は約一萬人に過ぎぬ。從つて毎年の増加率が各地域とも大差なしとすれば交趾支那と上揭四地域の自然増加數は略ゝ等しく、毎年約六、七萬人と見て大なる誤りはないであらう。かゝる推定を強める事情はカムボヂヤが四地域に居住する亞細亞人の大部分を占めてゐることゝ、同地域の人口集中地方が交趾支那と殆んど等しい氣候的並びに産業的條件に置かれてゐるといふことである。故に後者が前者よりも大なる増加率をもつとしても、少くともそれは大差なきものと推定し得る。斯くて交趾支那以外の諸地域を合して約十二萬人乃至十三萬人を亞細亞人の自然増加數と考へても、過少評價ではなからう。

印度支那の一年間の人口増加約六十二萬人とし、これより右の十二萬人乃至十三萬人を控除すると概數五十萬人を得るが、土民人口の増加を見るためには、更に移民の移動による増減といふ事情を考慮に入れなければならぬのである。

(3) 移民の出入

印度支那に出入する外國人の主なるものは支那人であつて、タイ人、印度人、馬來人は極めて少數である。

第十二表に見る如く近年に於ける印度支那移民の動態は一九三一年を劃期としてそれ以前と以後とで著しい差異がある。先づ一九二三年亞細亞人の移民入國者は四萬七千六百三人で出國者は二萬七千五百七十七人、その差二萬二十六人の入國超過であつた。一九二四年は入國者四萬四千八百四十四人、出國者三萬七百六十三人で入國超過は一萬四千八十一人で、一九二五年の入國超過は一萬五千五百四十三人、一九二六年は一萬九千四百七人、一九二七年は三萬二千二十六人、二九年は二萬九千三百七十五人、三〇年は一萬七千五百九十七人であつた。從つて、一九二三年より一九三〇年までの間に合計十四萬八千五十五人の入國超過をみたわけである。

然るに一九三一年に至つて入國者と出國者との地位は反對になつた。即ち同年の入國者數五萬八千八百三十六人に對して出國者は六萬三千九百九十三人となつて、逆に出國超過が五千百五十七人になつたのである。この逆轉せる傾向はその後も引き續き、一九三二年に於いては入國者三萬六千七十一人に對して出國者五萬二千九百五十一人、即ち出國超過一萬六千八百八十人であり、一九三三年は八千九百四十九人となつてゐる。

右の理由が何であるかは後に述べるとして、先づ事實として知り得るのは、一九三一年以前の印度支那の人口増加に對する移民の入國が可成りの貢獻をなし來つたことで、上述の如く一九二三年から一九三〇年までの亞細亞人の入國超過は十四萬八千五十五人に達してゐるのでもその一班が窺はれる。

第二に知られる事實は移民の居住する地域が甚だしく偏つてゐることである。例へば一九三一年に就いて見ても支那

第12表　外國亞細亞人出入國數

出入別及年次別＼國別			安南	カムボヂヤ	交趾支那	ラオス	東京	計
支那人	入國者	1923年	—	8,478	33,458	500	4,581	47,017
		1924年	—	7,261	31,754	789	4,424	44,228
		1925年	—	8,675	25,787	932	4,262	39,656
		1926年	—	10,922	33,914	1,419	6,324	52,579
		1927年	1,300	3,637	41,637	231	11,397	58,202
		1928年	—	—	—	—	—	—
		1929年	—	—	—	—	—	80,720
		1930年	1,525	—	40,937	—	28,438	70,900
		1931年	1,827	—	28,311	—	27,646	57,784
		1932年	1,254	—	20,876	—	13,144	35,274
		1933年	1,682	—	21,650	—	12,854	36,186
		1934年	2,125	—	25,188	—	11,345	38,658
		1935年	1,686	—	30,925	—	11,277	43,888
		1936年	1,061	—	35,727	—	16,637	53,425
	出國者	1923年	—	2,785	20,101	110	4,190	27,186
		1924年	—	3,741	23,191	526	2,922	30,380
		1925年	—	4,114	18,333	233	1,783	24,463
		1926年	—	5,511	22,352	312	5,457	33,632
		1927年	1,244	2,485	21,181	253	1,925	27,088
		1928年	—	—	—	—	—	—
		1929年	—	—	—	—	—	51,412
		1930年	1,443	—	27,907	—	23,874	53,224
		1931年	1,987	—	34,450	—	25,951	62,388
		1932年	1,939	—	35,944	—	13,243	51,126
		1933年	2,281	—	30,318	—	11,938	44,537
		1934年	1,986	—	20,235	—	11,294	33,515
		1935年	1,666	—	18,421	—	8,056	28,143
		1936年	1,060	—	20,568	—	15,943	32,571

（Annuaire statistique de l' Indochine より作成）

	安南	カムボヂヤ	交趾支那	ラオス	東京	計	總計
	—	—	542	5	39	586	47,603
	—	—	545	4	67	616	44,844
	—	—	778	14	49	841	40,497
其	—	—	886	11	87	984	53,563
	117	78	1,043	51	376	1,665	59,867
他	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	1,469	82,189
	111	—	965	—	390	1,466	72,366
の	93	—	652	—	307	1,052	58,836
	98	—	488	—	211	797	36,071
外	109	—	458	—	125	692	36,878
	106	—	346	—	180	632	39,290
國	58	—	356	—	171	585	44,473
	48	—	361	—	106	515	53,940
亞	—	—	376	5	10	391	27,577
	—	—	355	13	15	383	30,763
	—	—	451	12	28	491	42,954
細	—	—	487	7	30	524	34,156
	51	28	481	39	154	753	27,841
亞	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	1,402	52,814
	52	—	1,182	—	311	1,545	54,769
人	65	—	1,317	—	223	1,605	63,993
	55	—	1,614	—	156	1,825	52,951
	123	—	995	—	172	1,290	45,827
	154	—	465	—	130	749	34,264
	91	—	409	—	116	616	28,759
	29	—	319	—	74	422	37 993

人口の入國數五萬七千百人のうち二萬八千三百人、卽ち四九パーセントは交趾支那に居住地を定め、また二萬七千六百人卽ち四八パーセントは東京に居住してゐる。兩者を合して移民入國者の九七パーセント以上が上記の二地域に入つて行くのである。從つて安南、ラオス、カムボヂヤに入るのは僅かに殘りの三パーセントのみに過ぎない。この傾向はどの年度に於いても同じであり、移民の殆んど全部が交趾支那、東京の兩地方、殊に平原地方に居住するのである。

さて、然らば一九三一年以降の入國移民數よりも出國移民數の方が、それ以前と反對に增加するに至つた原因は何であるか。この問題に對する直接の答ではないが、例へば、ポール・ベルナール(Paul Bernard)は印度支那に於ける近年の移民問題に關しその著『印度支那の經濟問題』(Le problème économique indochinois)に於いて、東京、交趾支那等の米作地帶に於ける過剩人口の存在を指摘してゐる。卽ち同地方に於いては單位耕地面積當りで農民が既に過剩乃至は飽和點に達せりとし、今後の農業移民の收容力なきことは勿論、現在に於いてすらそれは不可能であると述べてゐる。その他彼は印度支那の工業が未發達にしても工業人口を收容する餘地は少いと述べてゐる。併しながらこの說は必ずしも妥當ではない。先づ農業に於いては從來の粗笨米作を改善して集約農業に轉ずれば、印度支那が米作農業移民を收容する餘地は充分に生じ得る。且つ工業部面に於いても今後の發達によつて勞働者人口の消化は充分可能性を有してゐるのである。從つて印度支那に於ける移民數の減少は、ベルナールの言ふ如き意味の過剩人口に因るに非ずして、それよりも直接的原因例へば、印度支那最近の經濟不況、或は移民の供給地たる支那の國內事情等に基づくものと考へた方が正しい。

第三　歷史

一　民族史略

安南人は北部より移住せるモンゴール族が土着民と混血したものと云はれてゐるが、その移住期は尙ほ未だ詳かでない。唯開國說話、傳說等より考へて、恐らくは漢民族發生期と略ゝ同じ頃ではないかと推定し得るに過ぎない。安南人の名が史上に現はれたのは、紀元前二一四年の秦始皇帝の所謂南越征略以後のことに屬する。次いで紀元前一一一年には漢武帝の征略に遭ひ、之が支配下に置かれ、同時に支那文明が移入された。その居住地帶は現東京及中部安南に及び、當時は越南(Viet nam)又は南越(Nam viet)と呼ばれてゐた。安南と呼ばれるに至つたのは紀元二六四年以降で、「南は靖し」卽ち支那の勢力が全くなつたことを意味する。さて漢武帝に征略された越南には、その後紀元四〇年に「安南のジャンダーク」と稱される地方豪族の娘、徵側・徵貳の亂、五四一年李賁の亂、更に九三九年には吳權の亂等の獨立運動が行はれたが何れもより强力なる支那遠征軍の討伐に敗れ、その屬國たるの運命に置かれてゐた。然し一四二八年明の宣宗の時、黎利なる英傑現はれて明の勢力を徹底的に驅逐し去り、こゝに始めて名實俱に備はれる獨立王國、安南王國を形成するに至つた。次いで安南は南部に矛を向け、當時南部安南を占むるチャムパ王國(占城、占婆、林邑と書くゝ)を侵し、一七一四年遂に之を征略し、その版圖は現東京、安南、交趾支那に及び、大安南王國時代を現出した。勢威正に旭日昇天の感ある安南は、更に餘力を西に伸ばさんとし、こゝにカムボヂヤ王國と衝突するに至つたのである。

さてカムボヂヤ王國とは、別名眞臘、吉蔑、甘孛智、甘蔗と云ふ。最初紀元三世紀頃建設された印度文化の扶南王國(Founan)の一領であつたが、紀元六一五年之を倒して獨立王朝を建設した。八世紀には馬來人に征服されたが、八〇二年ジャヤヴルマン二世 (Jayavarman II)、は馬來人を驅逐して再び獨立を獲得、之より內治に外征に著しい發展を續け一、〇〇〇年頃にはその勢威は馬來半島に及んだと云ふ。歷代の諸王はその英名を不朽に殘すべく、國內到る處に壯麗なる寺院を建設した。その中最も著名なるものはアンコル・ヴット (Angkor Vat) である。印度文化の最高潮を表徵すると云はれ、その建築の豪壯、彫刻の華麗さは爪哇のボロブドールのそれを凌駕してゐる。然し盛者必衰の理に洩れずやがてカムボヂヤも衰頹の途を辿るに至つた。外征、建築の過剩に伴ふ國力の疲弊、北部に於けるラオス人、西部よりの安南人の侵入に基因する。

カムボヂヤの沒落を速めたラオスは、一三五三年ブラヤー・ファ・ガムに建國されたが、十八世紀に至りルアンプラバンとヴィアンチアーヌの二王國に分裂した。この機を利し勢力を擴大せんとするタイと更に版圖を擴張せんとする安南は、ラオスを舞臺として凄慘なる攻防戰を展開したが、地理的に接近するタイは安南の勢力を斥け、ラオスに宗主權を確立し得た。

以上が十八世紀に至る印度支那の略史である。カムボヂヤを巡る安南とラオスの鬪爭、次いでラオスを中心とする安南、タイの戰ひは、結局互ひの國力を疲弊せしめ、佛蘭西の侵略を容易ならしめたのである。

印度支那を構成する三大種族即ち安南人、カムボヂヤ人及ラオス人が、互にそれぞれ異る血統、歷史、文化を有つが故に外敵の侵入に對し結合し得なかつた點に、印度支那の複雜性があり、悲劇の禍因が存したのである。

前述せし如き印度支那の弱體は、早晩東洋征覇を夢みる西歐諸國の餌食たるを免れ得なかつたであらうが、安南王國の內亂はその時期を促進せしめたと云ふことが出來よう。

佛蘭西の安南征略、更に印度支那征略の經過を述ぶるに先立ち、歷史を少しく戻し西歐諸國の印度支那進出時代から筆を進めてゆくことゝする。

二　佛蘭西の印度支那征略史

I　葡萄牙人先驅時代

印度支那に最初の足跡を印したのは、葡萄牙人フェルナン・ブレ (Fernand Pere) である。時に紀元一五一六年。恐らくは現カムボヂヤの沿岸に上陸したものであらうが、次いで一五二四年にデュアルト・コエルオ (Duarte Coelho)、更に三五年アントニオ・ファリア (Antonio Faria) が續いて入國した。之等先驅者の開拓により、葡萄牙船舶は相次いでカムボヂヤ沿岸にその姿を現はしたが、更に同邦を今後の根據地となさんと欲し、その常套手段として一五五三年同地に教會を設置し基督教の布教を試みたが、カムボヂヤは熱烈なる佛教國であるため、却つて土民の反感を買ひ、葡萄牙の意圖するところは完全に失敗するに至つた。

II 佛蘭西の進出

斯くて印度支那と西歐諸國との交渉が絶えること數十年に及んだが、我國の鎖國は是が關係を復活せしめることになつた。卽ち我國を追はれ又は我國への進出を拒まれた宣教師等は、新たなる布教地を發見せんとして印度支那に着眼し、先づ當時外國人に門戸を開放してゐた安南の會舖(Faifoo)に教會を建設した。

葡萄牙人を中心勢力とする是等宣教師は安南、交趾支那の布教に努力したが、やがてその努力が酬いられるに至つたので、彼等の眼は新に東京に向けられた。先づ可能性を打診すべく一六二六年二月二日、ギュリオ・ピアニ(Guio Piani)は東京探險の路に上り、種々苦心の後、同地に到着し土民より非常な歡待を受けた。この成果に狂喜した彼は同年八月十八日歸還し、是が有望なることを報告したので、東京の布教は決定され、その先驅者として選ばれたのが、佛人宣教師アレキサンドル・ド・ロード(Alexandre de Rhodes)である。東京に向つたロードは、翌一六二七年三月入國し、布教に盡す傍ら言語、風俗、歷史の研究、資源の調査を行ふ等超人的な活動を續けてゐたが、一六三〇年三月誹謗されて鄭桑(Trinh Trung 鄭氏三世一六二〇年—四五年)に追はれ、一時澳門に難を避けたが、一六〇四年再び交趾支那に歸還し、布教に努力した。彼は自己の經驗及信徒の增加より見て印度支那が絶好なる布教地であるとの確信を有してゐたが、猶ほその勢力を確保するには司教區を印度支那に設置することが必要であると考へ、羅馬法王の許可を求むべく一六四五年七月三日交趾支那を去り、四九年六月二十六日羅馬に到着した。然し彼は法王廳に於いて意外にも葡萄牙の猛烈なる反對運動に直面した。卽ち葡萄牙人は法王より東印度に於ける布教の獨占權を與へられ、ゴアに司教區を設置●

してゐたが、更に印度支那に司教區を設くることは同國に於ける佛蘭西の勢力を擴大させ、ひいては自國の勢力を失墜させるものとして頑强に之に反對したのである。斯くて交渉が長びいてゐる間彼は巴里に行き種々奔走したが、結局滿足すべき結果を得られず、失望の裡に新任地波斯(現イラン)に赴き、一六六〇年同國で歿した。

ロードの希望は空しく水泡に歸したが、ロードを支持せる人々は猶ほ之に屈せず設置運動を繼續し、遂に一六五八年その要請は法王の認むる處となり、佛・印度支那間に始めて宗教的關係が結ばれるに至つた。

一方佛蘭西に於いては宣教師を養成すべく、一六六三年巴里に「外國傳道協會」(Société des Missions Etrangères)が設立され、次いでこの宣教師の輸送のため「貿易會社」が設置された。更に當時海外交通を獨占してゐた和蘭及葡萄牙に對抗すべく一六六四年「印度會社」(Compagnie d' Inde)が設立されるに及び、印度支那への交通は漸く頻繁になつた。旅行者は歸國後、異口同音に資源の豐富なることを話し、之が開發を主張するに至り、印度支那に對する神祕的興味は、次第に現實的性質を帶びていつた。數ある旅行者のうちに特に有名なのはピエール・ポアブル(Pierre Poivre)である。彼は一七一九年リオンに呱々の聲を擧げ、「外國傳道研究所」(Séminaire des Missions Etrangères)に入門したが、後同所を去り印度支那の旅に上つたのである。歸朝後「印度會社」に提出せる旅行記は、同社首腦部の注意を惹くところとなり、彼は交趾支那に於ける商館の設置及和蘭人の獨占せる香料を「佛蘭西島」(註)に移植すると云ふ二大使命を託されて再び印度支那に向つた。一七四九年都郎(ツーラン)に到着、更に順化(ユーホア)に赴き非常な歡迎を受け、持參した商品は引張り凧となつた程の成績を示した。然しさていざ勘定となると拂ふものは一人もなかつた。彼はこの様な土民を相手に商業を營むためには、先づ彼等を恐れさせ尊敬さすべき手段を採ることが必要であると考へ、歸朝後時の海軍大臣シ。アズイー(Choiseuil)

にその旨を具申した。この案は一旦採用されたが、シュアズイーの失脚に依り實現されなかつた。更に一七七五年再びヴ・ジュンヌ海相は之を決行せんとしたが、ヴェルサイユ内閣は外政費を恐れ、且つ當時阿米利加の獨立戰爭が注目の的となつてゐたため、これも抛棄されるを餘儀なくされた。

一方、印度支那にあつた宣教師も僧侶の迫害、これに加へて九年戰爭及一七九〇年の「印度會社」の解散に依り歸還する者多く、斯くて折角印度支那に芽生えした佛蘭西の勢力も、又もや失はれるに至つたのである。

註、マダガスカル島の東部八八〇粁に位置するモーリス島の古名

III　安南の内亂より統一までの佛蘭西の勢力扶植

その後數年間は兩國間に見るべき交渉もなく、次いで兩國交涉史に現はれたのが、ピエール・ジョセフ・ジョルジュ・ピニョー(Pierre-Joseph-Georges Pigeau)である。彼は一七四一年十一月二日、アイズヌ地方の片田舍オリニアン・チエラシュ(Origuyen Thiérache)に產聲を擧げ、「外國傳道研究所」に入所、一七六五年佛蘭西を去り、交趾支那に向つた。時恰かも安南王國に於いては内亂に依り國内麻の如く亂れ、運命の神は誠實な神の使徒たるべきピニョーに、思ひがけずも佛蘭西の印度支那征略史の第一頁を飾る主要人物たるべき役割を與へたのである。如何にしてピニョーがこの役割を演じたかを述ぶる前に、先づ原因となつた當時の安南の國情を述べて見よう。

十六世紀末、叛臣莫氏(Mac)を滅し王權を再び得た黎王朝(Lê)は、その社稷建設のとき大いに力あつた鄭氏(Trịnh)、阮氏(Nguyễn)を輔政として南北を施政せしめてゐたが、その後阮氏は鄭氏が次第に勢力を得、兎角專横の狀あるを憎み、鄭氏二世鄭松(Trịnh Cạ一五六九年—一五七〇年)が黎氏を擁して交都(現在の河内)に都せるに對し、阮氏一世阮潢(Nguyễn-Hoàng 一五五八年—一六一三年)は、チャムパの舊地を併せ、國名を廣南と號して順化を都とし、安南は所謂南北朝の對立時代となつた。兩王朝の對立すること百八十餘年、黎氏は徒らに虚器を擁するに過ぎず北部印度支那の實權は鄭氏の掌握する處となつてゐたが、鄭氏は猶ほ之を足れりとせず南部印度支那を占むる阮氏を滅し版圖を統一せんとの意圖を抱くに至つた。當時阮氏の聲望地に墜ち、不穩の形勢あるに乘じ、鄭氏は野心勃勃たる阮氏の一族阮惠(Nguyễn-Huệ)、阮文岳(Nguyễn-Văn-Nhạc)及阮文慮(Nguyễn-Văn-Lữ)の三兄弟を煽動して叛亂を起さしめ、戰はずして之を滅ぼさんとした。この計畫は見事圖に當り、一七七三年、阮惠、文岳及文慮の三兄弟は西山(Tây-sơn 中部安南アンケ地方に在る)に於いて叛旗を翻した。所謂「西山黨の亂」が之である。

叛軍起つと見るや、鄭氏は阮氏救援の名で南部に兵を出した。前門の虎、後門の狼といふ悲境に陷つた阮氏九世惠王福順(Huệ Vương 一七六五年—七七年)は、一七七四年追はれ〳〵て西貢に身を隱した。一方阮文岳は禮を厚くして鄭軍を迎へ臣下たるを誓つたが、鄭軍兵を引くや、彼は一七七六年「交趾支那王」たることを宣言し、更に福順を捕ふべく文惠に命じて出兵せしめ、一七七六年之を捕へて西貢に送り、その勢は旭日昇天の感があつた。

一方東京に於いては、一七八六年十二世鄭棟(Trịnh Khải一七八二年—八六年)歿し、二人の遺子鄭宗(Trịnh Tông)及鄭軒(Trịnh Cán)の間に王位繼承の爭ひが起つた。この間隙に乘じ、阮文惠は一七八七年東京を攻めて之を滅し、空しく王座を守る黎氏二十六世獻宗維璿(Hiển Tông一七四〇年—八八年)の攝政となつたが、翌年王が薨ずるや、忽ち牙を現はして新王、昭統王維邦(Mẫn Hoàng-Đế)を攻めた。王は清國に救ひを求め、高宗は孫士毅に命じて之を討たし

めたが、却つて文惠に敗れ、昭統王は止むなく北京に亡命し、叛臣阮氏は兎も角國内を統一するに成功した。

さて先きに領地を追はれた阮氏一族は、その後如何なる行動に出たか？　福順の死後、遺臣はその正統の王たるべき弱冠十七歳の阮福映(Nguyễn Phuc Anh)を擁して西貢を逃れ、カムボヂヤ國境の河遷(Hatien)に身に隠してゐたが同地で阮福映は是又「西山黨の亂」の難を避けたピニョー[註]と會見したと云はれてゐる。

註、ピニョーは交趾支那で布教に當つてゐたが、内亂のため河遷に逃避中、阮福映と會つたといふのであるが、兩者の會見地、時日等に就いては定説がない。即ち安南側の文献は之に關し沈默を守り、佛蘭西側では種々の説に分れてゐる。本篇は之が穿鑿を避け、通説たる「河遷會見説」を採るが、猶ほ之が研究を希望する方は巴里發行シャルル・メーボン氏著「安南國の近代史」Histoire Moderne du Pays d'Annam 一九二頁以下を參照されたい。

悲境に泣く阮福映、布教の志を一時棄てるを餘儀なくされたピニョーの間に、如何なる話題が交はされたかは知る由もないが、兎も角ピニョーに勵まされた阮福映は、タイに入りタイ國王プラヤー・チャクリー(一七八二年―一八〇八年)に救ひを求め、一旦は之が應援に依り勝利を得たが、一七八三年以降は西山黨軍に敗れ、轉々として身を隠し、歌毛岬(Camau 南部交趾支那)に於いて奇しくも是も難を避けたピニョーと再び相見えた。ピニョーは阮福映に佛蘭西に援助を求むる樣に勸めたが、王は和蘭若くは葡萄牙に之を求めんとの希望を持つてゐたため、ピニョーは止むなく同地を去りタイに入つた。一七八四年一月中旬、ピニョーは敎用でポンヂシェリー(Pondichéry 佛領印度首都)に向ふ途中、王がプロバンジャン島(Poulo Panjang 暹羅灣の一小島)に逃避中との報を聞き、同地に赴き十一月三度兩者は相見えたのであつた。

叛臣に故地を追はれ再興の望も今や水泡と消え失せ、孤島に王者の身を潜める若き阮福映にとり、唯一の望の綱は外國の援助を乞ふことであつた。又この時敬虔な神の使徒たるべきピニョーの胸中には、今やその則を越え之を利して自國の勢力を植ゑ付けんとする希望が湧いたことであらう。

斯くてそれまで單に宗教的、通商的に結ばれてゐた兩國の關係は、漸く政治的色彩を帶びるに至つたのである。

王は重臣と協議の結果、ピニョーの勸めを入れて佛蘭西の援助を乞ふことを決意し、廟議に於いて決定せる左の條項の下にピニョーに之が使節たることを懇請した。即ち

一、王ノ政權回復ノタメニハ歐人ノ援助ヲ必要トシ、コノタメ王ハ佛蘭西ニ自國ノ利益ヲ一任ス

二、コノ重要ナル交涉ハ、アドラン司敎(註)ニ一任ス

註、ピニョーは當時アドラン司敎の敎位を有してゐたので、文献はピニョーをアドラン司敎と呼んでゐる

三、王ハ必要ナル援助ヲ佛蘭西ニ乞フベク全權ヲ司敎ニ委任ス

四、佛蘭西王廷ニ對シ王ノ意が公正ナル證トシテ、王子ヲ司敎ニ託ス

五、王ハ佛蘭西ガアドラン司敎ノ權限ヲ確認スベキタメ、王璽ヲ司敎ニ託ス

更に阮福映は佛蘭西に對する左の文書をピニョーに託した。

「貴國ト吾國トガ國力ニ又地理的ニ非常ナ懸隔アルニ拘ラズ、朕ハアドラン司敎ノ勸誘ニ從ヒ、貴國ニ援助ノ依賴ヲ決意ス。朕ハ貴王ガアドランノ懇請ヲ信ズベク、ソノ證トシテ王子及王璽ヲ司敎ニ託セリ

朕ハ貴王ガ朕ノ意ヲ介シ、援助ヲ與ヘラレンコトヲ期待ス」

直にピニョーは當時僅か六歳の稚き王子景敭(Canh)を伴ひ、プロ・パンジャン島を去り、翌一七八五年二月下

旬、ポンヂシェリーに到着した。彼は時の印度總督クタンソ・ド・アルグレン（Coutenceau de Argraine）に遠征を請ふたが、總督は「遠征が佛蘭西にとり、何等の利益なく、且つ非常に困難である」と一蹴した。然し觀察官スイヤック（Souillac）子爵は、兎も角之を報告することとなり、本國に歸朝した。この報告を受けた本國ではソルミニアック・ド・ラモス（Solminihac de Lamothe）伯爵に遠征の採否如何に關する調査を命じた。

然しピニョーはポンヂシェリーに於いては事が容易に決すべからざるを知り、一七八六年七月マラバル號に乘船し、翌年二月初旬、ロリヤン［註］に着き、ヴェルサイユに向つた。

註、ブルターニュ半島の大西洋に面する港

遠來の王子は佛國上下の同情を惹き、ピニョーの行動は賞讃の的となつた。彼は多數名士の支持を得、種々努力の結果遂に國王ルイ十六世（一七七四年―九三年、ブルボン王朝）に謁見を許され、彼はその懇請が飽くまで正義に基くこと、第二に遠征が容易に成功すること、第三には之が成功の曉亞細亞に於いて佛蘭西の占むる商業上の利益に就いて力說した。遠征に對する賛否は區々で結局その實現はアルグレン總督の後任たるコンエイ（Conway）伯爵の採斷に一任することとなつたが、兎も角一七八七年十一月二十八日、ヴェルサイユ宮殿に於いて佛・安南攻守同盟が締結された。卽ち、

一、佛蘭西ハ最モ有效ナル方法ヲ以テ、交趾支那ノ奪取ニ援助ス
二、右ノ目的ノタメ、佛蘭西ハ步兵千人、砲兵二百人ヲ以テ組織スル編成軍及帆足戰艦四隻ヲ派遣ス
三、交趾支那王ハ佛蘭西王ニ對シ、都郎（ツーラン）港及之ヲ形成スル島嶼ヲ讓渡ス
四、佛蘭西ハ都郎港ニ於イテ、ソノ航行及商業ノタメ必要ト判定スル全テノ建造ヲ爲スコトヲ得
同港ノ警察事務ニ關シテハ、現地協定ヲ以テ之ヲ定ム
五、崑崙島（Poulo-Condor）ハ佛蘭西王ニ讓渡ス
六、交趾支那王ハ佛蘭西臣民ニ對シ、交趾支那全州ニ於ケル商業ノ獨占權ヲ認ム
コノタメ、佛蘭西臣民ハ都郎港司令官ノ發行スルパスポートヲ所持スベキ條件ヲ以テ、如何ナル稅モ支拂フコトナク且ツ如何ナル障碍モナク自由ニ通過及居留スルコトヲ得
佛蘭西臣民ハ國法ニ禁ズルモノヲ除キ、如何ナル商品ヲモ輸入スルコトヲ得
七、佛蘭西臣民ハ、現在交趾支那國民ニ課セラレタル輸出入稅ト同率ナル稅額ヲ支拂フモノトス
八、交趾支那政府ハ、佛蘭西臣民ニ對シソノ自由、安全ヲ確守スベク、最モ有效ナル保護ヲ與フルモノトス
九、佛蘭西王ガ都郎及崑崙島ノ占有ニ際シ、第三國ヨリ攻擊若クハ脅迫ヲ加ヘラレタルトキ及佛蘭西王ガ歐洲タルト亞細亞タルトヲ問ハズ第三國ト交戰シタルトキ、交趾支那王ハ佛蘭西王ニ對シ兵員、戰艦及食糧ヲ供給スベキ義務ヲ負フ
十、之ニ代リ佛蘭西王ハ、交趾支那ニ擾亂ガ生ジタルトキハ之ガ平定ニ援助スベキモノトス

右の條約が締結されてより一月後、ピニョーは王子を伴ひ、一七八七年十二月二十七日ロリヤンを出發、翌年五月十八日ポンヂシェリーに歸還したが、其處には意外の事實が彼を待つてゐた。卽ち本國の外務大臣が事の重大性に鑑み、出征の決定權をコンエイ印度總督に與へたことは前述したが、彼は責任の重大性より回避するためとピニョーに對する惡感情により遠征に極力反對したのである。總督が何故にピニョーに惡感情を抱いたかに就いては面白い說がある。

「當時ポンヂシェリーにヴィエンヌ(Vienne)と云ふ誇高き婦人があつた。僧正（ピニョーを指す）が植民地に赴いた時、ヴィエンヌ夫人への訪問を忘れてはならぬと勸告されたが、僧正は之を拒絶したのみならず、夫人の人格を痛烈に罵倒した。この報は直ちに夫人の耳に入つた。自尊心を痛く傷つけられた彼女は之が復讐を決意し、夫に僧正を惡口雜言し、遠征の中止を總督に懇願した。僧正にとり不運なことには、總督は全く夫人の尻に敷かれてゐたので、雌雞鳴いて雄雞ときを作ると云ふ諺の通り總督は遂に心を動かされ、之が中止を決意した」と（安南國近代史」二四〇頁）。

まさか一國の總督が、女の口に動かされた譯でもあるまいが、初對面以來所謂蟲が好かないのか、互ひに惡感情を抱いてゐたことは事實らしい。之に加へてコンエイの命じた交趾支那に對する報告が何れもピニョーに不利であつたため、彼は益〻遠征中止の決意を固くしたのである。

時恰も、阮福映の飛脚がピニョーに吉報を齎した。卽ち「阮福映は一七八五年、プロパンジャンを拔け出で、三度討伐の軍を起したが、この度は武運に惠まれ次第に舊地を回復、更に一七八八年六月西貢を奪回し、士氣益〻盛んなり」と。この吉報も總督の意志を飜へすことは出來ず、之に加へて本國に於ける革命の勃發に依り、遂にピニョーは正式の遠征を斷念するに至つた。

然しピニョーはこの苦境にも屈せず、「さらば我一人で遠征を行はん」と決意し、義勇軍の編成に着手した。彼の持つ不撓の信念は、少壯士官の心を動かし、海軍士官ディモ、ヴァニエ、フォルザン、シェニョ及砲、工兵士官オリビエ、ルブノラン及パリジョ等の勇士がこの擧に敢然參加した。意氣天を衝くかの如き烈々たる氣魄に燃ゆる義勇軍は、本國出發の時乘船せるドリアード號及メデューズ號を艤裝、更にコンエイ總督が惡魔拂ひの意味で與へた帆走戰艦、合計三隻に搭乘し、堂々一七八九年六月十五日ポンヂシェリーを拔錨、七月十九日崑崙島を經て、同月二十八日阮福映軍の歡迎裡に聖・ジャック岬に投錨した。

援軍の來着により阮軍の意氣益〻昂り、應援軍と共に交趾支那を完全征服、更に東京に於いて阮文惠の死後、その子阮光纘が伯父阮文岳を殺し國內大いに亂れたるに乘じ、之が征略の軍を起した。

然しこの時、阮福映の成功の蔭に力あつたピニョーは、やがて來るべき國內統一の日を見ずして、一七九九年十月九日數奇な一生を終へた。

ピニョーを葬るや、直ちに阮福映は軍を北に進めて一八〇〇年遂に東京を征服し、一八〇二年六月一日國內統一を宣言し、嘉隆王(Gia Long)と名乘り、順化を都とした。

大安南王國を建設した嘉隆王阮福映はその征覇に力あつた佛蘭西人を非常に德として之を歡待し、一方彼等の援助を以て政治、經濟の再組織に乘り出し、又所謂「嘉隆法典」を編纂する等、その事蹟は偉大なるものがあつた。

一時は遠征を拒絕せる佛蘭西ではあつたが、阮福映の成功を見て再び通商を開始せんとし、一八一七年外務大臣の後援の下にボルドーの船舶が久しぶりに都郎灣を訪れたのを皮切りに、一八一八年―一九年の二年間に數隻の船舶が相次いで投錨するに至つた。この機を利用して先にピニョーと共に活躍せる士官の一人、シェニョ(Chaigneau)は王の許可を得て歸國の旅に上り、一八〇二年無事歸朝、ルイ十八世に謁見を許され、安南王國の現狀を說明した。シェニョの報告に基き、佛蘭西は商業的勢力を植ゑつけるべく、先づ同地に領事館を設置せんとし、最初の領事としてシェニョが任命された。シェニョは一八二一年領事の資格及佛・安南通商條約締結の任を帶びて交趾支那に着いた。

然しシュニ■が交趾支那に歸還した時、安南國の國情は意外にも百八十度の大轉換を示してゐた。安南王二世明命王（Minh mang）の反佛政策が之である。

IV　安南王國の反佛時代

先にシュニ■の歸國中、一八二〇年一月十五日阮福映は薨じ（ピニ■ーと共に渡佛せる景叡は、二十二歳の若さを以て一八〇一年三月二十日逝去す）、第四王子たる明命王福皎が王位に就いたのであるが、王は佛蘭西の勢力が擴大するを憎み父王と全然逆な排外政策を採り、シュニ■の持參せる通商條約案を一蹴した。

全然期待を裏切られたシュニ■は、その冷遇、敵視に耐へかねて、一八二四年順化を去つた。翌二五年、王は更にルイ十八世の國書を持參せるブガンビーユ艦長との謁見を拒絶し、やがて基督教徒及宣教師の迫害に乘り出した。然し當時明命王は故父王の重臣殊に交趾支那副王黎文悅（Le van Duyet）への氣兼ねで多少の手心を加へてゐたが、一八三三年副王逝去するや、王は命じてその墓を鞭ち、外國人排斥の氣勢を擧げた。次いで同年「基督教信仰、布教の禁止」、更に三六年「布教師を死刑に處す」の二布告を出すに至つたが、一方佛蘭西の報復を恐れ使節を派遣した。然しルイ・フィリップ王（Louis Philippe）はこれを拒絶し、三たび兩國の關係は斷絶するに至つた。

このため佛蘭西は、築き上げた印度支那に於ける勢力を漸次失墜していつたが、一八四〇年―四二年の阿片戰爭は、印度支那に對する佛蘭西の目を再び覺まさせた。

一八四一年明命王の後を繼いだ紹治王臨時（Thieu Tri）は之又排外政策を採つたが、事態は先王の時と全然異つてゐた。卽ち阿片戰爭に於ける英吉利の成功をみた佛蘭西は、果然強硬態度に出で一八四三年ファバンレベック提督（Favin-Levêque）は監禁中の五人の宣教師の放免を要求、更に四五年セビーユ提督（Cêville）は死刑の宣告を受けたる一司敎の放免に成功した。安南弱しと見た佛蘭西は猶ほ一層強硬態度に出で、一八四七年三月ラピエール提督（Lapierre）は先に一八四四年清國と締結せる通商條約と同一內容の條約を安南に求め、且つその決意を示すべく都郎灣（ツーラス）を占據し、武力を以て之を脅した。

右の如き佛蘭西の不法なる恐喝的態度は却つて逆效果を齎し、安南人の排他的感情に益〻油を注ぐ結果となり、一八四七年紹治王はその死に際し、「全外國人を死刑に處せよ」との悲壯なる遺言を殘した程であつた。

斯くてピニ■ーが楔となり、兩國間に結ばれた明朗・平和なる關係は、嘉隆王の死後は漸次暗い性質を帶びていつたのである。

V　佛蘭西の印度支那征略

悲壯な遺言を殘し世を去れる紹治王の後を繼いだ嗣德王福任（Tu Duc）は、安南にとつて不幸なことにはこの多難なる國事を處理するに足る器ではなかつた。王は唯徒らに基督教の迫害を續け、一八五一年―五二年に二人の佛蘭西人宣教師を斬首に處した。ナポレオン三世は安南に嚴重抗議したが、使節去るや血に狂つた安南人は、一八五七年七月二十日東京に於いて西班牙人宣教師二名をも斬首に處するの暴擧を敢てした。

この時機逸すべからずと佛蘭西は、西班牙と同盟を結び自國民保護と稱して遂に遠征の師を起した。一八五八年八月

三十日、佛蘭西軍司令官リゴル・ド・グヌーイ(Rigault de Genouilly)及西班牙大佐ラガゾット(Lagazote)指揮の下に帆走戰艦一隻、三等艦(一段包裝)二隻、砲艦五隻及運送船三隻より成る佛・西聯合艦隊は、海南島を拔錨、三十日夜、都郎(ツーラン)灣に投錨、九月一日夜明けを待つて一齊に砲擊を開始し、早くも同日同灣及同半島を占領した。

然し聯合軍は炎熱に苦しみ、又その後著しき戰果なきため敵の背後を脅かさんとし、兵力の一部を殘し、南部印度支那攻略に向つた。一八五九年二月十一日、聖・ジャック岬を占領、それより西貢河を遡航、同月十六日西貢に迫り、翌々日十八日遂に城壁高く三色旗を飜へした。その後リゴルは再び都郎に歸り、安南王に折衝を行はんとしたが容易に解決を見ず、この間リゴルに代つてパージュ(Page)が折衝の任に當ることになつた。然し佛淸間(註)に戰火が開かれ、この應援のため佛軍は都郎を撤去したので、一旦安南は勢を盛り返したが、一八六一年淸國を破り赴任せるシャルネ提督(Charner)は、その餘勢を驅つて西貢を占領、更に嘉定(ジアディン)(Giadinh)、美萩(ミトー)(Mytho)の二州を陷れた。

註、アロー號事件に原因せる英佛聯合軍の北淸侵伐

一八六一年十一月三十日、シャルネの後任ボンナル(Bonnard)提督は、一擧に勝利を決せんとし、先づ一八六二年三月一日崑崙島、更に邊和(ビエンホア)(Bienhoa)、吧唎(バリア)(Baria)及平隆(ヴィンロン)(Vinhlong)の三州を占領し、交趾支那の大半を確保するに成功した。嗣德王は長年の抗戰に依る國內財政の極度の疲弊、之に加へて東京の前王朝黎氏の一族が叛旗を飜へしたため、遂に一時の屈辱を忍び和平條約の締結を決意し、一八六二年六月五日、西貢に於いてボンナル及安南全權委員との間に左の條約が調印された。

一、安南ハ佛蘭西、西班牙兩國民ニ依ル基督敎ノ布敎ヲ認ム

二、安南ハ邊和(ビエンホア)、嘉定(ジアディン)及美萩(ミトー)ノ三州及崑崙島(プロコンドル)ヲ佛蘭西ニ割讓ス

三、都郎(ツーラン)、バラ(Bala)及ルアン・ナム(Luang Nam)ノ開港及佛蘭西人ニ全メコーン河ニ於ケル通商・航行ノ自由ヲ認ム

四、佛蘭西、西班牙兩國ニ對シ二千萬法ノ賠償ヲ行フ

然し前述せる如く嗣德王が和平に應じた理由は、東京の叛徒を討つための方便に過ぎなかつたのであるから、その目的を達するや、再び基督敎徒の迫害を續け、又南部諸州の住民を煽動して佛蘭西に反抗せしめる一方、一八六三年七月使節を佛蘭西に送り、先に認めた和平條約に於ける東部三州の割讓を賠償金を以て代へることを要求した。

當時佛蘭西に於いては、墨西哥(メキシコ)遠征の失敗による國內の沈滯的空氣のため、安南王の要求は容れられ、一八六二年六月五日條約に代はるべき新協定が成立した。本協定の內容は、「佛蘭西ハ航行ノ安全確保ノタメ、西貢、美萩及堤岸(ビンロン)ヲ占據シ他ノ諸州ハ一億法(五十年拂)ノ賠償金ヲ以テ、安南ニ還付ス」とあつた。交涉に成功した安南使節は一八六四年三月初旬西貢に歸還した。一方、本國の命を受け新協定締結の任を帶びたオバレ(Aubaret)海軍少佐は順化(ユエ)に赴いたが、佛蘭西の弱腰を輕視した嗣德王は、猶ほもその全面的修正を求めた。こゝに於いて交趾支那司令官ラグランディエール提督(Lagrandière)は、オバレ少佐に「交涉を中止せよ」との命令を發し、一方本國に既得權益擁護のために强硬態度を求めた。この報に接した本國は彼が主張を容認したので、ラグランディエールは決定的に交涉の斷絕を安南に通達する一方、一八六二年條約で獲得した三州を確保せんがため之が統治に着手した。

然し未だ西部交趾支那に於いては、風雲急なるものがあつた。

卽ち前述せる如く東部交趾支那の奪取に失敗した嗣德王は今度は手を變へ平隆（ヴィンロン）、昭篤（ショウドク）及河遷（ハヤン）の西部三州を根據とし、佛領交趾支那の住民を煽動し盛んに反佛運動を行はしめてゐた。依てラグランディエールは、佛領交趾支那の安全のためには陰謀暴動の禍因を除去せねばならぬと決意し、一八六七年六月十九日平隆を二十二日に昭篤更に二十四日に河僊を占領し、遂に全交趾支那の支配權を完全に掌握し終つた。

以上の樣な經過を以て、佛蘭西が安南王國南部卽ち現交趾支那に着々その勢力を扶植してゐた時、カムボヂヤに於いては國王ノロドム（Norodom）がタイに操られた王弟シ・ヴォタ（Si Votta）のため王位を簒奪され、王位回復の機を狙つてゐた。機を見るに敏なラグランディエールはこの好機を見逃さず、巧言を以て王位回復を條件とし王と保護條約を締結した。一方タイと交涉し、遂に一八四七年タイがカムボヂヤより割讓されたバッタムバン及アンコルに於ける宗主權を認めることを條件とし、之が保護權を承認せしめた。一八六七年七月十五日の佛暹條約が之である。

カムボヂヤ、交趾支那を確保した佛蘭西は、二邦を以て南支進出の根據地と爲さんとし、その航路を求むべく一八六六年―六八年の三年間を費しメーコン河の探險を試みた。その結果メーコン河の遡航は非常に困難で、南支方面への進出路は寧ろ紅河であるとの結論に達し、佛蘭西の眼は始めて東京に注がれるに至つたのである。

當時に於ける東京の情勢は、阮王朝の衰微により國內大いに亂れ、征略には絕好の機會であつたが、佛蘭西は普佛戰爭（一八七〇年―七一年）の直後でもあり、又共和制（一八七〇年九月四日）が布かれて日が猶ほ淺かつたため遠征を避けんとする傾向が强かつた。

然しこゝに一事件が勃發し、佛蘭西に之が征略を敢行する決意と口實とを與へしめたのである。卽ちこの頃雲南に回

教徒の叛亂があり、佛蘭西商人ジャン・ドピュイ（Jean Dupuis）は雲南政府に武器、彈藥を輸送すべく紅河を利用せんとし、紅河遡航の許可を安南人官吏に求めた。安南人官吏は之を順化（ユエ）に報告したが、容易に許可が下りぬので業を煮やした彼は、無斷で紅河遡航を敢行し輸送を行つた。ジャンは莫大な錫を滿載して歸り、再び鹽を積んで雲南に再航する準備を行つた。然し鹽は安南政府の專賣であつたため、官吏は彼の出發を禁止した。ジャンは之を不法とし交趾支那知事デュプレ（Duprè）にその應援を要請、一方同時に安南政府は知事に對しジャンの不法を詰問し且つ彼の卽時撤去を求めたので、知事は現地に於いて之を解決すべく、一八七三年海軍大尉フランシス・ガルニエ（Francis Garnier）を河內（ハノイ）に派遣した。ガルニエは切迫せる現地の空氣よりみて紛爭の原因が單に一商人の航行許可問題でなく、安南人の反佛的感情に發せるものであることを見拔き、根本的解決を行ふためには兵力行使も亦止むを得ぬとの決意を抱いた。ガルニエは安南政府に對しジャンの卽時出發を要求する旨の最後通牒を發し、期限切れるやその薄弱の兵力にも拘らず、敢然總攻擊を開始、十一月十九日河內（ハノイ）を占領、續いて疾風迅雷の如く東京の主要都市を手中に收めた。恐愕せる嗣德王は直ちに和平に乘り出す一方、淸朝のその保護を要請した。遠く秦の始皇帝の南越征略（紀元前二一四年）以來、安南に宗主權を主張する支那はこの請を入れ佛蘭西の勢力を驅逐せんがため、「黑旗軍」（「太平黨」暴動の殘留分子）に命じこれを討たしめた。意外の應援軍の奇襲に遭つた佛蘭西軍は、總崩れをなし、指揮官フランシス・ガルニエは一八七三年十二月二十一日亂戰の裡に戰死を遂げた。

斯くて佛・安南間の空氣は緊迫し、爆發すべき氣運は濃厚となつたが、出先當局の强硬態度に比し本國は依然消極的態度を持し穩便に事を解決する樣にとの訓電を發した。一擧に東京の征略を決行せんとしたデュプレ總督は、不滿の心

を抑へて安南に和平を提議し、一八七四年三月十五日に平和條約が調印された。

本條約に依り佛蘭西は、左の事項を承諾した。

一、安南ノ獨立ヲ承認ス

二、ソノ領土保全及國內秩序ノタメ必要ナル援助ヲ爲ス

三、安南ニ軍艦五隻、大砲百門及小銃千挺ヲ供給ス

四、安南ノ軍隊、艦隊、財政及教育改組ノタメ必要ナル士官及技術者ヲ派遣ス

之に對し安南は、左の事項を承諾した。

一、ソノ外交政策ハ佛蘭西ノ外交政策ト軌ヲ一ニス

二、佛蘭西ニ交趾支那六州ノ割讓ヲ承認ス

三、信仰ノ自由及歸仁、海防、河內ノ開港及紅河ノ通商・航行ヲ認ム

四、各地ニ於ケル領事館ノ設置及護衞兵ノ駐屯ヲ認ム

然し佛蘭西の進出に依り益〻燃え上る安南の反佛感情、本國の態度を不滿とする出先當局の强硬態度は、佛蘭西本國の平和的意向にも拘らず、やがて爆發すべき狀態にあつた。

卽ち佛蘭西の消極的態度は、安南王朝の眼に「佛蘭西弱し」と映じ、猶ほ交趾支那より之を追はんと決意したが、自國の力では危險と考へ、之が援助を淸朝に求めた。交趾支那知事は雲行常ならぬ東京の狀況より河內駐在領事の身邊を氣遣ひ、海軍大尉アンリ・リビエール（Henri Rivière）を同地に急遽派遣した。僅か二中隊を引率せるリビエールは同

地到着後、安南の依賴で出動せる淸軍の卽時撤退を要求したが容れられず、遂に淸・安聯合軍を向ふに廻し戰火を交へるに至つたが、衆寡敵せず佛蘭西軍は破れ、彼は戰死を遂げた。

恰も本國に於いては東京を拋棄するか、又は兵力を以て之に保護權を確立するかの兩派に分れ、互に自說を持して相讓らず容易に事決するに至らなかつたのであるが、「リビエール戰死」の報飛ぶや、輿論囂々として政府の決意を求め、遂にこゝに於いて佛蘭西は斷乎東京征略の決意を固めた。

印度支那駐屯軍は、遠征軍の應援を得て再び勢を盛り返し、淸・安聯合軍と戰ひ非常な苦戰を續けたが、猶ほ好く之を破り、遂に首都順化を占領するに及び、安南王も遂に屈服を餘儀なくされ、一八八三年八月二十五日、平和條約の調印を行つた。その條項の要旨は、

一、安南ハ佛蘭西ノ保護權ヲ承認シ、順化駐劄佛蘭西監督官ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ他國ト交通セザルコト

二、西貢ト境ヲ接スル平順ヲ佛蘭西ニ割讓スルコト

三、佛蘭西軍ハ永久順化河岸ノ諸城ヲ占領シ、且ツ同國司令官ハ東京ノ平和ヲ保ツニ必要ナリト認ムル諸城ヲ占領スルコト

四、直チニ東京ノ安南軍ヲ撤去スルコト

五、安南ノ稅關ヲ佛蘭西ノ行政權內ニ置クコト

六、通商ノタメ歸仁及都郎ノ二港ヲ開クコト

七、西貢ヨリ河內ニ至ル道路ヲ開キ電線ヲ架スルコト

八、佛蘭西公使ニ自由ニ安南王ニ謁見スル權利ヲ認メルコト
九、佛蘭西監督官ヲ主要ナル諸市ニ配置シ、且ツ之ニ適當ナル護衞兵ヲ付スルコト
十、佛蘭西監督官ニ安南ノ地方官吏及居留民ノ裁判權ヲ付與スルコト
十一、佛蘭西ハ紅河ヲ解放、海賊及叛徒ヲ鎭定シ且ツ外敵ノ侵略ヲ防禦スルコト
十二、安南ハ悉クソノ軍艦ヲ佛蘭西ニ讓渡シ、佛蘭西軍ノ戰費ヲ賠償シ、且ツソノ義務ヲ果スマデ關稅ヲ擔保トスルコト

右の諸條項に見る如く、本條約に依り安南は全くその獨立性を喪失して佛蘭西の保護國たるを餘儀なくされ、佛蘭西の野望は一應達成せられた。然し未だ佛蘭西の解決すべき問題は、安南の宗主權を主張する清朝にこの保護權を認めしめることであつた。

一八八三年、佛・安間に保護條約が締結されたことを知つた清國政府は、大いに驚き李鴻章をして佛蘭西に抗議せしめた。駐清佛國公使トリクー(Tricou)との折衝を命ぜられた李鴻章は、その責任を駐佛清國公使曾紀澤に轉嫁すべく、突如上海を去つて天津に歸つた。この間曾紀澤は東奔西走し亞米利加合衆國をして之に介入せしめ事を解決せんとしたが、この計畫は佛蘭西の拒絕により實現されなかつた。

一方從來消極的態度を持してゐた佛蘭西は、東京征略を機としてその態度を豹變し、以來事毎に積極的行動に出で清國の抗議を無視し、東京の安定に努力した、同時に佛蘭西は外交手段を以て清國政府に己が主張を力說し、一八八四年五月十一日終に佛清條約の締結に成功した。所謂「フルニエ」條約がそれである。

本條約に依り佛蘭西は、

「他國ノ攻擊、侵略ニ對シ東京ニ接スル南支國境ヲ保護ス」る旨を約し、清國は、

「東京ニ於ケル軍隊ノ撤去及佛・安南間ニ締結サレシ諸條約ヲ尊重ス」る旨を約した。

條約調印後フルニエは李鴻章と會見の結果、その撤兵期日として

一、清軍ハ條約調印ノ日ヨリ二十日以內ニ諒山(ランソン)、高平(カオバン)及七溪(タク)、ソノ他南支國境ニ接スル東京諸地方ヨリ撤兵ス、
二、同樣、四十日以內ニ老開(ラオカイ)及ソノ他雲南省ニ接スル諸地方ヨリ撤兵ス、
三、期日經過後ニアリテモ、清軍猶ホ撤去セザル時、佛蘭西軍ハ武力ヲ以テ之ヲ驅逐スルヲコト得

の條項が定められた。

然し之より先、西太后は李鴻章に對し、「安南ニ對スル清國ノ主權ヲ讓ル勿レ、撤兵セズ、又賠償ニ應ズル勿レ」との訓電を發してゐたのであるが、佛蘭西の强硬態度は李鴻章をして訓電に反する條約に調印せしめたのである。

西太后の訓電と李鴻章の行爲との喰ひ違ひは又もや一事件を勃發せしめた。卽ち一八八四年六月、デュジェンヌ(Dugenne)大佐はミロー(Millot)將軍の命を受け諒山(ランソン)及北寧(バクニン)に駐屯すべく、兵九〇〇名を率ゐ諒山に向ふ途中一隊の支那兵に會した。デュジェンヌが卽時撤去を要求したに對し、支那軍司令官は「余ハ未ダ撤兵ノ訓電ニ接セズ」とつゝ放ね、兩軍戰火を交へるに至つたが、兵力の差は如何ともし難く、佛蘭西軍は敗れ總退却を餘儀なくされた。

この報巴里に飛ぶや、ジュール・フェリー(Jules Ferry)內閣は、直ちに駐支佛國領事館の事務官セマイユ(Semaille)に命じ、强硬な抗議を清國政府に提出せしめた。セマイユは清國官吏と會見し、條約違反を詰問したが、清國官吏は

「撤兵條約ハ締結セズ」と頑張り之に反撃した。斯くては事容易に決すべからざるを覺つた佛蘭西は、果然武力行動に出で、一八八五年クールベ（Courbet）提督の率ゐる艦隊は基隆、福州を攻撃して支那艦隊を擊滅、一方印度支那駐屯軍も之に呼應して諒山（ランソン）及宣光（チュエンカン）を占領した。

諒山陷落後、兩國は歩みより平和條約が締結されんとした時に又もや諒山に事件勃發し、之は一時延期されるに至つた。卽ち諒山駐屯軍司令官ネグリジェ（Negrier）將軍は先の戰鬪中負傷し、エルバンジェ（Herbinger）大佐が之に代つて指揮をとつたが、彼はネグリジェの命に背き突如諒山（ランソン）を撤去し、タン・モイ（Tank-moi）及ドンソン（Dong-Song）に退却した。退却の報巴里に達するや、遠征失敗との噂が飛び、ためにジュール內閣はその責を負ひ總辭職を餘儀なくされた。然し皮肉にも內閣が瓦解したその日、一八八五年六月九日に天津條約が締結され、淸國政府は安南及東京に對する佛蘭西の保護權を承認したのである。

斯くて交趾支那を手初めに、カムボヂヤ、安南及東京の征略に成功した佛蘭西は、その征略にピリ・ウドを打つべく目を注いだのが、ラオスである。ラオスに對しては、「民族史略」の項で述べた如く、タイが安南王國との爭奪戰の後之を破り、宗主權を確保したのであるが、ラオスを中心とするタイと安南との國境は確定するに至らず、兩國間に於ける種々の紛議の原因となつてゐた。

佛蘭西はこの絶好な口實を看過すること無く、先づルアンプラバンに領事を駐在せしめ、一八八六年——九一年の六年間に亘る綿密なる調査の結果、その有望なるを確むるや、一八九三年タイに爆彈的決議を投じた。卽ち「國境確定ノタメ、佛蘭西ハメーコン河左岸ノ地ヲ領有スルニ非ザレバ滿足スル能ハズ」と。

メーコン河左岸の地を領有するとは、結局ラオスに對するタイの宗主權を剝奪することを意味する。勿論タイ政府はこの佛蘭西の不法極まりなき要求を拒絶したのであるが、偶〻佛蘭西人官吏がタイ領內に於いて虐殺され、佛蘭西に橫車を通す理由と口實を與へしめた。一說によると佛蘭西が、故意に安南人に命じ自國官吏を殺害せしめたとも云はれてゐる。之が事實か否かは不明であるが、この機逸すべからずと佛蘭西は、盤谷駐在領事に訓電を發し、艦軍之に抗議せしめる一方、砲艦三隻をメナム河に派遣してその强硬なる決意を示した。

「無理が通れば道理引込む」と云ふ俗諺があるが、タイ政府は遂に佛蘭西の主張を入れて一八九三年十月三日盤谷に於いて、國境に關する條約を締結するを餘儀なくされ、同條約に依りタイはメーコン河左岸より撤去卽ちラオスに於ける宗主權を佛蘭西に拋棄するに至つた。

先に一八八七年十一月十一日大統領令により、從來の個別的統治を廢し、聯邦制度を施行した佛蘭西は、タイより奪取せるラオスを一八九九年四月十五日大統領令を以て聯邦內に編入し、こゝに現在の佛領印度支那聯邦が成立したのである。

三　初期の植民政策

前章で述べた如き經過の後、佛蘭西は東京、安南、カムボヂヤ及ラオスの五邦をその手中に收めたのであるが、さて如何にして征略後之を統治したかに就いて述べてみようと。

便宜上之を三期に分ち、一八八五年六月九日の天津條約により、佛蘭西が安南に對する保護權を支那に承認せしめて

よりラネッサン總督時代までを第一期、それよりドゥーメルの施政時代を第二期、爾後を第三期とし、筆を進めてゆくこととする。

I　第一期（一八八五年—一八九五年）

ラオスを除く四邦を勢力圏に置いた佛蘭西が、先づ直面した問題はさて之等に對して如何なる統治政策を採用するかと云ふことであつた。或る程度土民の意志を尊重し、舊來の機構に立脚した政策を採るべきか、將又力を以て之を服せしめ、完全なる同化政策を採用すべきかと云ふ問題である。この最高方針を決定すべく開催されたのが、一八八九年の植民地會議である。會議の結果、完全なる同化政策を採用すべきことが決議され、從つて一切の地方的事情は無視され、舊來の傳統的な諸機構は假借なく破壞されるに至つた。そして新たなる機構が生まれ、之に從ふことを土民に強要した。然し佛蘭西人の眼には過去の野蠻の遺物と映じる機構、制度も、被支配者にとつては永き傳統から生じたものである。まして傳統に異常な執着を感ずる土民にとりては、舊制度の破壞は飽くなき暴虐としか感じられなかつた。斯くて不滿の聲は次第に擴つてゐた。然し力を奪はれた彼等にとつては、佛蘭西人に對する白眼視、不從順が精一杯の反感の表現である。斯くの如き土民の消極的な抵抗のために、佛蘭西の同化政策は一つの越え難き障碍に當面したのである。

こゝで佛蘭西は印度支那に對する植民政策再吟味の必要に迫られたのであるが、先づ同化政策の誤謬を最初に指摘したのはフェリーであつた。彼は初めから印度支那を完全なる意味の植民地とすることに反對し、之を保護領として統治すべきを主張した。一八八三年の佛・安條約に於いて、植民地と保護國の中間的存在として認められた安南が、一八八四年六月の第二次條約に於いて純然たる保護領となつたのはそのためである。

然し印度支那に派遣された佛蘭西人官吏は、依然として同化政策を繼續した。事實に於いて彼等は、保護國を如何に統治すべきかに就いてなんら準備を有たなかつたのである。そこで佛蘭西は一流の植民政策學者たるド・ラネッサンを派遣して實地調査をさせることになつた。實地調査の結果は、その報告書 L'Indo-Chine (1888) に於いて、印度支那統治のためには土民の傳統と風習とが尊重されねばならぬことが主張され、數千年來の政治形態とこれに照應する獨自の文化を一擧に變更せんとする思想が嘲笑された。報告書はこの社會組織に手を觸れないことが望ましいことであり、政治の上に於いてもできるだけ變更を加へないことを理想とすべきであるとしてゐた。

フェリーの理論はラネッサンの實地調査によつて裏書されたのであるが、これを實行に移したのはボール・ベールであつた。彼は自然科學者から政治學者に轉じた人であるが、實際政治家として一八八六年一月安南及東京の總督に任ぜられた。彼が安南及東京の總督として統治に當つたのは、一八八六年の四月から同年十一月の死去に至る僅か六ケ月足らずの極めて短い間のことではあつたが、彼の統治下に於ける印度支那は、ガリアニーの統治下に於けるマダガスカル及カムボンの統治に於けるチュニスとともに、佛蘭西植民政策史の最も燁かしい頁である。

彼は印度支那に到着第一歩、東京の物情が必ずしも平靜に歸してゐないこと、安南にはまさに叛亂が生ぜんとしてゐること、そしてその他の地方に於ける佛蘭西の勢力は全く名目だけのものであることを發見した。佛蘭西は唯北部のデルタ地方を確保してゐるだけで、西部東京の山嶽地帶は殆んどまだ踏査の手さへつけられてゐない狀態であつた。就中安南に於いて支配者たる智識階級は、殆んど一人の例外もなく佛蘭西の統治に反

抗の意を示し、順化に於ける安南王を「佛蘭西の從僕」と看做し、王に對して從順の意を示さないのみか、祖先に對する叛逆者として冷然たる態度を採つてゐた。

ベールは早くもこの情勢を看取したが、先づ何よりも彼自身の地歩を確立する必要に迫られた。といふのは、飽くまでも同化政策の正當を信ずる佛蘭西の駐在官吏と軍隊が彼に反對して起つたからである。彼は商人階級を糾合して六百萬フランの資金をもつて行政機構を確立し、文化事業を始めようとしたが、當時佛蘭西に於いてはこれに耳を藉すものは少かつた。然し彼は兎に角も少額の資金を調達して、本來の仕事に取りかゝつた。フェリー型の勇敢なる闘士として彼は先づ流血と兵火の荒れ狂ふ安南に乘り込んだ。經濟的發展こそは遲れてゐたが政治と文化の中心をなしてゐる安南を治めることが全問題を解決する鍵であると信じたからである。

當時事實上安南を治めてゐたものは文官階級であり、王は儀式上又は宗教上の長に過ぎなかつた。ベールは、衆望を王に集中せしめることが第一であると考へ、形式的にもせよ王の權威を復活することに努力し、地方的な諸豪族の權力を尊重することによつて、彼等を自分の味方とすることに成功した。

安南の統治に成功したベールは次いで東京の統治に着手したが、こゝでは事態は更に困難であつた。彼は先づ何よりも從來の誤まれる統治政策から生まれた民衆の佛蘭西人に對する不信任を樹て直さなければならぬと考へ、一八八六年四月宣言を發して、佛蘭西は領土を欲してゐるのでもなければ民衆の生業を壓迫する意志もないこと、また民衆の風習は絶對にこれを尊重することを約した。賦役は制限され、重稅は廢せられ、貧窮してゐる地方に對して補助金を與へ、その他病院、慈善施設を行ふ等凡ゆる努力をした結果、民衆の信賴は著々として彼に集つた。

彼は亦、多數の專門家の反對を押しきつて、ルイ十六世が國家の急に際し諸問機關として全國諸階級の名士から成る「名士評議會」を召集した故智に倣ひ、一八八六年四月、東京に「有力者評議會」を設置した。之は毎年各州から代表を選出せしめ、國政を審議した後、佛蘭西植民行政の使徒として各州に歸しめるといふ仕組であつた。この制度は彼に土民と接觸する機會を提供し、また、一般民衆の諦觀的な無關心を匡正して、新時代の行政を理解させるのに非常な效果があつた。その結果、四十三人の代表が各自その出身地に歸還して、佛蘭西の統治方針を全國に徹底せしめることとなつたのであるが、新聞を持たない當時の民衆に對してそれが如何に有效であつたかは想像に餘りがある。

以上の政治的、社會的な諸改革を、ベールは一八八六年四月の赴任から同年十一月の死亡に至る僅か六ケ月足らずのうちに成し遂げたのである。ベールの功績は、土民の社會生活を一擧に破壞せんとする同化政策の根本的な誤謬を立證したことである。

果せるかな、彼亡き後の五年は凡ゆる點に於いて失敗の連續であつた。僅か五年のうちに總督の代はること實に五人而もこの五人とも皆それぞれ、その前任者と反對の政策を採用したのであつた。この様な政策の不斷の變更は、一定の强權政治が繼續されるよりも寧ろ有害であつた。社會の治安は亂れ、山賊の數は增え、土民は集團的に逃亡し、又は山賊の群に投じ、一八九一年には、河內の城門にまで叛徒が襲來する有樣で、掠奪と兵亂は一般民衆の生活を根柢から破壞した。何等かの手段を講じて事態を收拾しなければ、佛蘭西は全印度支那から手を引かざるを得ない窮地に陷つた。總督ピケ（ベール亡き後の五番目の總督）はこの混亂を收拾することができず、遂に自ら本國召還を要請するに至つたのである。

そこで起用されたのが、改革論者のトリオの一人ラネッサンである。一八九一年、フレシネ内閣によつて特別監督官として派遣されたラネッサンに課せられた任務は、治安を回復して、時計の針を五年捲き戻し、ベールの時代に還へすことであつた。一八九一年四月の法令により、總督の權限が非常に擴大されたので、ラネッサンはベールにも增して自由な行動を許されることゝなつたのである。行政官吏の包括的な罷免權をさへも與へられた彼は殆んど巴里政府に遠慮する必要のない絶對的權限をもつてゐた。

彼が印度支那に上陸した時は、東京は殆んど潰滅の狀態にあり、豫算は千二百萬フランの赤字を示してゐた。公共事業は凡て中止され、デルタ地帶に於いてさへ平靜を保つてゐるのは僅か二州に過ぎず、山嶽地方は事實上獨立してをり、紅河以西の全地域は山賊の支配下にあつた。安南に於いても役人達は佛蘭西に反抗的態度を示し、カムボヂヤは衰微しきつてゐたので、僅かに繁榮の氣運を示してゐたのである。

ラネッサンはまづ(一)安南政府の官吏は横暴極まる貴族階級であつて之を打倒することが民衆の信賴を得る所以である(二)安南王の地位を强化して、之を官吏の打倒に利用する、(三)東京は安南政府の統治よりも寧ろ外國人の統治を希望してゐる、といふ誤まれる三つの前提が、佛蘭西の植民政策の失敗の原因であることを看破した。事實は、この官吏階級こそ民衆の支持を受けてゐる唯一の階級であり、彼等に對する民衆の尊敬は殆んど宗教的なものに近かつた。從つて之を打倒する時は無政府狀態を招來することとなり、ひいては植民政策それ自體の自殺を意味する——とラネッサンは考へた。彼のこの認識が果してどの程度まで正しかつたかは別として、官吏達を無視することが統治成績を低下させる事實は過去の經驗が之を教へてゐた。例へば、交趾支那に於いては、彼等を排除したために佛蘭西人は自ら各村落の鄕職と

折衝しなければならなくなり、而も之等の地方的な代表者と中央政府とを結ぶ連絡者を發見することが出來ないために全體を有機的に結合し得ないといふ結果を示した。ベールですら東京に於いてこの困難に遭遇した。まして安南に於いては官吏に手をつけることを差控へねばならなかつたのである。

そこでラネッサンは官吏群に舊來通りの權限を付與することを決意し、自らは唯間接的に之を統治するといふ方針を採つた。卽ち彼等を各地方の統治者と認め、そしてまた東京の官吏と安南の王廷との間の從來の關係を復活させたのである。一方安南王は東京の官吏が佛蘭西に對して忠順の義務を負ふべき布告を發し、他方ラネッサンは安南王が從來東京及官吏群に對し有してゐた宗主權をそのまゝ認めた。その結果、國內の平和を復活することが彼等の利益となつたので、デルタ地帶の大部分は彼が就任を見た一八九一年の終りまでに平靜に歸し、官吏群は何處でも「最善の平和の使徒」となつたのである。

斯くして平原地帶に完全なる平和が復歸し、山嶽地方に於いても平和の回復は最早時の問題となつたので、ラネッサンは彼の政策を着々として進めていつた。そして先づ、東京に對し安南に於けると同一の統治機構を實施した。當時佛蘭西の議會は、東京は安南王の支配から解放されることを希望してゐると考へてゐたため、一八八四年の條約を改正して安南の權力を東京にまで擴大しようとする總督クールベの計畫を拒否したのであるが、ラネッサンはこの考への誤りであることを指摘し、從來總督の直接支配下にあつた東京に對しても、「土民の手によつて、土民のために」といふ安南に於けると同一の統治方法を採用することにしたのである。

次に、土民の一般社會生活に對しては、之に無益なる變化を與へないことを信條とした。彼は、嘗つて交趾支那で行

はれた樣に、土民の家族制度、相續制度及その他の共同體組織を破壞して佛蘭西式の民法を以て之に代へるが如き政策を好まなかつた。寧ろ土民の宗教を、社會制度を尊重し、そして又その役人達を尊重することこそ、近代的植民政策の基本原理であると考へたのである。

彼は以上のやうな方針に基いて、治安を保持し統治を進めたのであるが、植民地の經濟的發展を促進して財政的にも本國に賴る必要のない樣にしておかなければ、やがて自分が總督の地位を退いた後には、これまで仕上げた全事業が無駄になることを知つてゐた。そこで彼は全力を盡して經濟的開發に着手した。諒山（ランソン）に至る軍事鐵道敷設の工事を起し、港灣を開き、一八九一年から九二年に至る二年間にデルタ地帶に三百五十粁の鐵道を敷設し、租稅制度を整備して財政の確立に努力した。そのために、租稅收入は彼の赴任當時の三百七十六萬ピアストルから六百六十萬ピアストルに、關稅收入は八十二萬ピアストルから二百四萬ピアストルに增加した。彼が印度支那に來た當時は、金融業者から百萬フランの金を借りることすら出來なかつたが、彼が印度支那を去る時には、五千萬フランの公共事業が完成されてゐた。そして佛蘭西の金融業者達は、政府の保證なしに、千五百粁の鐵道敷設に要する資金を提供したのである。

然し、本國政府はラネッサンの威望に不安を感じ、一八九四年突如として、事業の途中にある彼を本國に召還した。之がため、印度支那に於ける經濟的統一は中斷され、鐵道の完成は二年も遲れたのである。彼の召還が如何に無意味なものであつたかは凡ての關係者の認むるところであつたが、それはヂ・ーレスが一八九五年三月下院に於いて、ラネッサンの後任者が、彼と全く同一の政策を繼續すべきことを要請された事實を發表したことに徵しても明らかであつた。だが一八九六年の三月には、印度支那に於ける公共事業は、年々の稅收入の限度に止めらるべき法令が發布され、而もそれさへ總督の權限から取上げて直接本國の財務長官と連絡する巴里政府の代表の管轄するところとなつたのである。即ち總督の創意は無視せられ、全ては本國政府の指令を仰がねばならないことになつたので、新總督ルゥソオはその在任二年の間唯徒らに時の經過を待つばかりであつた。ラネッサンの土民政策はその儘繼續されたが、彼の經濟政策は一場の夢と化した。そしてこの狀態は、一八九〇年メリーヌ內閣によつてポール・ドゥーメルが總督に任命されるまで續いたのである。

II　第二期（一八九七年―一九〇二年）

(1)　政治改革

ドゥーメルはブールジョア內閣の財務長官を勤めたことがあり、且つ又一八九五年には植民地の豫算報告者として、東京の財政を研究したこともある經驗豐富な急進的改革論者であつた。

彼が赴任した時には各植民地とも財政狀態は極めて不健全で、赤字の增加に苦しんでゐた。經濟的に富裕な交趾支那でさへも、餘りに嚴格な同化政策と餘りに多數の佛蘭西官吏のために疲弊のどん底にあり、カムボヂヤは、全く佛蘭西の支配圈外に超然として、近代化とは凡そ緣の遠い方向に進んでゐた。安南は王を操る官吏群の手中に歸し、不平、不滿の溫床たる觀を呈し、東京は、例によつて例の如く、不安の中心地であるかの如くであつた。「東京の安南人達は、恐怖の眼をもつて我々を眺めた。それはまるで、憐れな打ちひしがれた動物が、殘忍な主人の前に出て、何時ものやうな酷い目に會ふことを覺悟してゐるかのやうであつた」とドゥーメルは、その當時の情景を叙してゐる。

要するに、一八九七年の印度支那は東洋諸國に於いては如何なる植民政策を採用してはならないか、といふことの最も好適な實例であつた。ドゥーメルは、出發點として先づ植民地行政に一定の組織を與へ、然る後に最後の目標たる經濟改革に着手しようと考へた。當時の印度支那聯邦は、各〻その行き方を異にし、交趾支那を除いては殆んど無組織の狀態にあつた。彼は先づ植民地議會を改革し、豫算を佛蘭西官吏自身のために編成することを止めた。にも拘らず、官吏の數は益〻增加し、併合前には五十人の官吏で間に合つたのに、一九〇〇年には二百九十人の佛蘭西官吏と多數の土民下僚を擁するといふ有樣であつた。之は人口の割合から云へば爪哇（ジャワ）の十倍に相當する。土民の傳統に對しては全く何の考慮も拂はれず、經濟は沈滯しきつてゐた。都市を除いては、公共事業は殆んど全く行はれず、西貢（サイゴン）の港は一八六〇年當時の儘であり、僅に七十粁の鐵道が敷かれてゐるだけで、貨物の輸送は昔ながらのジャンクで行はれてゐた。ドゥーメルは躍氣となつて同化政策のこの弊害を除去しようとしたのであるが、彼の力を以てしては殆んど如何ともすることが出來ないところまで事態は惡化してゐた。

そこで彼は方針を變へて、殆んど處女地の儘で殘されてゐるカムボヂヤの開發に着手する決意をした。沿岸諸國が大體に於いて支那の影響を著しく蒙つてゐるに反して、カムボヂヤは完全に印度文化の下にあり、實質的には未だ嘗て一度も安南領となつたことはなかつた。斯くの如く彼等は人種的にも文化的にも他の諸地方から隔絶してゐたので、ドゥーメルは英吉利がカシミヤに對して採つたと同じ政策を採用することにした。卽ち從前通りに、王及その官吏達をして之を統治せしめ、自らは唯之に統治の方針を授けるだけに留めたのである。だが、彼は舊來の惡習は廢止しなければならぬと考へ、まづ債務奴隷、拷問、賭博等を禁じた。然し王は華僑商人を「裁判」することから生ずる儲け口、その他の收入の途が絶たれることを理由として之に反對した。

とはいへ、カムボヂヤの問題は比較的簡單であつた。それは、誰も未だ手をつけない材料で仕事をする樣なものであつたからである。然し彼がカムボヂヤの問題を解決して、安南の解決に乘り出した時には、過去の誤まれる政策が殘した種々なる困難に遭遇しなければならなかつた。先づ民衆の信賴を得ることから始めねばならなかつたのである。

一八九七年の安南は、名義上は佛蘭西の保護領でも、實質上は全く獨立國であつた。當時王（阮朝十世、成泰（ダンクイ）王）は未だ幼少で三人の攝政と役人達はそれぞれ皆行政と裁判を自分自身の儲け口としてゐた。佛蘭西の條約上の權益は制限され土民政策又は內政に干渉するが如きは事實上不可能であつた。而もこの干渉なくしては、經濟的發展は思ひもよらぬことであつた。

そこで彼は、一方に於いて王の權限を認めつゝ、他方に於いて舊來の惡習を排除する方針を採ることにした。卽ち一八九七年九月、理事官の數を增加して之に實質上の指導權を與へ、陰謀の中心となつてゐた秘密議會を解散せしめ、之に代へて理事長官の支配下に參事會を設置した。一八九八年には安南の財政に對する直接的支配權を獲得し、安南の經濟的發展のための基礎工作を完了した。

殘された問題は最も困難な東京の統治である。東京は形式的には保護領になつてゐたが、實質は殆んど直接統治の植民地であつた。なるほど、各州には土民官吏達がゐたが、それは下級事務を取扱ふのが佛蘭西人では不適當なためであつた。實權は辨理總督の手にあり、唯裁判だけが官吏の手に委ねられてゐたに過ぎない。然し、佛蘭西人は土民官吏が土民を裁判する實際の意味を知らないのみか、交趾支那に於ける前例をその儘に全力を擧げて東洋に於ける特殊の根强

い地方的組織たる部落制度を破壊しつゝあることを、彼は發見した。だが、ドゥーメルの眼から見れば、部落制度に干渉することは全く無益の仕草であつた。そこで彼は辨理總督達に、彼等の任務は土民官吏を壓迫することではなく之を指導するにあることを訓令した。カムボヂヤ及安南に於いては辨理總督に可成り強大な權力を與へねばならなかつたが、東京では辨理總督よりも寧ろ土民官吏を重視する必要を感じたからである。彼は新たに各地の部落制度を地方自治團體の單位としたばかりでなく、その權限を擴大したのである。斯くして租稅の徵收、學校及慈善團體の管理、地方的行政事務及その治安は部落の手で行はれることとなり、そして中央政廳との連絡は土民官吏の手を通じて行はれることとなつた。

斯くの如く各地に於ける統治機構が確立されたのは、一八九一年の終り頃であつた。卽ち交趾支那は佛蘭西政府直轄の植民地として、カムボヂヤは漠然とした意味の保護領として、安南は保護領ではあるが實質上は植民地に近いものとして、東京は部落制度を中心とする自治國として統治されることとなつたのである。この第一期の基礎工作を完了したドゥーメルは第二段の工作として、聯邦組織の確立に着手した。

彼が赴任した當時は、聯邦組織は實質上壞滅に歸し、總督はたゞ單に東京に統治するだけであつた。彼は聯邦政府を中心として各州政府をその下級機關とする聯邦組織を確立すべく、先づ東京に辨理總督を配置し、自らは各州政府事務に關係することを止めた。次いで一八九七年八月、全印度支那の財政經濟問題を審議する最高評議會の制度を設けたのであるが、評議會を設置するためには、先づ評議員を選擧する者を定めねばならなかつた。ところで當時の印度支那に於いては、各個人の代表として評議員を選出するといふが如きは全く未經驗のことであつたので、結局各種團體の代表者を選出するといふ方法を採用した。然しこの選擧母體となるべき各種團體さへない狀態であつたので、ドゥーメルは安南とカムボヂヤに農業と商業の聯合會議所を設立し、これから評議員を選出させることにした。選出された代表者は評議會に於いて、一般經濟問題を始め聯邦豫算を審議することになつた。當時の佛蘭西の植民政策理論に於いては、評議會で政治問題を論議するが如きは全く無用のことであると考へられてゐたからである、ドゥーメルは關稅、通信、交通、公共事業、裁判等は聯邦豫算を以て行ふこと、したのであるが、それは事實上各州の完全なる獨立を否定するものであつた。之を眞先に感知したのは交趾支那であつた。交趾支那の植民地議會が眞正面から反對したために事態は可成り紛糾したが、一八九八年七月本國政府が之に同意を表したので、やつと問題は解決した。その結果、「印度支那」はもはや單なる地理的な表現ではなく、政治的な統一體となつたのである。

斯くて一八九八年以後、政治の中心は專ら聯邦政府に移り、總督は本國の各省長官の權限を一身に具有することゝなつた。植民地最高會議は唯豫算を通過させるだけのことであつて、それ以外のことに就いては、總督の諮問に答へる單なる諮問機關に過ぎなかつた。その他官吏と農商會議所の代表から成る保護領會議があつたが、之は單に各地方の豫算を審議するだけで實權は全く聯邦の手にあつた。要するに、諸邦のうち交趾支那は阿弗利加植民地式に知事と佛蘭西市民の中から選ばれた植民地會議に依つて統治され、他の三邦は植民地でなく保護領なので、理事長官と理事官をして統治に當らしむることゝなつたのである。

(2) 經濟改革

政治的改革の大部分は一八九八年の終り頃までに完了し、後は唯時の經過を待つて之が整理、統一をするだけのことであつた。そこでドゥーメルは、愈々彼が最も興味を持ち且つ最も熱意を有する經濟問題の解決に向ふことにした。實

際行政機構の改革の如きは、彼の眼から見れば經濟的發展のための準備工作に過ぎなかつたのである。

彼が赴任した當時は富裕なる交趾支那に於いてすら、財政は約百萬ピアストルの赤字を示してをり、安南と東京は一八八七年以來自治的共同豫算を實施してゐたが一八九〇年までにその赤字は千三百萬フランに達してゐた。佛蘭西はこの赤字を補塡したが、翌年にはまたもや千二百萬フランの赤字を始末せねばならなかつた。そして一八九五年にはラネッサンの尨大な公共事業計畫のために、又々千五百萬フランを支出しなければならなかつた。一八九六年には二百萬ピアストル以上の赤字を出し、一八九六年に借入れた八千萬フランの中四千三百萬フランは過去の負債整理のために支拂はれたのである。

ドゥーメルは徴稅率を上げ間接稅を設けて、一八九七年の東京の豫算を編成し、過去の赤字を償却して初めて剩餘金を出すことに成功した。斯くして財政の均衡を計ると共に（一八九八年までに四百萬ピアストルの黑字）ラネッサンの時よりもつと大規模な公共事業を遂行した。例へば灌漑事業を創始し、鐵道敷設のための測量を行ひ、デルタ地帶から支那國境に至る交通路を開くために河內の大架橋工事を起した。

地方の財政改革に成功した彼は、次いで聯邦豫算の改善に着手した。先づ當面したのは租稅を聯邦と各邦とに如何に振り分けるか、といふ問題であつた。彼は種々考慮の結果一八九八年六月、直接稅は各邦に、間接稅は聯邦に振り分けることにした。この結果僅か五年の間に全ての財政は黑字を出すことになり、更に鐵道敷設のために二億フランの公債を起債することに成功したのである。鐵道敷設と共に、運河を開鑿し、港灣を築き、年千四百萬フランの軍事費を支出して、猶ほ且つ三千萬フランの剩餘金を出すことが出來る程度にまで、財政狀態は好轉した。

彼の財政政策の最も注意すべき點は、彼が間接稅を極めて重視したことである。即ち彼は阿片、アルコール及鹽の專賣から莫大な國家收入を擧げたのであるが、問題は、之等の間接稅は一度創設せられると之を變更することは非常に困難であるといふことである。例へば、一九一一年までの阿片の專賣收入は九百萬ピアストルに達したが、之を廢止すれば聯邦豫算に莫大な損失を與へるといふ理由から、その後に於いても繼續されることになつた。アルコールの專賣にしても全く之と同じで、一八九八年から釀造は國家の獨占するところとなり、一九一一年以降は販賣も全て政府の手に依つて行はれ、年平均百五十萬ピアストルの收入を擧げたが（一九〇三年―一九一一年）、そのために土民が蒙つた經濟的壓迫及更にそれから來るところの彼等の政治的動搖は、それが聯邦財政に貢獻したところを輕減しにした。鹽專賣の場合は事態はもつと不利であつた。といふのは、それは製鹽業そのものを根本から破壞したからである。

ドゥーメルは、彼の專賣政策が土民の間に深刻な反佛感情を植ゑつけつゝあることを意識しつゝも、之を緩和しないばかりか益々强化していつた。然し財政だけは兎に角强固なものとなつたので、愈々一八九八年の鐵道敷設計畫を實行することを決心した。即ち、遠い將來のことまで考へて全半島を縱貫する三千粁に亙る鐵道網の敷設が始められたのである。この計畫は理事長官の反對のために千七百粁に短縮されざるを得なかつたが、それにしても佛蘭西植民史上未だ嘗て見ざる二億フランの大事業が始められることになつた。ファショダの敗戰及ドレフュス事件に依つて人心が動搖してゐた一八九八年當時に於いて、二億フランの公債發行を佛蘭西議會に認めさしたといふだけでも、彼が如何に敏腕な政治家であつたかゝ想像されるであらう。それればかりではない、更に三年後には、猛烈な反對を押しきつて東京鐵道を雲南にまで延長する法案を通過させた。そして一九〇一年までに、彼は之が敷設に少くとも一〇年を要する大鐵道計畫

を樹立し、その準備を整へたのである。之が濱越鐵道である。

この完成は、勿論、彼の後繼者の仕事として殘されさるを得なかつたが、それにしても、彼が印度支那に對する佛蘭西の植民政策に一轉換を齎したことは爭へないであらう。彼は在任五年の間に、斷乎たる政策を以て諸改革を遂行し、佛蘭西植民地の中最も發展の遲れた印度支那を成績最も優良な植民地としたのであつた。

然し、ドゥーメルの經濟改革は主として財政及公共事業方面に限られ、農業及地方的な土着産業は之がために犧牲に供せられた。卽ち農業の發展は無視され、佛蘭西本國の産業と競爭關係に立つ一切の産業に對しては抑壓政策が採られたのである。このため例へば、鴻基（ホンゲイ）の炭礦業や海防（ハイフォン）のセメント工業は衰退し、ために本來工業化に適してゐた印度支那は永い間工業的發展を停止するの外なかつた。土地開發に就いても同樣で、歐洲人に拂下げられた耕地面積は一八九六年の八萬八百六十一ヘクタールから一九〇一年の三十五萬七千四百八十一ヘクタールに增加したが、移民は增加しなかつた。自由拂下を原則としたために、中には一人で二萬ヘクタール以上の土地拂下を受けた開發事業家も若干あつたが、それは唯土民を集めて仕事をするだけで、自らは之から利潤の一部分を受けるといふ程度のものにすぎなかつた。歐洲人企業家は積極的に開發に乘り出さず、舊式の農耕をその儘繼續するだけのことであつた。斯くて拂下げられた面積の中、一九〇一年までに開墾されたのは僅か一二パーセントに過ぎず、新しい作物を耕作するといふが如きことは全く行はれなかつた。そればかりではない、ドゥーメルは貿易の發展に對しても、何等の關心を拂はなかつたのである。要するに、彼は之等凡てのものを無視して政府の收入を增すことに全力を注いだのであつた。そして彼が手を觸れなかつた之等の仕事は彼の後繼者達の手で行はれる外はなかつたのである。

III　第三期（一九〇二年以後）

ドゥーメルが去つて後は、當然對土民政策が問題とならざるを得なかつた。當時の土民達が佛蘭西の植民政策に對して、如何に內心不平を感じてゐたかは、安南の親佛的な一土民官吏が一九〇五年にラネッサンに宛てた手紙の中に良く現はれてゐる、曰く——

「以前の樣に匪賊はもう居ませんが、全安南の各階級を通じて不平不滿を感じてゐない者はありません。王は最早や何等の權威もなく……土民官吏は、土民の統治に佛蘭西の駐劄官を援助する權限を有たないことに對して不滿を感じてをり、他方一般民衆は不斷にそして急速に增大し行く租稅の重荷のために困窮してゐるといふ狀態です。そしてまたこの陰慘な民衆の不滿は、最近の日本の戰捷（筆者註……日露戰爭に於ける）のために益〻激化してゐるやうです。私の見るところでは、最近の情勢は以前よりも遙かに困難であると考へられます。といふのは、當時は國を荒らす匪賊がゐたにしても極めて少數であり、一般の民衆は佛蘭西に好意を有つてゐたのですが、今は不滿が一般的となつてゐるからです。私はこの儘では將來が恐ろしいと思ひます。」

卽ち、ドゥーメルの經濟改革のために、民衆は租稅の重課を受けて貧窮のどん底に苦しんでゐた時、日露戰爭に於いて東洋の一後進國たる日本が大勝を博し、更にまた隣邦タイが次第に英吉利及佛蘭西の支配から解放されて、獨立國家の體制を備へて來たのに刺戟されて、印度支那に於いても、「亞細亞人の亞細亞」といふ汎亞細亞運動が發生しつゝあつたのである。

斯くの如く、土民の間に不平と不滿が嵩じつゝあつたにも拘らず、佛蘭西の駐劄官吏達は、之に對し全く何の手段も講ぜず、寧ろ彼等自らが印度支那破滅の源をなしてゐたのである。佛蘭西の印度支那駐劄官吏は、一八九七年の二千八百六十人から一九一一年には五千六百八十三人に增加し、この官吏群を維持するだけでも年々歲入の四分の一に相當する三千五百萬ピアストルの經費を必要とした。而も彼等は、土民の慣習なりその他のことを何一つ知らうと努力せず、彼等と土民の間には越えがたき溝が穿たれてゐた。例へば一九一一年に佛蘭西の駐劄官吏五千六百八十三人のうち、安南語を完全に話すことの出來る者は僅かに三人で、日常の用事にどうやら聞きかぢりの土語を話すことが出來る者を皆合せても全體の九パーセントに過ぎず、殘る九一パーセントの佛蘭西官吏は全く土語を解しない狀態であつた。

要するに、土民生活を無視してかゝつた從來の佛蘭西の植民政策が、非常な失敗であつたことは、最早や否定さるべくもなかつたのである。そこで一九〇七年には、東京に土民の有力者から成る諮問會議を設置することになつたのであるが、それは政府がその政策、就中土民に關係ある政策を決定するには、どうしても土民自身の援助を必要とすることを表明したものであつた。諮問會議ばかりでなく、東京の諸州は選擧の方法に依つて各地の有力者から成る委員會をも持つことになつたのであるが、然しそれは東京だけのことであつて、安南とカムボヂヤは、一八九七年のドゥーメルの改革當時の儘であり、交趾支那は舊態依然として官僚的支配が行はれてゐたのである。

斯くて、總督クロブコフスキー時代（一九〇八年―一九一一年）の印度支那はまさに疲弊のどん底にあつた。然し、本國議會に於いて、メシミーとヴィオレットの印度支那統治政策に對する攻擊の結果、アルベール・サローが總督に任ぜられるや、サローは土民の反抗を鎭めることを深く決意し、ラネッサンの原理を以て自らの政策とし、ベールの政策

を自らの政策とした。

卽ち、彼は先づ土民の利害を强調し、從來改革を妨害してゐた多くの障害を除去した。次いで佛蘭西の駐劄官吏を整理して土民を以て之に代へ、そしてまた官吏は通譯なしで土民と通話出來なくては、土民の訴願を理解したり、いはんや彼等の氣持を察することは不可能であるといふ一九〇五年のクレマンテルの告諭を活用して、官吏に土語の習得を命じた。

然し問題の根源は、さういふことよりも寧ろ裁判の仕方にあることを、サローはすぐに感づいた。佛蘭西流の法律をその儘適用すること自體に無理があつたのに加へて、法の適用そのものが時により所によつて異るといふ有樣で、土民はそのために非常な犧牲を拂はされた。例へば交趾支那に於いては、一八八一年以來佛蘭西の民法及刑法がその儘施行され、幾世紀かに亘る舊來の傳統は全く無視されてゐた。東京では之より幾分寬やかで、新式の法律と舊來の風習とを混淆した法律が行はれてゐたが、それも一定したものでなく、總督が代る毎に取締り方法も代るといふ樣な有樣であつた。安南では、土民の裁判は完全に土民自身の手中にあつたが、法律そのものは特別の治安委員會の手で編纂されたものであつた。

斯くの如く交趾支那では所謂『同化政策』が行はれてゐるのに、東京では保護領政策が採用されるといふ狀態で、その間全く何の統一もなかつたが、サローは決然として後者の政策を以て臨むことにした。勿論そこには種々なる反對と障碍があつたが、兎に角佛蘭西流の法律をその儘强行することは實情に適してゐないといふことだけは認められたのである。安南法は法律と道德とを區別してゐなかつたが、それは宗教が日常生活を規制してゐる古い共同體に於いては當然

のことであつた。法律は個人を對象とするよりも寧ろ社會を對象とし、また絶對的なものではなくて示談的なものであつた。佛蘭西人は法律と道德、行政と司法とは截然と區別すべきものであると云ふ考へから、土民官吏は同時に行政官たり又司法官たるべきではないといふ風に考へ、九級に分れる「司法官」階級を組織して、之を「行政官」と區別したのである。然しこの改革は土民の現實の事情に適しなかつたために種々なる障碍に遭遇し、依然として司法と行政の區別を判然とさせることは不可能であつた。そして結局は東京に於いては、佛蘭西法の精神に背馳しない限りで、各地方の事情なり風習なりを十分取り入れて、土民出身の司法官に裁判を委ねる外はなかつたのである。

サローが職を辭してモーリス・ロンが總督に任命されたのは、歐洲大戰中の一九一九年であつた、從つて、彼の當面した問題はサローの場合と異り全く政治的なものであつた。大戰による佛蘭西本國の政治的不安は、當然土民の政治的不滿を爆發させたからである。

土民の政治的要求は大體三つに分れてゐた。第一は各地方に與へられた權限が餘りに小さいといふことであつた。政治及經濟の兩方面に於いて新しい傾向が力を得て、大家族制度に立脚する部落制度の組織は次第に破壞され、個人主義的な社會が建設されつゝあつたので、前述した「有力者評議會」は最早や村民の利害を代表しないものとなつてゐた。それでロンは、「部落統治會議」を創設して議員は有力者評議會よりも公正な方法に依つて選擧することとし、之に各部落の豫算を審議させることにした（一九二一年―二二年）。その結果、二千の部落豫算が編成されることになつたがそれはベールの地方自治の原則の復活を意味した。

第二の要求は、中央政府の行政に對しても、全土民の意見を代表せしむべきである、といふことであつた。「若き安南人」は地方自治に對しては大した關心を有たず、專ら中央政治に土民の輿論を反映させることを主張した。この運動は、一九二〇年以後更に農商會議所の支持するところとなり、佛蘭西の新聞さへも、その妥當なるを主張するに至つたので、一九二二年ロンは交趾支那に佛蘭西人と土民の利害を夫々代表するところの共同統治議會を設置することを誓約し、且つそれを實行した。この議會に於いても、議席の多數は佛蘭西人の占むるところとなつたのであるが、それが個人代表の方法に於いて選擧されたものであることが特に注目すべき點であつた。卽ち從來議員は、各「有力者評議會」から選ばれた代表から成る團體から間接に選出されたのであるが、この改革によつて納稅者が直接自己の代表者を選出する權利を與へられたのである。その結果選擧人の數は二萬八百二十二人に、土民議員の數は六人から十人に增加した。

之等の問題が一應の解決を見た後、新たに生じた要求は純經濟的なものであつた。蓋し一般大衆にとつては司法及政治の問題よりも經濟問題の方がより直接的な利害の對象であつたからである。當時、農業樣式は變化しつゝあり、また工業の重要性が增大しつゝあつたので、之に適應する職業教育或は技術教育施設が要望されるに至つたことは極めて當然であつた。支那式の人格教育が最早やこの新しい要求に適合しないことは云ふまでもなかつた。

これより先、サローは早くもその必要を感じ、一九一七年に土民の教育內容を改善して佛蘭西語による教育方針を確立し、之を國家の直接指導下に置くことを計畫してゐたのであるが、一九二三年の末に於いてさへ近代的實業學校の數は僅かに十一で、生徒數は一千九十一名といふ狀態であつた。然し、近代的技術の採用が結局自分自身の利益であることを悟つた土民達の教育熱は次第に昂まり、「教育の產業化」と共に米の耕作方法は改善され、新しい作物が耕作される等、產業の近代化運動が着々として行はれることになつたのである。

第四政治

一概說

異る種族、然もそれぞれ固有の歴史と背景を有つ各種種族を分子とする佛領印度支那は、極めて複雑なる政治機構を以て構成されてゐる。佛領印度支那は一九一一年十月二十日大統領令により聯邦制度が施行されたことは既に述べたが、このため一言に佛領印度支那聯邦と云つても、交趾支那は植民地であり、その他の四邦即ち安南、東京、カムボヂヤ及ラオスは保護領となつてゐる。猶ほ之に一八九八年四月十日の佛清協定により獲得せし廣州灣租借地を加へねばならない。交趾支那は佛蘭西直轄の植民地であるから、當然佛蘭西の直接支配下にあるが、保護領は固有の組織と制度を有してゐる。斯くの如き複雑性は、行政機關と司法機關の機構を複雑化してゐる。以下之を別個に檢討してゆかう。

二行政機關

I 中央行政（總督府）

印度支那の最高行政機關は總督府である。總督官制は、一八八七年十月十七日大統領令を以て規定され、その後一九一一年十月三十日大統領令により修正され、現在に至つてゐる。總督府は總督を長とし、總督を補佐すべき總務長官及諮問機關、總督府所屬各部局及所屬官廳より成る。

(1) 總督

總督（Gouverneur Général）は、內閣會議の決議の後大統領令を以て任命されるが、彼は佛蘭西政府の適法なる唯一の受權者であると同時に、本國政府に對する印度支那全般の利益代表者でもある。

前者の場合の總督は植民大臣の權限の代行者であるから、その權能は行政、立法、司法の各分野に亘り、印度支那全般の政治、社會、財政及經濟政策を自己の責任を以て遂行し得る權限を有し、且つ各邦行政長官を直屬部下とし、本國政府の委任事項に就いて諸法規の制定權を與へられてゐる。

猶ほ總督の權限は外交事項に就いては薄弱である。卽ち本國政府の許可なければ、外交的商議に參與するを得ない。この原則に反して行はれたる商議は、政府の事後承諾又は議會の協贊なき限り無效となる。次に後者の場合の總督は、印度支那各邦行政を指導すべき權限を有するが、地方行政尊重の趣旨に基き、印度支那の一般的利益がその直接の參加を必要とする場合の他は、聯邦各邦の行政に參與するを得ない。

總督を補佐する者に總務長官及總督府會議、經濟・財政最高會議等がある。何れも總督に良き施政をなさしむるを目的とする。

(2) 總務長官

總務長官（Secrétaire Général du Gouvernement Général）は、總督直屬の補佐官にして、特別及常任代理權を賦與され、行政、財政、經濟事項に關する（總督に留保されざる以外の）一切の政務を處理する。卽ち總務長官の主務は、總

督をして印度支那統治の使命に專心せしむるため、印度支那全般の行政事項に關し總督の任務を代行するのにある。

(3) 諮問機關

諮問機關としては、總督府會議、總督府會議常置委員會、經濟・財政最高會議、國防會議、財務監督局がある。

總督府會議（Conseil de Gouvernement）は最初「最高會議」（Conseil Supérieur）と呼ばれたが、一九一一年十月二十日大統領令を以て改稱されたもので、印度支那に於ける各分野の高官を網羅せる最高會議である。職能は一九一一年七月十三日財政法第百二十七條第三項及一九一二年十二月三十日大統領令第八十七條を以て規定され、印度支那に關する全問題を審理し、その意見を總督に具申するにある。

財務監督局（Contrôle Financier）は一九〇七年三月二十二日大統領令を以て設置され、その權限を完全に遂行せしむるため、植民大臣の直屬部下たる財務監督官（Contrôleur Financier）を局長とし、印度支那財務行政の監督に當る。即ちその職能は各行政機關の豫算實行狀態の監督を任とし、吾國に於ける會計檢査院に類似する職權を有する。

總督府會議常置委員會（Commission Permanente du Conseil de Gouvernement）は、一九一一年十月二十日大統領令を以て創設された。總督府會議の一種の代用機關で、之が議決は總豫算、地方豫算、附屬豫算及公債の決定を除き、總督府會議の議決に代へることが出來る。

經濟、財政最高會議（Grand Conseil des Intérêts Economiques et Financier）は一九二八年十一月四日大統領令を以て創設され、原則として毎年一回河內（ハノイ）若くは西貢（サイゴン）に開催される。

その權限は一般豫算及附屬豫算案、公債基金豫算案、土木事業計畫、前年度決算、總額八千ピアストル以上の官公有財産の收得、讓渡及交換、一般豫算乃至公債支辨の各種事業會社又は個人に對する特許、豫備金支出若くは豫算總額の增加を要する歲出款項の修正、決議等の諸事項を審理するにある。

尙ほ更に經濟財政最高會議の諮問機關として、常置委員會（Commission Permanente）がある。本委員會は最高會議が審理すべき事項に付き、その意見を具申する任を有し二部（各部共に佛人六名、土民四名より成る）に分れ、河內若くは西貢に開催される。

國防會議（Conseil de Défense）は一九〇二年十月三十一日大統領令に依り創設され、植民地の軍備及國防問題の檢討、總督が緊急を要すと判斷せる全ての軍事的處置に對する意見の具申等を主要任務とする。

(4) 總督府所屬各部局

總督府各部局の組織系統は二つに分れる。一は總督に直屬する官房であり、他は總務長官の管理に屬する局課である。

總督官房（Direction du Cabinet）に祕書課及軍務課が直屬し、祕書課內に暗號係及文書係がある。次に總務長官の管轄下の總督府本屬の局課としては、人事課（Direction des Affaires Politiques et du Personnel）、政務・保安局（Direction des Affaires Politiques et de la Sûreté Générale）、法政課（Service de Législation et d'Administration）訴訟・行政監督課（Service du Contentieux et du Contrôle Administratif）、船舶課（Service de la Marine Marchande）、航空局（Bureau de Navigation Aérienne）、勞働檢閱總局（Inspection Générale du Travail）及外事課の八局課がある。

(5) 總督府所屬官廳

總督府所屬官廳を列擧すれば左の如くであるが、その權限及機能に就いては關係事項に於いて述べることとする。

各官廳は何れも總督より任命された局長を戴くが、現在の總督府所屬官廳は次の如くである。

財務局（Direction des Finances）、教育局（Direction de l'Instruction Publique）、司法部（Service Judiciaire）、土木總監部（Inspection Général des Travaux Publics）、關稅・稅務局（Direction des Douanes et Régies）出納局（Trésorier Général）、鑛山・工業總監部（Inspection Général des Mines et de l'Industrie）、衛生・醫療總監部（Inspection Général des Services Sanitaires et Médicaux）、農業・牧畜・森林總監部（Inspection Général de l'Agriculture, de l'Elevage et des forêts）、郵便・電信・電話局（Direction des Postes, Télégraphes et Téléphones）、治安・警察局（Direction de Police et de la Sûreté Générale）、陸軍部（Service Militaire）、及海軍部（Service Maritime）等である。

II 地方行政

(1) 佛蘭西行政

聯邦各邦には、地方行政長官（Chef d'Administration Locale）が總督の指導、監督の下に地方行政即ち邦行政を行ふ。行政長官は支配地の政策遂行に就いて、總督より完全なる權限を受任してゐるから、自己の發案に基く政策を遂行し、且つ法規の制定權さへも有してゐる。從つてその施政範圍は狹少であるとしても、行政長官の權限は本質的に總督の權限と同一であると云ふことが出來る。

交趾支那の行政長官を知事（Gouverneur）、安南、東京、カムボヂヤ及ラオスの行政長官を理事長官（Résident Supérieur）と云ふ。前者は樞密院（Conseil Privé）及植民地會議（Conseil Colonial）、後者は保護領會議（Conseil de Protectorat）、佛人代表會議（Conseil des Intérêts Français）、を諮問機關とする。亦東京及安南には人民代表議會（Chambre des Représentants du Peuple）、カムボヂヤ及ラオスには土民諮問會議がある。何れも土民議員を構成分子とする。

以上は政治關係の諮問機關であるが、經濟關係のものとしては、交趾支那及東京に商業會議所及農業會議所、ラオスカムボヂヤ及安南に於いては商・農業混合會議所がある。

猶ほ廣州灣租借地は、總督の下に廣州灣行政長官が土民諮問議會を諮問機關とし、租借地の施政に當つてゐる。

交趾支那を除く四邦には、佛蘭西行政と對抗する土民行政があるが、比較して述べると却つて繁雜になるため別項を設けて述べることゝする。

前述せし、知事又は理事長官の下級官廳として州行政官廳が存在する。州行政の長官即ち州長官は原則として文官を任ずるが、唯東京及ラオスの國境地帶の軍事區域即ち軍區（Territoire Militaire）に於いては武官が任ぜられる。州長官は行政事務の他、戸籍吏及司法警察官の事務を兼任する。その諮問機關としては、交趾支那に州會議（Conseil de Province）、東京及安南に州有力者會議（Conseils Provinciaux des Notables）、カムボヂヤに理事官會議（Conseil de Résidence）及ラオスには諮問會（Conseil Consultatif）がある。

次に參考のため各邦の州名を示せば左の如くである。

「交趾支那」

薄寮（バッリュ）（Bac-lieu）、吧唎（バリア）（Baria）、槺椥（バンテ）（Bentré）、邊和（ビアンホア）（Bien-hoa）、聖・ジャック岬（Cap Saint-Jacques）、芹苴（カント）（Cantho）、昭篤（ショドク）（Chaudoc）、堤岸（ショロン）（Cholon）、嘉定（ジャディン）（Gia-dinh）、鵝貢（ゴコン）（Gocông）、河僊（ハティン）（Ha-tien）、東川（ロンシュン）（Long-xuyên）、美萩（ミト）

(My-tho)、廸石(Rach-gia)、薩得(Sadec)、牽特崙(Soctrang)、新安(Tân-an)、西寧(Tây-ninh)、守油沒(Thuda umot)、茶榮(Tra-vinh)、平隆(Vinh-long)及崑崙島(Poulo-condore)、

「東京」

北讓(Bac-giang)、北金(Bac-kan)、北寧(Bac-ninh)、河東(Ha-dong)、海陽(Hai-duong)、華平(Hoa-binh)、河南(Ha-nam)、興安(Hung-yên)、建安(Kiên-an)、諒山(Lang-son)、老開(Lao-kay)、南定(Nam-dinh)、寧平(Ninh-binh)、福安(Phuc-yên)、富壽(Phu-tho)、廣安(Quang-yên)、松拉(Son-la)、山西(Son-tay)太平(Thai-binh)太原(Thai-nguyên)宣光(Tuyên-quang)ヴィンエン(Vinh-yên)安沛(Yêu-bay)及海寧(Hai-ninh)高平(Cao-bang)夏讓(Ha-giang)、萊州(Lai-châu)の四軍區。

「安南」

平定(Binh-dinh)、平順(Binh-thuân)、ダル・ラク(Darlac)、河定(Ha-tinh)、慶和(Khanh-hoa)、康頓(Kontum)高東乃(Haut-Donnaï)、義安(Nghê-an)、富安(Phu-yên)、廣平(Quang-binh)、廣南(Quang-nam)、廣義(Quang-ngai)、廣治(Quang-tri)、新和(Than-hoa)、兆天(Thua-thiên)寧順(Ninh-thuân)プレイキュ(Pleiku)都郎(Tourane)

「カムボヂヤ」

巴丹孟(Battambang)、剛堡(Kampot)、慶拉爾(Kandal)、岡本棧(Kompong-thom)、コムポン・スプ(Kompong-speu)、岡本通(Kompong-thom)、クラティエ(Kratié)、白萊陽(Prey-veng)、菩薩(Pursat)、士敦特隴(Stung-treng)、岡本川南(Kompong-chnang)、ソアイ・リアン(Soai-rieng)、打橋(Takéo)、シアム・レアプ(Siem-réap)

「ラオス」

百塞(Bassac)、華班(Houa-phans)、琅勃刺邦(Luang-prabang)、沙拉文尼(Saravane)、沙文納克(Savannakhet)、トラン・ニン(Tran-ninh)、維由(Vientiane)カムモン(Common)及フオン・サリ(Phong-saly)の軍區。

次に都市行政に就いて述ぶることゝする。現在印度支那に於いて自治制を施行する都市は、西貢、河内、海防、堤岸、金邊、都郎、南定、達拉及海陽であるが、その中西貢、河内及海防は一九〇八年七月十一日大統領令（一九〇九年十二月七日、一九一四年十月十六日、一九一五年四月二十九日、一九一六年一月十九日、一九二二年八月三十一日、一九二六年九月十四日、一九二七年九月十一日及一九二九年五月四日の諸大統領令を以て修正さる）により一級都市と指定され、爾餘の六市は二級都市として、夫々堤岸には一九一二年六月二十七日、金邊には一九一五年九月七日、都郎に一九〇八年七月三十一日、達拉に一九二〇年十月三十一日、南定に一九二一年十月七日、海陽には一九二三年二月十二日の諸總督令を以て、特別市制が施行されてゐる。

一級都市は純然たる佛領直轄地で、その行政は市長、助役及市會に依り遂行される。市長（任期四年）は原則として市會より選擧されるが、特に河内及海防の市長は、理事長官の推擧の下に總督が之を任命する。

二級都市の行政は、市長、助役及市會より施行され、市長は所轄行政長官の申請に基き、總督が之を任命する。

以上が印度支那都市行政の概略であるが、その他注意すべきものに西貢、堤岸の特別制度がある。本制度は兩市間の地理的、經濟的事情を參酌し、一九三一年四月二十七日大統領令に依り、兩市及その近郊を以て特別自治行政體を組織

せるもので、「西貢、堤岸地方」Région Saigon-Cholon と呼ばれる。

(2) 土民行政

各邦に佛蘭西行政とは別に、土民行政が存在することは既に述べた。聯邦制度の建前から舊制度を尊重する趣旨に基き、勿論實質的には佛蘭西行政官の支配下にあるとは云へ、形式的には土民行政が殘存してゐるのである。

交趾支那は佛蘭西植民地であるから、土民行政は存在しない。州行政、郡村行政の一切は佛蘭西行政官廳の統一の下に行はれてゐる。故に問題となるのは東京、安南、カムボヂヤ及ラオスの四保護領、殊に未だに假令虚器を擁するに過ぎぬとは云へ、兎も角國王が存在する安南、カムボヂヤ及ラオスの場合である。

(イ) 安南

遠く嘉隆(ジアロン)王阮福映(Gia-Long, Nguyên Phuc-Yên)を祖とし十三世保大(バオダイ)王(Bao-Daï)に至る安南王朝は、内閣の補佐を受け且つ祕密會議(Conseil xoret)を諮問機關として國政を行ふ。然し施政最高機關たる祕密會議に、内務、財政、典禮、陸軍、司法及土木の六相の他、佛蘭西地方行政長官たる理事長官が參與することを述べれば、如何に國王の實權が無力化、去勢されてゐるかゞ明白であらう。且つ又安南政府の施政及法規の布告には、全て理事長官の認可を要する。故に事實に於いて、佛蘭西の勢力は安南の如き保護領に對しても確固たる地位を有するのである。

さて安南王國には前述せる祕密會議の他に、主要行政機關として左の五機關がある。

即ち「王族會議」(Conseil du Ton Nhon)は、王族關係の諸問題を審理し、理事長官を議長とする。「監督會議」(Do Sat Vien)は官吏(Mandarin)の監督及法規の實施監督を任とする。本會議は嘗て極めて重要なる存在であつたが保護領建設以來、その重要性を頓に減じ、現在佛印政府は之に土民行政の一般的監督の任を負はしめてゐる。「王室財務局」(Noi Vu Phu)は安南政府自治豫算の實施、「天文臺」(Kham Thien Giam)は安南曆の作成を主要任務とし、その他「史記編纂局」(Quoc Su Quan)がある。

安南王國の行政區劃は、州に該當する省(Tinh)、縣に該當する府(Phu)、若くは縣(Huyên)、郡及村に該當する屯(Tông)及里(Ly)に分れる。州の長官を都督(Tông Doc)と云ふ。都督は保護領の代表者即ち佛蘭西行政官たる理事長官と土民行政たる安南政府との二重の監督を受けてゐる。補佐官として稅務官が存する。尚ほ人口稀薄な又は安南人の僅少な州に於いては道官(Quan dao)と呼ばれる州官が州政を行ふ。

縣の長官は知府(Tri-Phu)又は知縣(Tri-Huyên)と云ひ、都督又は道官の監督の下に縣の行政、司法事務を遂行する。郡の行政は、政屯(Chanh Tong)、村政は里長(Ly-Truong)により行はれる。里長は鄕職評議會(Conseil des Notables)を諮問機關とする。

以上の公務員の職制、權限に就いては成文がなく、慣習法が適用されてゐる。

(ロ) カムボヂヤ

安南と同樣、カムボヂヤには國王が存する。國王は内閣より補佐される。内閣は内大臣、陸、海、司法及内務の五相より成り、施政方針を決定すべき大臣會議は、理事長官を議長として開催される。

その他行政機關としては王族會議(Conseil de la Famille Royale)、王宮内の民事々件の解決を任とする仲裁々判所(Tribunal de Conciliation)及官人昇進委員會(Commission d'Avancement du Personnel du Palais)がある。

行政區劃は Khet, oder Khum に分れる。それぞれ州、縣、村に該當する。カムボヂヤには郡に相當するものは現在ない。嘗ては之に相當する Khand があつたが、一九三四年に廢止された。各〻 Chau-Fai khet, Chau-Fai Srok, Mé-Khum を長に仰ぐ。

(ハ) 東京

東京の土民行政は、理事長官に依つて行はれる。卽ち一九二五年十一月六日の佛・安協定により理事長官は、憲法及祭祀に關する事項を除き、土民に關する凡ゆる事項を命令、制定するの權限を付與された。故に東京に於いては土民中央行政は存在せず、僅かに土民地方行政が殘存するに過ぎない。

東京の地方行政區劃は、安南と全く同一であるから割愛すること、する。

(ニ) ラオス

古代ラオスは、ルアンプラバン王國とヴィアンチアーヌ王國に分れてゐたが、一八二七年後者はタイに征略され、ルアンプラバン王國はタイの勢力の下に僅かに餘命を保つのみとなつた。一八九三年十月三日の盤谷（バンコク）條約によりラオスに對する宗主權を獲得した佛蘭西は、一八九九年四月十五日大統領令を以てラオスを聯邦內に編入したが、その施政に當りルアンプラバン王國はその儘存在を認め、その他の地域を準植民地として現在に及んでゐる。故にラオス保護領の土民行政は二つに分けて說明するを妥當とする。

ルアンプラバン王國は、國王を最高主權者とし、王は王國會議（Hasanan Luang）を諮問機關として、領內の統治に當る。本會議は一九二七年十月十五日の王室令により改組されたが、內務大臣を議長とし、司法、典禮、財政、土木及商、農の諸相を以て構成される。その議決は王の批准の後、王室令で公布され、理事長官が之が施行の任を帶びてゐる。

ルアンプラバン王國以外の地は、前述せる如く佛蘭西の準植民地であるから、土民行政はなく、理事官が施政を行つてゐる。

地方行政は何れも同一組織より成り、縣、郡、村に該當する Muong, Taseng, Ban を以て構成される。猶ほ山地蠻の居住地帶には、Kong があり Tri. Kong を首長とする。

(ホ) 廣州灣

廣州灣は一八九九年五月二十七日の佛支條約に依り、九十九箇年を期限として租借せるもので、之が統治權は一九〇〇年一月五日大統領令を以て印度支那總督に委任されてゐる。

行政制度は一九〇〇年一月二十七日總督令（一九〇五年十一月二十日總督令を以て修正）により定められ、地方と村より成る。地方長は「有力者評議會」より互選され、各村の行政は「有力者評議會」が遂行する。村は嘗ては獨自の組織と機能を有してゐたが、確固たる組織を有せざりしため現在は次第にその特殊性を喪失しつゝある。

三　立法機關

代議政體ではない當領の立法機關の中樞をなすものは前述せし總督府會議（Conseil de Gouvernement de l'Indochine）である。總督の召集により少くとも年一回非公開の會議が開かれる。議員は高級官吏及軍人によつて構成される。主要議題は、豫算稅務、一般行政の重要事項である。

議員は、議長たる總督を筆頭に、總督府總務長官、駐屯軍司令官、交趾支那知事、各邦理事長官、工務局長、司法部長、財務局長をはじめ總督府各部局長、海軍司令部、西貢、河內、海防各商業會議所會頭等指導的人物を網羅してゐる。その外に合議機關として次の四つがある。

(イ)總督府會議常置委員會
(ロ)經濟財政最高會議
(ハ)印度支那國防會議
(ニ)印度支那國防調査會

常置委員會の議員は總督府會議の議員が兼ねて居り、現在では總督府會議の下級諮問機關としての機能を有する。經濟財政最高會議は年一回通常會議を開く。その議員は佛蘭西人、土民略ゝ同數の商工業關係者、時に商業會議所議員、農業會議所議員等より成る。總督府會議と同樣會議は公開されない。同會議の議事々項は一般豫算案、附屬豫算、公債基金豫算案の審議、前年度豫算の決算、道路費、その他土木費の檢討等である。國防會議、國防調査會に就いては後述する。之等の合議機關は普通の代議政體國家に見られるやうな嚴密なる意味の立法機關ではない。何故ならば、立憲制の國に於いては議會に於ける審議の結果、議會の協贊を經て命令、法律として國民に適用されるのであるが、印度支那に於ける合議機關、特に總督府會議は何等の立法權を有しないからである。之等は何れも總督の政務執行に對する諮問機關であるに過ぎず、同會議自身の決議乃至答申は直ちに法的效力を發生するものではない。從つて豫算の編成の如きも、經濟財政最高會議の決議に依つて決定されるに非ずして、總督は何時たりともその編成替を命じ得る權限を有し、事實上は總督の提出せる總督府豫算案の單なる審議機關に過ぎない。

斯くて印度支那の統治上、立法權は殆んど總督に專屬して居り、總督は本國植民大臣の代行機關として、本國政府を代表し印度支那國民に對してゐるわけである。

四　司法機關

I　概說

司法制度は「印度支那司法部」(Service Judiciaire de l'Indochine)が管掌するが、種族の多樣性及政治組織の複雜性に鑑ひされて一元制度を施行することが出來ず、今だに佛蘭西人裁判所と土民裁判所に分れてゐる。前者は佛蘭西人、準佛蘭西人を對象とし、且つ又佛蘭西人と土民間の事件を管轄し、後者は土民及外國亞細亞人を對象とする。

II　佛蘭西人裁判所

「佛蘭西人裁判所」は控訴院(Cours d'Appel)を最高としその他重罪裁判所(Cours Criminelles)、破毀院(Chambre d'Annulation)、東京刑事委員會(Commission Criminelle du Tonkin)、初審裁判所(Tribunaux de 1er Instance)、地方治安裁判所(Justices de Paix à Compétence Etendue)、駐在裁判所(Tribunaux Résidentiels)、混合商事裁判所(Tribunaux de Commerce Mixtes)治安裁判所(Justice de Paix)及印度支那行政訴訟委員會(Conseil du Contentieux

Administratif de l'Indochine) より成る。

嘗ては印度支那控訴院（Cour d'Appel de l'Indochine）と云ふ單一的最高司法官廳が在つたが、印度支那の特殊的政治事情に基因し種々の不便が生じたため之を廢してその代りに控訴院を南北に設けるこゝとなり、一九一九年五月十九日大統領令（一九二一年二月十六日及一九二七年六月二十四日兩大統領令を以て修正、補充さる）を以て、南部では西貢、北部に於いては河內に設置され現在に至つてゐる。

西貢控訴院の管轄範圍は、交趾支那、カムボヂヤ、南部安南の平順（Binh-thuân）、藩郎（Phan-rang）、慶和（Khanh-hoa）、富安（Phu-yên）、平定（Binh-dinh）、康頓（Kontum）、高東乃（Haut-Donnai）及蘭米安（Lang-biên）の諸地方及ラオスの百塞（Bassac）、亞督波（Attopeu）、沙拉文尼（Saravane）、及沙文納克（Savannakhet）の諸地方である。河內控訴院は、東京及安南、ラオスに於ける西貢控訴院の管轄外の地方及廣州灣を管轄範圍とする。

兩控訴院は、管轄地域に於ける下級裁判所の控訴の審理を任とするが、西貢控訴院はその他支那（雲南を除く）に於ける佛蘭西領事裁判所の判決に對する控訴をも審理する。猶ほ雲南は、河內控訴院の管轄範圍に屬する。

控訴院の組織及職制は、本國の控訴院と同一で、各控訴院は院長、二名の部長、判事、書記長より成り、檢事局は檢事總長、檢事及檢事補を以て構成される。

重罪裁判所（Cours Criminels）は、佛蘭西人、準佛蘭西人、土民及外國亞細亞人の刑事犯罪を審理し、西貢控訴院の管轄區域內に於いては、西貢、美萩、平隆、芹苴、及金邊に、河內控訴院の域內では河內に設置されてゐる。裁判長（控訴院判事）、裁判官二名及佛蘭西人陪席者四名より成る。猶ほ安南人の犯罪には、佛蘭西人陪席者の代りに、安南人が二名、又金邊に於いてはカムボヂヤ人が參加する。何れも毎年重罪裁判所に提出される有力者名簿より選任される。

破毀院（Chambre d'Annulation）は西貢控訴院の中に所在する。その任務は上告された原審判決を終審たる資格に於いて審理し、法律の違反若くは誤れる解釋をなした原判決を破毀し、法律の正當なる適用及判例の統一を圖るにある。院長及最古參の判事四名、檢事（檢事總長）、書記長より成る。

刑事委員會（Commission Criminelle）は、國事犯の處斷を速かに行ふを目的として設置された特殊機關で、行政權が司法權に干渉し得る好き例である。卽ち土民が聯邦の治安を害する罪を犯した時、總督は普通裁判所の裁判權を剝奪し刑事委員會にその審理を命じ得る。

本委員會は理事長官、犯罪發生地の州長官、司法官、中隊長級の軍人（陸軍最高指揮官より任命さる）を構成分子とし東京に設置される。その判決に不服なる時は、保護領會議（Conseil du Protectorat）に抗告することが出來る。若し抗告が却下された場合、總督は卽座に刑の執行を命じ、亦抗告が入れられた場合、事件は別に設置される特別委員會に移送される。猶ほ判決後處刑は二十四時間以內に執行される。

初審裁判所（Tribunaux de Première Instance）は判事、檢事及書記の各一名より成り、三級に分れる。第一級初審裁判所は、西貢、河內及海防に、第二級裁判所は美萩、平隆、芹苴、金邊及都郎、第三級裁判所は薄寮、昭篤、東川、檳椥、廸石、衆特嶺及茶榮に所在する。

地方治安裁判所（Justice de Paix à Compétence Etendue）には檢事がなく、初審裁判所長と同一の權限を有する治安判事を以て構成される。

駐在裁判所（Tribunaux Résidentiels）では、初審裁判所若くは地方治安裁判所の管轄區域以外の土地に於ける事件を州長官が治安判事の資格の下に審理する。

混合商事裁判所（Tribunaux de Commerce mixtes）は西貢、河內、海防及金邊に設置され、裁判長及商事裁判官二名より成る。商事裁判官は任期を二箇年とし、當該都市の商業會議所佛蘭西人名簿の中より選擧されるが、商人が參加してゐる點に本裁判所の特色がある。

治安裁判所（Justice de Paix）は西貢、河內及海防に設置されてゐる。猶ほ西貢治安裁判所は、西貢市の他に堤岸をもその管轄に屬せしめてゐる。本國の治安裁判所と同一の機能を有し、民事及違警罪に關する事件の審理を任とする。

印度支那行政訴訟委員會（Conseils du Contentieux Administratif de l'Indochine）は、西貢及河內に在り、個人と行政官廳との間に生じた紛爭を審理するを目的とする。委員長（控訴院判事）、民事部官吏（最少限十年以上勤務せる者）二名、檢事（民事部官吏）及書記より成るが、各委員は三年を任期とし、地方長官及司法行政長官（Directeur de l'Administration Judiciaire）への諮問後、總督令を以て任命される。

註、印度支那司法行政の最高官吏にして總督の權限下に在り、その權限は一九一九年五月十九日大統領令第六十八條（一九二七年六月二十四日大統領令第十條に依り修正）を以て定まる。

III　土民裁判所

土民裁判所は土民行政と同じく、印度支那を構成する各種族が夫々固有の性情、慣習を有するため、之に一元的制度を施行することが困難であることと、且つ土民間の紛爭は土民自身の手で裁斷せしめるのが妥當であるとして設置されたものである。以下各邦別に之を檢討してみることにしよう。

(イ)　交趾支那

交趾支那は佛蘭西植民地なるを以て、佛人裁判所の管轄下にあり、原則として土民裁判所は存在しない。然し事實においては、佛人裁判所が土民關係の事件を審理することは往々種々の不都合を生ぜしめたため、一九二三年七月二十五日總督令に依り、土民治安裁判所（Justices de Paix Indigènes）が設置され、現在に至つてゐる。その目的は專ら安南人若くは之と同一視すべき民族に關する事件を審理するにあり、土民治安判事が之に當る。

(ロ)　東京

東京の土民裁判所は各邦中最も完全なる組織（註）を有し、司法行政長官が土民裁判所長を兼任してゐる。その階級は一級乃至三級に分れる。

第一級裁判所（Tribunaux du Premier de Juridiction）は府縣（Circonspition）に所在し、判事一名（知府又は知縣）及理事長官より任命され書記一名より成る。但し必要なる場合、理事長官は東京土民裁判所長への諮問後、下級司法官を以て補充し得る。土民に關する民事、刑事に關する簡單な事件を審理するを目的とする。

第二級裁判所（Tribunaux du 2ᵉᵉ Degré de Juridiction）は各省（州）に所在し、裁判長（州長官）及土民判事より成る。

第三級裁判所（Tribunaux du 3ᵉ Degré de Juridiction）は河内控訴院第二部を以て構成され、裁判長（部長）及判事より成る。土民裁判所の最高審判所である。

この他東京には「安南法諮問委員會」Comité Consultatif de Jurisprudence Annamite と云ふ特殊機關が設置されてゐる。本委員會は行政及司法事件の審理に當り、特に安南法及土民慣習の知識を必要とする場合の諮問機關として、一九二七年八月三十日東京理事長官令を以て河内に設置されたもので、委員長（控訴院長）及十六名の委員より成る。

（ハ）安　南

安南に於いては佛領以前の舊制度が未だに司法制度の根底を爲し、適用される法律も嘉隆（ジアロン）法典（Code de Gia-Long）及王室令、慣習法（俗例Tục-lệ）である。

安南の特殊事情を參酌し、那村に司法權が與へられ、村長（里長）が事件の審理に當る。判決に對し不服が生じた場合、事件は始めて各州郡に設置された土民裁判所に移送される。

（ニ）カムボヂヤ

前述せる如く安南に於いては、未だに司法權と行政權は一體をなしてゐるが、當領に於いては完全に分立し、司法權は行政權の干與を受けない。

現在の司法制度は一九二二年九月十四日王室令及十月三日總督令を以て制定されたもので、印度支那司法部の監督下に屬し、初審裁判所、治安裁判所、上告裁判所、破毀裁判所及刑事裁判所より成る。

初審裁判所（Tribunal de 1ᵉʳ Instance）は各州に所在して判事一名より成り、一〇〇ピアストル以下の民事訴訟の終審判決及同額以上の民事訴訟、刑事事件の初審審理を行ふ。

治安裁判所は州内の大地方に所在し、大體初審裁判所と同一の權限を有す。

上告裁判所（Juridiction d'Appel, Sala Outor）はプノムペンに在り、初審裁判所の上告の審理を任とする。

破毀裁判所（Juridiction d'Annulation）は同樣プノムペンに所在し、破毀院と同樣の役割をなす。

刑事裁判所（Cour Criminelle）はプノムペンに在り、專ら刑事事件のみを審理する。

（ホ）ラオス

ラオスに於ける土民司法制度は、一八九五年九月三十日總督令を以て創設され、その後一九〇八年五月二日總督令で修正され現在に至つたもので、高等裁判所（Tribunal Supérieur、ヴィアンチアーヌ所在）、州裁判所及初審裁判所（各縣に所在）より成る。

高等裁判所は、上告裁判所と破毀裁判所の二重の役割をなし、裁判長（控訴院判事）、判事（行政官）、ラオス人高官及書記、州裁判所は（長官）、土民陪席判事及書記より成り、初審裁判所は五〇ピアストル以下の民事事件に關する終審判決及簡單なる刑事事件を審理する。

（ヘ）廣州灣

初審裁判所と混合裁判所より成る。前者は支那人判事一名、後者は土民及支那人を判事とする。當領の特殊的政治事情を參酌し、制定されたものである。

註、一九一七年七月十六日及一九二一年七月十六日、八月二十五日勅王室令を以て制定され、一九二三年七月三十日王室令及一九二九年九月二十日理事長官令に依り修正さる。

五 國 防

印度支那の軍政を統轄するものは總督であり、總督は軍政に於ける唯一の責任者たる地位にある。卽ち總督は印度支那に駐屯する陸海軍の統轄權を掌握してゐる。然し軍隊の直接的指揮は軍司令官の權限に屬し、如何なる場合に於いても總督が直接に軍事行動を指揮することはあり得ない。

軍政に關する審議は、平時には、

(イ) 國防會議
(ロ) 國防委員會

の二機關に依つて行はれる。國防會議の組織は、總督が議長となり、副議長に印度支那軍司令官が任ぜられ、議員としては安南、東京駐屯軍司令官、印度支那海軍司令官、砲兵隊司令官、軍司令部參謀長が常任議員となつてゐる。而して必要の場合に應じて理事廳の文官、出納部長も出席する。會議の主要事項としては、印度支那の防備に關する諸問題の討究、本國軍部大臣の同意を得る前に處理を要する軍事施設等である。以上の國防會議の他、常設的機關として、國防委員會が一九二八年二月に設置され、國防事務の審議に當つてゐる。

軍隊の組織は大別して陸軍部と海軍部とに分れるが、前者は更に正規軍と民兵隊とより成り、正規軍は安南、東京師

第13表　1936, 1937年度に於ける兵力

		安南	カムボヂヤ	交趾支那	ラオス	東京	廣州灣	合計
1936年12月31日	歐洲人	104	29	—	30	147	8	318
	土民	4,149	2,380	2,387	1,388	5,464	360	16,128
1937年12月31日	歐洲人	106	28	—	33	151	6	324
	土民	4,073	2,340	2,578	1,345	5,522	360	16,218

(Annuaire statistique de l'Indochine 1936-37, P. 241.)

團、東京獨立旅團、交趾支那、カムボヂヤ師團、印度支那砲兵隊及印度支那航空隊の五軍團に分れる。民兵隊は土民警備班として行政官廳の監督下にある。

海軍には、佛蘭西本國海軍に屬する極東分遣艦隊と印度支那艦隊との二種がある。前者の警備區域は單に印度支那沿岸のみに止らずして、佛蘭西と利害關係ある全東洋に及び、後者は專ら印度支那沿岸の警備に當つて居る。西貢がその根據地である。その他防備上の施設としては、主要地點に要塞を築き、諸所に飛行場を設備しつゝある。

猶ほ一九三六、三七年度に於ける兵力を示せば、第十三表の如くである。

第五 財政

一 概說

印度支那の財政は、中央財政と地方財政とから成り、地方財政は更に、各邦財政（Budgets locaux）と、その下級團體たる州財政（Budgets provinciaux）とに分れる。

印度支那の中央財政が確立をみたのは一八九八年である。それ迄は諸邦の財政が各々獨立して、中央財政は存在しなかつた。中央及地方を通ずる財政の統一なるものは勿論あり得なかつた。一八九八年の大統領令は、印度支那全體の共同利益のための收入は之を一括獨立せしめて中央財政を確立すると共に、他方中央財政から獨立せる各邦財政の經費收入に就いて規定したのである。

中央財政の豫算は經濟財政最高會議（Grand Conseil des Intérêts Economiques et Financiers）の諮問を經て總督により決定され、本國植民大臣の提案に基き閣議を經て大統領令で裁決される。中央財政の收支事務は印度支那出納部長たる會計總監が之を管掌し、地方財政（邦財政）は地方會計官、特別會計官が之を統一管掌する。

中央豫算は關稅、專賣、間接稅、郵便、電信、鐵道收入により、之に關する費用の他、軍事、法制、公共事業及その他の全聯邦に關する事項の費用を計上する。

印度支那に於ける主要財政機關として、財務監督局、財務局、出納局、關稅・稅務局、登錄局、不動產部等がある。

財務監督局（Direction du Contrôle Financier de l'Indochine）は獨立の行政機關で、各種豫算實施の監督に當る。但し、交趾支那地方豫算、金邊市、都郎市、堤岸市及一九一一年十月二十日大統領令に依り總督の指定する各都市の豫算及土民の特別豫算に屬する安南政府豫算、交趾支那、カムボヂヤ及東京の各町村組合豫算に對しては監督權を有しない。監督局は、總督若くは植民地軍經理部長に對し、每年植民大臣より委任する植民省豫算の民政費及軍事費の管理及各商業會議所特別豫算に關しその監督權を有する。組織は河內に本部を置き部長之を統轄し、各邦首都に部長代理人を駐在せしめる。

財務局（Direction des Finances de l'Indochine）は總督府の財政事務を管掌する。財政局の權限中最も重要なのは總豫算及同附屬豫算關係のもので、財務局長は總督の特別委任且つその責任下に、同時に又總務長官の監督下に右豫算の編成及實施を掌る。

出納局（Trésorerie de l'Indochine）は會計檢查の職務を司る機關で、印度支那會計總監を部長とし、印度支那財政の收入事務を統轄する。中央財政は會計總監之を管掌し、地方財政は各邦首都に駐在する會計官（交趾支那）若くは特別會計官をして掌らしめる。

關稅・稅務局（Administration des Douanes et Régies de l'Indochine）は各種豫算の歲入となるべき各種間接稅及その他諸稅の徵收（登錄局所管のもの、卽ち登錄稅、官有財產收入、印紙稅を除く）等に當る。

管掌稅種の主なるものは、關稅及關稅附加稅、阿片、酒精、鹽の專賣稅、煙草、骨牌の流通稅、燐寸、鑛油の消費稅である。

本局は河内に本部を置いて局長が之を統べ、支部を海防（東京）、西貢（交趾支那）、都郎（安南）、金邊（カムボヂヤ）に置く。各支部には更に諸管區があり、區内各地に數多の收稅所を置く。ヴィアンチアーヌ（ラオス）には監督部を設けてゐる。

登錄局（Services de l'Enregistrement des Domaines et du Timbre）――局長は財務局長の監督下にあつて事務を總轄する。所管事務は罰金、科料、訴訟費用及行政處分に基く徵收金の收納、抵當物の保管、動產の公賣豫納金の收納、同上登記、相談及無主財產の管理、證券印紙類の販賣、不動產又は國債を以てする保證金の保管、印紙稅及不動產稅の設定である。

本局は河内に本部を置き、各地に分課を置いてゐる。

不動產部（Services de la Propriété Foncière en Indochine）――部長は同じく財務局長及登錄局長の監督の下に登錄局の第二級檢閱官が之を兼攝する。交趾支那には不動產主事を駐在せしめる。

二　中央財政

I　財政の改善

中央財政に於ける實行豫算歲出入累年の狀態は別表の如くであるが、一九二六年以來大體に於いて引續き歲入不足をみせてゐる。一九二五年頃迄は近隣の南洋諸國と同樣に原料輸出增大の結果非常な繁榮狀態にあり。その後も若干年は大體順調に經過したが、一九三〇年、世界恐慌の起るに及んで急速に惡化に傾き、累年、五百萬乃至二千萬ピアストルの赤字を出した。尤も一九三一年を峠として赤字は漸次減少し、一九三五年、三六年度に於いては若干の歲入超過をみせるに至つた。この中央財政改善の理由としては、次の如き諸事情が考へられる。

先づ景氣動向及經濟政策上の一般的原因として――

一、印度支那輸出品の大宗にして、その輸出額の多寡が金融の大勢を支配するとさへ云はるゝ米の輸出が大に促進增加したこと

二、米の輸出增加に伴ひ玉蜀黍、護謨、石炭等重要輸出品の輸出進展をみ、ともども貿易尻に好調を呈し來つたこと。

三、國庫流入資金が增加し、ピアストル貨及その對フラン相場の安定を確實ならしめたこと。

四、印度支那政府の執りたる農業政策が妥當であつたこと、即ち

イ、本國「農業資金貸付部」（Crédit Foncier）提供の農業貸付金一億フランの回收も追々順調に進行しつゝあること。

第14表　中央豫算歲出入總額　（單位 千ピアストル）

年次	歲入	歲出	過不足（△印不足）
1926年	72,344	76,060	△ 3,716
1927年	87,560	80,967	6,593
1928年	89,406	88,744	662
1929年	93,783	94,459	△ 676
1930年	94,745	104,241	△ 9,496
1931年	76,703	95,006	△18,303
1932年	65,245	82,847	△17,602
1933年	62,420	67,743	△ 5,323
1934年	57,802	62,843	△ 5,041
1935年	56,718	55,449	1,269
1936年	62,403	59,814	2,589

（Annuaire statistique de l'Indochineより作成）

ロ、農業貸付も終期に近付き、利子引下げにより農民に餘裕を與へたこと。
ハ、小農擁護のため五千ピアストル以内の貸出を容易にしたこと。
ニ、「植民地貸付部」(Crédit Colonial)を創設して、長期及中期の低利貸出を容易にしたこと。
ホ、珈琲、護謨栽培者に對する貸出資金償還期を繰延べたこと。
五、銀相場騰貴の際、印度支那死藏非法定ピアストル貸を賣却して約五百五十萬ピアストルの利益を占めたこと。

次に財政政策的理由として次の如き諸點が擧げられる。

一、一九三四年、一億七千萬フランの五分利付公債及一九三五年に一億二千五百萬フランの五分五厘利付土木公債發行殘に潤ひたること。
二、鱗寸消費稅及土民「アルコール」稅を減じ、一方煙草稅を增稅したること
三、一九三五年(七月)フラン貨擁護非常法による特別收入を計りたること(人件費に於いて三十五萬ピアストル、その他百二十二萬ピアストル、合計百五十七萬ピアストル)
四、警察行政費の如き或種の費目を地方豫算に移讓したこと。(一九三五年八ケ月間の消費は前年同期間に比し三十四萬八千砥、二十八萬四千ピアストルを超過)
五、「シガレット」消費の奬勵による增收を見越したこと
六、鹽及阿片の消費及輸出を奬勵したためその輸出を促進し、一方交趾支那、カムボヂヤに於いて阿片消費が增加したこと。
七、その他、登錄稅、印紙稅、資本利子稅、通信稅に於いて思はぬ增收をみたこと。
八、富籤法制定(一九三五年二月十一日及同年十月三日總督令)により臨時增收を計つたこと。
九、中佛通商協定(一九三五年五月二十八日)等が印度支那の農產物の輸出を刺戟したこと。
十、右の外、穀物輸出稅、一般內地稅の增收、「シガレット」用「ブリケット」製造原料用鐵の輸入稅引上、砂糖消費稅增收、登錄稅改正による增收、空輸、電話、無電料の增收等を計つたこと。

II 歲出入の內容

(1) 歲出

歲出及歲入の內譯は左の如くである。先づ歲出を一九三六年度の實行豫算に就いてみると、總額五千九百八十一萬四千ピアストルで、その中最大費目は公債及年金費の一千三百四十一萬五千ピアストルで、總額の二二・四パーセントを占める。次いで財務費の一千百五十萬四千ピアストル(一九・五パーセント)、土木費の六百八十五萬ピアストル(一一・四パーセント)の順になつてゐる。

(2) 歲入

次に歲入をみると、一九三六年度實行豫算歲入總額六千二百四十萬三千ピアストルの中、最大のものは關稅收入の千六百五十七萬四千ピアストルで、總額の二六・五パーセントを占めてゐる。次いで消費稅及流通稅の千百五十七萬二千

第15表　歳出內譯
（1936年度實行豫算）

	千ピアストル
公債及年金費	13,415
本國政府分擔金	4,131
總督府費	1,108
政務費	321
司法及行政訴訟費	2,064
財務費	11,504
社會施設費	2,602
經濟施設費	2,250
遞信費	6,052
土木費	6,850
造幣費	1,755
別種豫算補助費	5,995
臨時費	928
富籤費救護費等	839
合計	59,814

第16表　歳入內譯
（1936年度實行豫算）

	千ピアストル
關稅	16,574
その他出入稅	784
國內一般稅	3,562
消費稅及流通稅	11,572
鑛油附加稅	845
專賣收入	11,185
土地收入	6,021
遞信收入	4,293
その他の收入	7,567
合計	62,403

ピアストル（一八・五パーセント）、專賣收入の千百十八萬五千ピアストル（一七・九パーセント）の順で重要財源をなし、之等三者の合計三千九百三十三萬千ピアストルは歳入總額の六三パーセントを占める。就中關稅收入の重要性は、如何に外國貿易の消長が中央財政にとり重要であるかを如實に物語つてゐる。

斯くの如く中央財政の歳入は、間接稅—消費稅を中心としてゐるが、之は印度支那財政の一特色で、間接稅を中央豫算に集中し、直接稅を地方豫算に歸屬せしめてゐるのである。

尙ほ中央財政の累年明細表を示せば、第十七表の如くである。

第17表　中央財政累年明細表
歳出之部　（單位千ピアストル）

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
1. 公債及年金費	5,923	9,476	13,225	14,023	13,415
公債年賦償還金	5,043	9,257	13,097	13,643	13,138
終身年金	880	219	128	380	277
2. 本國政府分擔金	10,562	7,210	7,064	3,941	4,131
陸海空軍	10,039	6,805	6,759	3,732	3,705
その他	523	405	305	209	426
3. 總督府費	1,477	1,937	1,136	1,076	1,108
人件費	546	570	486	448	452
物件費	218	221	194	205	195
經濟及財政委員會費	55	56	35	45	38
外交使節費	45	45	30	25	42
補助、宣傳、觀光費	613	505	391	353	381
4. 政務費	733	703	594	521	321
政務費					
人件費	539	501	409	337	168
物件費	8	7	6	6	6
機密費	186	195	179	178	147
5. 司法及行政訴訟費	2,265	2,058	2,060	1,901	2,064
司法費					
人件費	1,979	1,800	1,822	1,665	1,816
物件費及訴訟費	211	210	197	195	204
行政訴訟費					
人件費	74	46	40	40	43
物件費	1	2	1	1	1
6. 財務費	17,573	16,719	10,786	10,396	11,504
財務監督局費					
人件費	167	142	132	130	128
物件費	13	11	9	9	10
財務部會計局費					
人件費	367	394	346	282	326
物件費	27	32	27	24	24
登記、官有財產及印紙局費					
人件費	446	384	336	224	350
物件費	36	31	24	23	28
その他	404	251	150	172	133
出納部費					
人件費	1,521	1,413	1,369	1,397	1,563
物件費	249	118	144	144	165
關稅及稅務局費					
人件費	6,256	5,013	4,765	4,513	4,911
物件費	405	341	410	624	563
その他	585	755	566	586	667

	航空費	234	101	198	154	162
9.	通信費	7,322	6,219	5,681	5,373	6,052
	郵便局費					
	人件費	4,730	3,938	3,648	3,432	3,702
	物件費	516	343	163	187	218
	水陸運輸企業補助	839	802	636	632	987
	補助事業	57	12	37	17	—
	無線電信局費					
	人件費	546	495	491	471	535
	物件費	98	81	56	68	86
	新設費	—	—	—	—	—
	西貢ラヂオ會社費					
	人件費	254	219	246	240	219
	物件費	282	329	404	326	305
	新設費	—	—	—	—	—
10.	土木費	9,090	5,091	4,397	4,553	6,850
	人件費	874	846	738	704	859
	物件費	25	44	41	104	99
	維持費	3,843	2,451	2,173	1,991	2,095
	修復、補助事業費	856	175	—	—	—
	新規事業費	3,453	1,445	909	1,367	3,387
	補助費	39	130	536	387	410
11.	造幣費	3,292	2,575	4,429	2,475	1,755
12.	別種勘定補助及分擔金	10,559	7,877	8,255	6,310	5,995
13.	臨時費	2,911	1,313	338	233	928
14.	富籤に關する支出並びに收屬費その他	—	—	—	—	839
	總計	82,847	67,743	62,843	55,449	59,814

	專賣局費					
	阿片	3,768	4,937	1,496	1,194	1,117
	酒精	2,322	1,452	—	—	—
	鹽	1,007	1,445	1,012	974	1,519
7.	社會施設費	3,381	2,803	2,532	2,470	2,602
	國民教育費					
	人件費	1,574	1,363	1,270	1,266	1,431
	物件費	475	349	241	233	195
	圖書館費					
	人件費	46	52	48	38	47
	物件費	16	17	14	13	14
	科學施設費	745	536	542	541	484
	保健施設費					
	人件費	297	283	278	227	249
	物件費	152	165	118	126	148
	勞働監督局費					
	人件費	47	33	17	23	33
	物件費	11	5	4	3	1
8.	經濟施設費	7,759	4,302	2,316	2,177	2,250
	展覽會費	546	—	—	—	—
	鑛工業監督局費					
	人件費	309	—	—	—	—
	物件費	44	—	—	—	—
	商船及同監督局費					
	人件費	64	53	42	29	27
	物件費	10	7	7	5	5
	商船補助費	1,577	1,450	1,386	1,380	1,295
	在巴里印度支那經濟事務局費					
	人件費	83	75	76	62	62
	物件費	43	35	26	26	56
	農、牧、林業監督局費					
	人件費	162	—	—	—	—
	物件費	28	—	—	—	—
	印度支那農業相互信用事務局費	—	—	18	—	—
	農業信用費					
	人件費	125	68	—	—	—
	物件費	4	1	—	—	—
	印度支那米穀事務局補助費	230	—	—	—	—
	農學協會費					
	人件費	320	173	172	192	238
	物件費	184	122	136	95	158
	珈琲及護謨栽培業者貸付費	3,300	1,700	—	—	—
	陸地測量部費					
	人件費	425	263	225	201	220
	物件費	71	254	30	33	27

第18表　同歳入之部（單位千ピアストル）

		1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
1.	關稅及畜牧入	48,660	42,097	40,610	42,256	45,498
(1)	關稅	14,953	14,055	15,078	16,287	16,574
	輸入稅	11,366	11,104	11,437	12,033	12,380
	輸出稅	2,815	2,084	2,717	3,551	3,899
	通過稅	772	867	924	703	295
(2)	その他出入稅	695	677	716	754	784
	統計稅	429	427	477	521	557
	航油管保行稅	79	72	69	74	66
		187	178	170	159	161
(3)	國內一般消費稅	2,271	3,046	3,216	3,353	3,562
(4)	消費稅	11,658	9,643	10,616	9,403	11,572
	還流消費稅	944	681	793	811	866
	及精消費稅	3,959	3,468	4,364	2,920	4,021
	清酒消費稅	1,726	1,501	1,730	1,721	1,754
	精消費稅	1,099	976	767	569	607
	消流通稅	10	20	14	16	19
	費牌稅	3,827	2,811	2,707	3,108	3,970
	歌國產稅	93	112	152	150	175
	鉄油寸稅	—	74	87	108	116
	機火藥稅	—	—	—	—	44
	煽骨草稅	879	759	672	812	845
	砂糖他稅	16,877	12,787	9,470	10,689	11,185
(5)	鑛油附加稅	8,039	6,412	5,484	6,504	6,371
(6)	專賣收入	3,987	4,238	3,986	4,185	4,814
	阿片精	4,851	2,137	—	—	—
	阿片酒	1,327	1,130	844	958	976
(7)	雜收入	5,502	5,363	5,189	5,467	6,021
2.	登錄稅其他收入	3,137	2,802	2,635	2,684	2,488
(1)	登錄稅收入	1,155	1,303	1,257	1,237	1,205
(2)	印紙稅收入	139	120	131	365	134
(3)	國有地收入	141	134	103	107	101
(4)	鑛山稅及同賦課金	704	766	803	776	1,805
(5)	有價證券稅	226	238	260	298	288
(6)	その他	3,762	3,773	3,709	3,700	4,293
3.	通信收入	—	—	—	16	98
4.	特別稅	1,071	1,327	957	935	954
5.	資本收入	371	337	330	325	371
	有價證券收入	690	985	578	476	489
	貸付金及利子收入	10	5	49	134	94
	預備利子	806	821	883	673	677
6.	手數料收入	5,444	9,039	6,454	3,672	4,862
7.	雜收入	65,245	62,420	57,802	56,718	62,403
	計					

III　國債

國債は一九三七年一月一日現在に於いて、フラン貨債七種、その未償還額十四億二千四百四十一萬八千フラン、ピアストル貨債二種、その未償還額四百七十一萬一千ピアストルに上つてゐる。之等の中、九千萬フラン貨債が土木事業に使用されたゞけで、殘りの全部が鐵道建設に充てられてゐる。卽ち今日全印度支那に張り廻らされてゐる鐵道網は之等の公債に依つたものである。第一回に發行されたのは一八九六年、安南——東京間の鐵道建設に用ひられた額面總額八千萬フラン、利率二分五厘、償還期限一九五六年である。これは印度支那に於ける公債の嚆矢であると共に、また鐵道建設の起源でもあるので著名である。その他八種の公債の概要は第十九表の如くである。

三　地方財政

地方財政には、各邦財政（Budgets locaux）と各邦の下級地方團體の州財政（Budgets provinciaux）とがある。玆では最近數年に於ける歳出歳入の統計表を揭げるにとゞめる。下級地方團體のものは各邦毎に一括した數字である。

第19表　印度支那の公債

名稱	發行年	發行額 額面	發行額 發行價額
		1000フラン	
I. フラン貨債			
1° 八千萬フラン貨債（1896. 2. 10 附法律）	1896	91,650	80,000
	1899	55,000	49,560
2° 二億フラン貨債（1896. 12. 15 附法律）	1902	77,500	72,075
	1905	86,206.5	82,758
3° 五千三百萬フラン貨債（1909. 3. 14 附法律）	1909	59,819	54,256
	1913	55,493.5	51,331
4° 九千萬フラン貨債（1912. 12. 26 附法律）	1928	860	860
	1831. 5	212,201	207,638
5° 十三億七千萬フラン貨債（1931. 2. 22 附法律）	1931, 10	318,252	310,296
	1933	225,559	207,514
	1935	140,680	130,000
	1932. 7		
6° 二億五千萬フラン貨債（1932. 4. 26 附法律）	1932. 7	567,573	519,329
7° 一億七千萬フラン貨債（同上 1934. 7. 27 附法律により改正）	1934	190,679	176,854
		1000ピアストル	
II. ピアストル貨債			
1° 六百十八萬ピアストル貨債（無利子）（1921. 6. 20 附法律）	1921	6,180	6,180
2° 九千萬ピアストル貨債（第二回發行）（1924. 6. 6 附法律）	1926	2,060	2,060

（Annuaire Statistique 1934年に—36年 P. 258.）

那の公債

償還期限	利子（%）	發行價格（對額面%）	1937年1月1日現在未償還額	年負擔（1000法） 1935年	1936年	1937年
			1000法			
1896—1956	2½	87	46,560	2,966	2,963	2,968
1898—1974	3½	90	43,135	2,081	2,083	2,083
1903—1977	3	93	61,170	2,630	2,628	2,624
1906—1980	3½	96	72,876	3,257	3,259	3,259
1910－1984	3	90.7	50,959	2,008	2,009	2,010
1914—1988	3½	92.5	50,069	2,097	2,096	2,099
1929—1959	6½	100	775	65	66	66
1931—1981	4	97.85	510,773	24,674	24,654	24,669
1932—1981	4	97.5				
1934—1983	5½	92	222,719	13,283	13,291	13,295
1935—1983	5	92.4	139,550	—	7,766	7,768
1933—1982	4½	91.5	554,193	28,634	28,619	28,637
1922—1949	5	92.75	172,639	18,225	18,220	18,232
			1000ピアストル			
1922—1951	3	—	2,876	471	471	471
1926—1965	8	100	1,835	180	181	181

(2) カムボヂヤ

（單位 千ピアストル）

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
歲出	8,173	6,912	6,342	6,301	6,916
政務費	4,549	4,026	3,773	3,693	3,897
行政費	223	201	191	179	196
財務費	1,874	1,504	1,221	1,337	1,270
經濟施設費	1,066	989	937	881	971
社會施設費	461	192	220	211	582
別種豫算補助金及支拂金					
歲入	7,312	7,037	6,595	6,827	7,457
直接收入					
直接稅收入	5,237.2	5,280	4,885	4,970	5,594
その他	1,664	1,435	1,305	1,375	1,603
別種豫算補助金及割當金	450	452	405	482	260
（控除金）	(39)	(70)	—	—	—

(3) 交趾支那

（單位 千ピアストル）

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
歲出	13,919	10,760	11,042	10,703	10,975
政務行政費	5,737	4,643	4,922	4,886	4,316
財務費	688	578	544	528	559
經濟施設費	2,926	2,035	2,118	2,209	2,831
臨時費	4,149	3,143	3,055	2,676	2,889
別種豫算補助金及支拂金	419	361	403	404	330
歲入	11,980	10,885	11,104	11,346	11,370
直接收入					
直接稅收入	8,228	7,359	7,378	7,475	7,613
その他	3,166	2,942	3,207	3,360	3,203
別種豫算補助金及割當金	586	584	519	511	554

第20表　各邦財政

（單位 千ピアストル）

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
安南					
歲出	8,470	8,496	8,313	7,881	8,303
歲入	8,579	8,376	8,469	8,179	8,227
カムボヂヤ					
歲出	8,173	6,912	6,342	6,301	6,916
歲入	7,312	7,097	6,595	6,827	7,457
交趾支那					
歲出	13,919	10,760	11,042	10,703	10,975
歲入	11,980	10,885	11,104	11,346	11,370
ラオス					
歲出	3,882	3,311	3,126	2,842	2,902
歲入	2,949	2,973	2,992	2,854	3,097
東京					
歲出	12,716	10,683	10,070	9,715	11,390
歲入	12,808	11,103	11,200	10,975	11,423

(1) 安南

（單位 千ピアストル）

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
歲出	8,470	8,496	8,313	7,881	8,303
政務行政費	6,167	5,472	5,538	5,100	5,330
財務費	2	2	—	—	—
經濟施設費	924	947	866	898	1,033
社會施設費	1,271	1,965	1,789	1,743	1,829
臨時費	—	—	5	30	—
別種豫算補助金及支拂金	106	110	115	110	111
歲入	8,579	8,376	8,469	8,179	8,227
直接收入					
直接稅收入	5,103	4,860	4,855	4,933	4,859
その他	663	748	706	765	833
別種豫算補助金及割當金	2,825	2,783	2,908	2,481	2,535
（控除金）	(12)	(15)	—	—	—

第21表 各邦の州財政

（單位 千ピアストル）

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
安南					
歳出	4,627	1,784	1,616	1,999	2,121
歳入	4,736	2,006	1,848	2,180	2,239
カムボヂヤ					
歳出	2,992	2,668	2,602	2,948	2,870
歳入	3,429	3,219	3,156	3,451	3,270
支那駐屯					
歳出	7,783	6,710	6,447	6,837	7,309
歳入	8,390	7,213	7,166	8,066	8,160
東京					
歳出	5,402	5,318	5,112	5,210	5,573
歳入	6,569	5,508	5,458	5,495	5,773

（Annuaire statistique de l'Indochineによる）

右の諸表に依れば、各邦財政の歳入では、租稅收入が大部分を占めてゐる。而して、前述せる如く殆んど直接稅で間接稅は中央財政の方に取られてしまつてゐる。

直接稅は邦によつて勿論多少の相異がある。今、各邦の直接稅種を列擧すれば次の如くである。

交趾支那——宅地地租、米田登錄稅、畑地地租、河舟稅、營業稅、外國亞細亞人人頭稅、土民人頭稅、自動車稅。

東京——歐洲人地租、同營業稅、外國亞細亞人人頭稅、歐洲人所得稅、土民地租稅、土民人頭稅、土民營業稅、舟頭稅宅地地租。

安南——大體東京に同じ。

カムボヂヤ——人頭稅、（イ、カムボヂヤ人及び馬來人ロ、安南人及び之と同一視すべき民族、ハ、華僑及び印度人）地租

ラオス——給付稅、營業稅、酒精製造稅、武器携帶稅、象頭稅。

(4) ラオス

（單位 千ピアストル）

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
歳出	3,882	3,311	3,126	2,842	2,902
政務行政費	2,179	1,986	1,747	1,467	1,540
經濟施設費	882	591	719	848	790
社會施設費	804	730	641	527	572
別種豫算補助金及支拂金	17	4	19	—	—
歳入	3,949	2,973	2,992	2,854	3,097
直接收入					
直接稅收入	1,521	1,221	1,159	1,184	1,115
その他	209	167	343	433	464
別種豫算補助金及割當金	2,263	1,603	1,490	1,237	1,518
（控除金）	(44)	(18)	—	—	—

(5) 東京

（單位 千ピアストル）

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
歳出	12,716	10,683	10,070	9,715	11,390
政務行政費	6,998	6,277	5,686	4,979	5,360
財務費	118	94	94	86	82
經濟施設費	2,130	1,981	1,978	1,761	2,161
社會施設費	2,213	1,861	1,661	1,578	1,750
特別支出（颱風、洪水救恤金）	19	—	—	—	94
別種豫算補助金及支拂金	1,257	470	651	1,311	1,943
歳入	12,808	11,103	11,200	10,975	11,423
直接稅收入	11,014	9,491	9,518	9,466	9,575
その他	1,378	1,238	1,364	1,206	1,466
別種豫算補助金及割當金	416	374	318	303	382
（控除金）	—	—	—	—	—

第六　産業

一　農業

I　土地所有の問題

古代カムボヂヤに於いては、王國全體の土地は王の個人的所有物とされ、人民は唯之に占有權を有するに過ぎなかつた。それも之を開墾すると云ふ條件の下に於いてゞあるから、開墾を怠り荒廢せし者は占有者としての資格を喪失し、當然全ての權利を剝奪されてゐた。然しその他の國に於いては、之と反對に主權者は住民を土地に定着せしむべく、寧ろ土地の私有を奬勵してゐた。

十九世紀印度支那を征略した佛蘭西は、私有地制度を確立するの意圖の下に、一八八四年カムボヂヤ王ノロドム（Norodom）と交渉し、王の絶對的所有物として讓渡を禁ぜられてゐた王國の土地を解放し、こゝに全印度支那に於いて私有地制度が確立するに至つたのである。

從つて現在征略者たる佛蘭西人、被征略者たる土民は、自己の意志を以て土地を處分する權利を與へられてゐるが、外國人に對しては可成り極端な制限政策が採られてゐる。

以下之を私有地、官有地に分けて述べてみよう、私有地に就いて、交趾支那は佛領植民地であるから本國法が適用され、外國人の土地所有權を認めてゐる。卽ち外國人は私有地の賠償若くは貸金の抵當流により取得した場合、登記を以

て該地の所有者となることが出來る。その他の保護領に於いても土民法は原則としては外國人の土地所有を容認してゐる。故に私有地に就いて、外國人は比較的容易に之を取得し得るが、官有地に關しては後述の鑛業と同樣に少く共表面的には扉を閉されてゐる。卽ち官有地拂下に關する一九二八年十一月四日大統領令第九條は拂下申請者の資格を左の如く限定した。

1、佛蘭西市民、籍民又は保護民

2、佛蘭西法を以て設立された會社にして、且つ本社を佛蘭西領土又は保護領に置き、株主及重役の大半が佛蘭西市民、籍民又は保護民たること。

故に官有地の拂下を得るためには、外國人は個人としては絶對に容認されず、會社を設立することが絶對的條件である。それも第二項に於ける條件を具備せねばならない。

次に官有地の拂下申請方法を列記しよう。

1　前に述べし資格に該當すること。

2　官有地の拂下は有償を原則とするが、三百ヘクタールを限度として無償拂下を認む（一九二八年十一月四日大統領令第二條第一項）。

3　申請者は申請書を土地が千ヘクタール以下の場合は州長官、千ヘクタール以上の場合は總督に提出す（同法第十五條第二項）

4　申請が許可されても、先づ假拂下が行はれ、一定期間の經過を必要とする。

第22表　有税地の所有者別及用途別分布狀態

（單位 千ヘクタール）

		1932年		1933年		1934年		1935年		1936年	
		米田	其他	米田	其他	米田	其他	米田	其他	米田	其他
安南	歐洲人	9	53	8	55	8	57	7	60	8	61
	外國亞細亞人	2	1	1	2	2	2	2	1	0	0
	土民	648	308	637	285	653	323	645	315	644	335
	計	659	362	646	342	663	382	654	376	652	396
交趾支那	歐洲人	271	162	284	182	310	186	319	204	374	223
	外國亞細亞人	41	3	42	3	62	4	64	3	26	1
	土民	2,249	190	2,227	191	3,225	200	2,239	198	2,225	173
	計	2,561	355	2,553	376	2,597	390	2,622	405	2,625	397
*東京	歐洲人	21	146	25	146	21	149	25	144	26	144
	外國亞細亞人	1	2	1	2	1	2	3	3	0	0
	土民	1,077	452	1,074	452	1,079	471	1,079	465	1,076	471
	計	1,099	600	1,100	600	1,101	622	1,107	612	1,102	615

(Annuaire Statistique de l' Indochine)より作成

＊都市地税を賦課せられた土地（米田を含む）を含まない。「米田」のうち、コンセッションを附與せられてより 26 年を經過しないものは「其他」の中に含ましめた。

5　右の期間は百ヘクタール未滿が三年、五百ヘクタール未滿が五年、六百ヘクタール未滿が十年、六百ヘクタール以上が十五年（同法第二十五條第二項）。

6　右期間を經過した後、開發者は決定的所有者となる。

7　右期間を經過した後、未開發の部分は相當金額を以て政府に回收される（同法第二十六條第三項）。

土地は開發されるものにして、濫りに無益なる私有は容認せずとの觀念に發してゐるが、この邊に傳統的の土地に對する觀念が多分に參酌されてゐる樣に思はれる。

猶ほ一般に佛蘭西政府は、開拓途上にある植民地の開拓に從事する自國民に對して種々なる特權を附與し、時には金融的な援助を與へることすら

あるが、印度支那でも同樣の政策が採用されてゐる。この點、我々は印度支那に對する佛蘭西の植民政策が、英吉利の植民政策と著しく異る點を注目すべきであらう。卽ち英吉利の植民地特に熱帶植民地に於いては、鐵道の敷設、汽船の航行、自動車交通その他の一般公共事業は政府自らが之を行ひ、種々なる利權の請求者は殆んど一種の猜疑の眼を以て見られ、假令、利權を提供するにしても、彼等に對しては種々なる義務が課せられるため豫想利益が低下するを避け難いのである。然し他面に於いて、之が却つて纏ひし印度支那では政府から何等かの利權が提供されないと、開拓事業が進まないといふ弊害も現はれてゐる。佛蘭西の資本家が印度支那に來て先づ着手することは補助金の申請であり、而も大抵の場合彼等は夫れに成功してゐるのである。

次に安南、交趾支那及東京に於ける有税地（宅地を除く）が土民、外國亞細亞人及歐洲人の間に如何なる分割、所有されてゐるかを、米田とその他に區別して表示すれば第二十二表の如くである。

II　主要農業の概觀

「佛蘭西植民地中の眞珠」と云はれる印度支那の産業中、最も重要なのは農業である。領内の氣候及土壤が各種の農産物の栽培に適してゐるためで、その經營樣式こそ未だ低度ではあるが、將來の發展は大いに期して待つべきものがある。

印度支那の氣候的條件は溫度、濕度共に熱帶的乃至亞熱帶的であつて溫帶性の地方もある。從つて農産物の種類も亦米、棉花、玉蜀黍、護謨、落花生、珈琲、茶、甘蔗等極めて多種多樣である。更に土壤の質に至つては、その成分は優秀であり且つ種類が多い。卽ちメーコン河、紅河等の諸大河の下流

のデルタ地方及流域は、氾濫に依る土砂の沖積の結果天然の沃土となり、米その他の農作物に適し、又交趾支那の東北部、安南及ラオスの南部、カムボヂヤの東部、デルタ地方の新沖積土に比し土粒粗大であり烟草、甘蔗その他の食用作物が栽培される。更に南部印度支那地方の所謂赤土帯は、護謨、珈琲、茶、甘蔗等の栽培に絶好の地域である。

個々の農産物の生産状況を述ぶるに先立ち、先づ主要農産物の生産高及輸出状況を左に示さう。

第23表　主要農産物栽培面積及生産高

（1937年度）

	1000ヘクタール	1000瓲
米	5,000	7,000
玉蜀黍	500	600
珈琲	10	2.5
茶	20	15
護謨	127	50
烟草	22	15
甘蔗	40	60
棉花	15	1.2
カポック	4	3
麻	0.2	0.1
椰子	30	30
落花生	15	12
胡麻	4	3.5
苧麻	4	5
胡椒	1.5	3.5
漆	7	2.5
蚕糞	3	0.2

（Annuaire statistique 1936-37. P. 91.）

第24表　主要農産物輸出状況

	1937年		1938年		1939年	
	100瓲	1000フラン	100瓲	1000フラン	100瓲	1000フラン
マニホット	121,287	10,707	83,700	9,319	14,890	1,659
莎麪(さいごべ)	19,316	3,071	9,303	1,199	6,169	750
隱元豆	11,989	1,241	42,784	7,667	22,267	3,392
馬鈴薯	899	59	929	91	1,050	104
落花生	37,602	6,268	27,438	5,373	26,553	5,648
胡麻	6,400	969	6,899	1,125	3,235	436
棉花	317	22	—	—	—	—
コプラ	111,240	19,074	104,846	17,135	100,456	16,497
苧麻	29	5	1,876	307	721	96
カポック	31,509	15,192	37,681	21,861	29,980	19,647
粗糖	48,209	8,309	7,539	1,460	18,122	5,357
珈琲	4,225	3,231	4,262	3,817	9,022	9,028
胡椒 白	25,646	6,998	44,243	12,461	32,987	11,953
胡椒 黒	12,877	5,131	10,965	4,461	12,881	7,484
胡荽	2,237	547	3,467	991	2,079	687
茗荷及小豆蔻	5,032	1,682	5,043	1,911	5,060	2,479
米	15,472,559	1,093,817	10,646,430	1,019,863	16,921,543	1,385,882
玉蜀黍	5,749,106	466,572	5,566,050	511,413	4,496,720	344,812
肉桂	13,219	6,543	11,366	8,542	16,206	11,533
茶 黒	19,828	16,503	17,021	19,307	20,748	22,574
茶 緑	—	—	2,683	2,315	3,721	4,067
葉烟草	1,120	403	493	230	271	123
オリーブ油	23	17	26	21	33	31
コプラ油	238	79	753	208	1,910	550
苧麻子油	7,302	2,708	8,146	3,842	10,688	4,713
アプラサン油	9,689	5,813	9,078	6,143	8,665	8,647
落花生油	1,581	493	641	280	2,071	1,124
大茴香油	2,114	7,783	2,513	11,524	2,224	10,048
粗護謨	378,358	390,751	475,423	511,633	564,416	790,561
黄麻	1,269	126	3,819	421	1,524	221
苧麻	197	68	122	73	3,441	5,245
油粕	36,993	2,157	42,136	3,197	39,547	2,538

（Statistique mensuelle du Commerce extérieur 1939. 12月より作成）

III 米

米は佛領印度支那農産の太宗で、唯に農業に於いてのみでなく、印度支那の全産業中最も重要な地位を占める。米作地帶は交趾支那、カムボヂヤ、東京及ラオス南部と殆んど全領域に亘るが、就中メーコン河流域の大平原及東京平野を貫く紅河の流域がその中心をなしてゐる。前者は所謂西貢(サイゴン)米、後者は東京(トンキン)米の産地として知られてゐる。

(1) 産米の種類

印度支那の産米は、植物學的には Oryga sativa lin 種に屬するが、更に品質的、産地的且つ季節的に分類すれば左の如くである。

（イ）品質的分類。

品質的には、粳米、糯米、山地米及浮稻の四種に分類し得る。粳米（O. dura）は安南語では稬宰（Lua tẻ）、カムボヂヤ語で Srau khsai、ラオス語では Khao chao と云ふ。糯米（O. glutinosa）は安南語で稬糍（Lua nẹp）、カムボヂヤ語 Srau damnop、ラオス語 Khao chao、山地米（O. montana）は安南語で稬岗（Lua nui）と云ひ、更に浮稻(O. fluitans)は安南語で瀧稬欤（Lua song lan）、カムボヂヤ語 Sran propeai vea、ラオス語では Khao hai と稱する。

（ロ）産地的分類。

本分類に從へば、低地米（河米）、高地米（山地米）、浮稻に分類し得る。

低地米（Riz du terrains bas）若くは河米（Riz de rivières）は、粘土より成る砂土性の澤地に良く發達する、最も重要なものであるが、産地の性質上水害、旱害又は蟲害に逢ふ危險率が多い。米粒の形狀は、その種類に依り卵形、圓形若くは長圓形と分れ、大きさ、硬さ、透明さも亦それぞれ差異がある。

高地米（Riz territoires élevés）又は山地米（Riz de mongtagnes）は乾米（Riz secs）の異名があり、その名の示す如く、海拔一千米乃至千五百米の高地に耕作される。高地米の根は河米とは異る性質を有す。即ち低地米の幹根は、地下に深く伸びないで四方に支根を發生し、出來得る限り多量の水分を吸收しようとするが、山地米の根は之と反對に能ふ限り地下水を吸收せんがため、垂直に深く土壤内に伸びるのである。故に耕作に當り深く鋤返す必要があるが、その一面長期間の乾燥に耐へ得る特徴を有してゐる。

浮稻（Riz flottants, riz gluants）は準野生種の變種で、カムボヂヤの太湖(トンレサップ)の氾濫地方に發生せるものを、安南人が之を交趾支那に移植したものと云はれ、現在昭篤(Chaudoc)、東川(Longxuyen)及薩得(Sadec)の北部諸州に於いて栽培されるが、七月末若くは八月上旬頃の出水期までに粳は綏やかに生長し、平原が出水で氾濫する時には稻田の水嵩が增すに比例して苗も伸長し、常に穗先が水上に出てゐるため、水害を蒙らぬのを特徴とする。十一月減水期の頃には十分生長し、收穫を待つばかりとなる。故に浮稻は低濕地方での唯一の耕作方法として價値があるが、他種に比し香味共に劣り、市場價値が低い難がある。

（ハ）季節的分類

産米を季節的に分類すれば、早稻、季稻、晩稻となる。早稻は四月末播種し、九月乃至十月收穫するので「十月米」とも云ふ。高地田に多く、一般に地方消費に充てる。季稻は六月乃至七月に播種し、十二月若くは翌一月に收穫される

盆地田に耕作が盛んで、輸出米として優秀である。晩稻は六月又は七月に播種、一月乃至二月、時には四月に收穫される。最も耕作の多いもので、輸出米の大半を占める。

この他東京及北部安南には二期米と云ふのがある。同地方は乾季中でも一月乃至三月に丁度我國の梅雨の如き現象、所謂霧雨（Crachin）があるため、耕作が可能となり、安南曆十月（十一月）の收穫後、再び五月（六月）に收穫を得ることから斯く呼ばれる。

(2) 米田の種類

米田は、高地田、盆地米、低地田、二季米田及浮稻田に分け得る。高地田は灌漑に難あるため特殊の畔を築き雨水、用水の流出を防ぐ。印度支那米田の大半は之に屬し、交趾支那ではその七三パーセント、東京及北部安南に六五パーセント、カムボヂヤ九一パーセント、中部及南部安南で五〇パーセントを占めてゐる。

盆地田は河水流域の盆地に多いが、氾濫を蒙る危險がある。特に中部交趾支那及メーコン河、百塞河（Bassac）沿岸地方に多く、交趾支那米田の一七パーセントを占める。

以上の高地田及盆地田は、その地理的事情から雨季に耕作されるが、低地田はデルタ地方に多く、雨季には侵水の恐れがあるため、乾季中に耕作され、安南曆五月（六月）に收穫される。

二季米田はその名の示す通り二期米を耕作し、東京及北部安南の米田の三五パーセトンを占める。

浮稻田は北部地方には無く、カムボヂヤ米田の九パーセント及交趾支那の一〇パーセントは之に屬してゐる。

(3) 植付期及收穫期

交趾支那、カムボヂヤ、ラオスにては、一季作、東京及安南に於いては二季作である。ラオスでは七月乃至九月に植付が行はれ、十二月乃至翌年二月に收穫が行はれる。交趾支那及カムボヂヤでは、稻の種類によりそれぞれ異り早稻は四月末に植付され、九月又は十月に收穫されるが、季稻は六、七月に植付、十二月又は翌年一月に收穫、更に晩稻は季稻より稍遲く植付され、一月乃至二月に收穫される。東京及安南では前述せる如く二季作が行はれ、それぞれ春作、秋作と呼ぶ。春作は東京にては一月に植付され六月に收穫、安南にては十一月に植付がなされ、翌年四月に收穫が行はれる。又秋作は東京に六月、安南に四月に植付がなされ、それぞれ十一月、九月に收穫される。

(4) 米田面積及米作狀況

印度支那の米作方法は我國に於けると同じく先づ苗代を作り、苗の成長を待つて植付けを行ふ。一九三七年——三八年度の米田面積は五百五十八萬ヘクタールである。之を我國の三百十九萬ヘクタールと比較すると、我國のそれは前者の約五七パーセントに當る。然るに同年度の收穫量は反對に、印度支那の六千三百八萬五千キンタルに對して、我國は一億二千三百八萬七千キンタルである。從つて一ヘクタール當りの收穫高は前者の一〇・四八キンタルに對して後者は實に三八・六キンタルに達する。印度支那土民殊に安南人は傳統的に農民である。その熱意は吾國農民のそれに比して劣つてはゐない。然も右の如き著しい差異が生ずるは何に基因するかは大いに檢討すべき問題であらう。先づ重要なる原因は、彼等が祖父より父、父より子にと傳はる傳統的耕作法を墨守してゐると、及之に關聯して近代的農業知識の缺乏に原因してゐる。從つて當局がこの點に留意して農民の指導に努力せば、日ならずして著しき成果を擧げ得るに至らう。

第25表　米田面積及收穫高

	米田面積（1000ヘクタール）						收穫高（1000キンタル）				ヘクタール當り收穫高（キンタル）					
	1933-34	1934-35	1935-36	1936-37	1937-38	1938-39	1933-34	1934-35	1935-36	1936-37	1937-38	1938-39	1933-34	1934-35	1935-36	1936-37	1937-38	1938-39
印度支那	5,386	5,336	5,460	5,644	5,580	5,990	58,335	55,085	60,462	63,162	63,085		10.8	10.3	11.1	11.2	10.48	
安南	959	932	941	1,075	939	1,107	9,940	9,200	9,731	9,280	10,499	11,341	10.4	9.9	11.0	8.6	11.2	10.2
カムボヂヤ	624	714	694	684	779	785	4,665	5,150	6,020	5,240	7,790	7,959	7.5	7.2	8.7	7.7	10.0	10.1
交趾支那	2,001	2,064	2,111	2,164	2,151	2,308	22,472	23,251	24,479	30,500	25,793		11.2	11.3	11.6	14.1	12.0	
ラオス	461	413	382	400	480	444	3,620	3,260	2,730	2,180	2,960	3,731	7.9	7.9	7.1	6.4	6.2	8.4
東京	1,341	1,213	1,332	1,321	1,231	1,346	17,638	14,224	17,502	15,962	16,043	19,560	13.2	11.7	13.1	12.1	13.0	14.5
日本	3,147	3,147	3,178	3,180	3,190	3,194	131,457	96,214	106,638	124,981	123,087	122,250	41.8	30.6	33.6	39.3	38.6	38.3

(International Yearbook of Agricultual Statistics, 1938-39 P. 286-287)

次に領内各地の收穫高をみるに、西貢米を產する交趾支那は、斷然他邦を壓してゐる。

即ち一九三七年——三八年度に於いて交趾支那は、二千五百七十九萬三千キンタルで全生產高の四〇パーセントを占め、東京は千六百四萬三千キンタルで、二五パーセントに達する。その他安南が千四十九萬九千キンタルで、一六パーセント、カムボヂヤが七百七十九萬キンタルで一二パーセント。更にラオスが二百九十六萬キンタルで七パーセントとなつてゐる。

(5) 粒の種類

粒の種類は非常に多いが、先づ西貢米より見ると、平隆（ダイン・ロン）粒、鵝貢（ゴコン）粒及びパイゾー粒がある。何れも產地名を採つたもので、平隆（ダイン・ロン）粒は粒細長く比重小、且つ品質は脆弱であるため、精米の際碎米が多く生ずる難はあるが產出高は多い。鵝貢（ゴコン）米は形狀は楕圓形、品質硬く、ために精米の時も比較的碎米を生ずる割合が少い。然し產出高は少い。パイゾー米は粒形長く白色で、品質は脆弱である。精米に際し碎米を生ずる割合が大である。

カムボヂヤに於いてはカムボヂヤ粒、バッタムバン粒が有名である。前者は形圓く後者は長形をなし、前者に比して質が硬いため、精米に際し碎米を生ずる割合が少い。

以上の西貢米、カムボヂヤ米は、更に精白後の粒の形狀に依り丸形、長粒の二種に大別され、前者は丸形第一號、第二號、第三號に分れ、第三號は更にその混米の割合によりマニラ向、ジャヴ向、歐洲向に細別される。亦長粒の方も長形第一號、第二號、第三號に分れる。

西貢地方、カムボヂヤの產米が以上の如く多種類に分れてゐるに對し東京米は唯碎米の混入割合により一號と二號の區別があるに過ぎない。即ち第一號は略ゝ三〇パーセント前後の碎米を混有し、第二號は四〇パーセント以上の碎米を含んでゐる。

(6) 營養價値

印度支那米の代表米たる西貢米の榮養價値に就いて、內務省衞生試驗所の分析によると第二十六表の如くである。

(7) 米相場

本項に於いては印度支那產米の代表米たる西貢米に就いて說明する。

第26表　西貢米含有成分分析表（百分比）

		西貢米	東京米	蘭貢米	タイ米	內地米
水分		18.799	17.506	16.305	21.608	14.50
澱粉		72.265	73.318	76.110	70.288	71.63
含有窒素物（蛋白質として）		7.908	7.283	6.396	6.665	8.40
脂肪		0.321	0.548	0.311	0.337	2.47
纖維質		0.451	0.702	0.500	0.550	0.90
鑛物質		0.256	0.644	0.378	0.502	1.46
乾燥物質百分中	澱粉	88.981	88.847	90.356	89.658	83.78
	含有窒素物（蛋白質として）	9.739	8.829	8.132	8.502	9.82
	脂肪	0.403	0.665	0.396	0.497	2.89
	纖維質	0.556	0.851	0.636	0.703	1.05
	鑛物質	0.315	0.781	0.481	0.640	1.71

（西貢米の調査　P. 94）

第27表　西貢一等米相場

	西貢	マルセーユ	
	ピアストル	フラン	ピアストル
1930年	11.34	133.0	13.2
1931年	6.72	87.7	8.8
1932年	5.49	68.4	6.8
1933年	4.07	53.0	5.3
1934年	3.26	45.3	4.5
1935年	4.19	53.4	5.3
1936年	4.97	62.9	6.3
1937年	7.86	104.2	10.4
1938年	10.63	138.7	13.9
1939年 1月	8.54	121.4	12.1
2月	9.15	121.6	12,2
3月	9.41	119.0	11.9
4月	9.39	121.3	12.1
5月	10.00	127.6	12.8
9月	9.25	119.7	12.0
7月	8.84	113.6	11.4
8月	8.43	111.4	11.1
9月	8.48		
10月	8.47		
11月	9.44		

（Bulletin économique de l'Indochine, 1939. P. 1275）

相場は嚴密な意味に於ける建相場はなく、各精米所又は仲次所に於いて各個相場を定める。西貢商業會議所は右平均最高、最低表を作成し之を標準相場として發表してゐるが、一九三〇年以後の西貢一等米相場を表示すれば第二十七表の如くである。

(8) 華僑の勢力

印度支那米を語る時、無視すべからざるは華僑の勢力である。一九三七年度に於ける佛領印度支那の華僑人口は三十二萬六千人であるが、交趾支那に於いては實にその五二パーセントを占めてゐる。産業界の寵兒印度支那米、そしてその代表米たる西貢米、同地在住者が過半を占むる華僑、この三角關係よりみても印度支那米に對する華僑の勢力が浮び上つてゐる。事實、華僑は輸出業者として又精米業者として目覺ましい活躍を續けてゐる。のみならず彼等は粃商、仲買人及粃採集者として土民より購入せし粃を精米業者に供給してゐる。以下之を項目別にして簡單に説明してみよう。

（イ）粃商

粃商は堤岸（Cholon）、海防（Haiphong）、金邊（Phnom-penh）及河內（Hanoi）等の大都市に散在する。堤岸在留の華僑粃商は約百人であり、粃購入の傍ら印度仕向米の輸出を行つてゐる。協同組合を組織し、强力な團結力を有してゐる。

（ロ）仲買人

粃商は農民より直接粃の買付を行はず、仲買人の手を經て購入する。仲買人は自己の資本を以て粃採集者より買入れ之をジャンクで粃商の許に輸送する。

第28表 主要仕向國別

	1933年		1934年		1935年	
	100瓲	1000フラン	100瓲	1000フラン	100瓲	1000フラン
總計	12,888,980	478,810	15,133,140	451,123	17,479,299	648,087
佛蘭西	5,440,020	211,710	6,659,210	205,300	3,549,184	144,328
獨逸	119,830	4,110	108,040	3,010	122,707	4,470
白耳義	70,180	2,410	231,860	6,230	177,734	5,661
英吉利	88,240	3,020	427,820	8,460	375,888	8,461
伊太利	—	—	41,840	1,540	48,990	2,025
和蘭	—	—	37,350	920	85,964	3,165
支那	221,900	10,000	1,066,140	37,990	4,209,109	171,686
（雲南）	—	—	—	—	(1,666)	(60)
港度支那	5,193,570	176,550	3,417,100	92,040	4,854,704	158,521
香港	52,210	1,850	1,023,960	25,950	1,134,563	34,318
英領印度	689,430	28,580	464,430	16,380	707,001	27,599
佛領印度	5,050	170	1,150	40	33,132	1,201
日本	10,670	440	8,640	290	30,644	1,243
比律賓	—	—	—	—	31,412	3,678
セーロン	30,530	1,050	20,380	500	62,055	2,101
タイ	820	30	4,140	100	8,555	180
新嘉坡	199,990	8,000	193,520	6,180	494,339	19,312
シリヤ	—	—	—	—	6,206	266
廣州灣	—	—	—	—	797	30
他の亞細亞諸國	—	—	7,380	250	30,992	1,352
アルジエリヤ	48,450	1,910	64,730	1,940	27,684	1,138
南阿弗利加聯邦	—	—	107,160	3,600	94,408	4,156
マダガスカル	73,770	3,080	260,000	8,620	22,755	981
レユニオン	327,430	13,660	394,870	13,460	302,104	13,079
チユニス	—	—	—	—	—	—
モロッコ	—	—	—	—	—	—
佛領西部阿弗利加	—	—	—	—	—	—
他の佛領阿弗利加植民地	122,500	4,280	332,960	9,760	643,551	22,798
他の阿弗利加諸國	100,860	4,210	18,080	660	63,125	2,652
合衆國	—	—	5,970	140	—	—
キユーバ	26,440	1,100	147,160	4,860	162,459	7,210
ギユアデループ及マルチニック	7,250	300	—	—	24,127	1,086
チリー	—	—	—	—	—	—
オーストラリヤ	—	—	—	—	196,611	871
ニユー・カレドニヤ	25,120	1,050	25,370	880	25,587	1,085
ニユー・ヘブライド	6,100	260	9,700	340	7,747	338
他の大洋洲佛領植民地	—	—	—	—	—	—
他の大洋洲諸島	7,620	320	29,260	1,030	69,410	2,977

（Annuaire statistique 1934-35-36. P.185-84. 及 Statistique mensuelle extérieur 1938, P.231.）

米輸出狀況

1936年		1937年		1938年		1939年	
100瓲	1000フラン	100瓲	1000フラン	100瓲	1000フラン	100瓲	1000フラン
17,630,441	763,904	15,472,559	1,093,817	10,646,430	1,019,863	16,921,543	1,385,882
9,830,433	444,522	6,688,326	464,988	5,435,560	521,774	4,554,719	391,498
175,626	6,806	188,846	13,294	191,477	18,880	144,993	11,139
75,855	2,184	22,095	1,134	58,602	3,662	17,337	2,462
351,905	8,625	408,845	19,461	380,027	22,532	771,867	37,594
13,634	521	—	—	15,971	1,810	8,006	566
215,233	7,683	222,691	11,642	92,344	6,301	295,285	20,842
547,730	24,605	1,254,880	111,571	184,236	17,780	847,784	82,589
(32)	(1)	(130)	(14)	(10)	(1)	(22,977)	(1,051)
2,347,040	93,539	3,191,067	210,627	1,742,401	166,376	1,609,511	187,005
946,060	27,294	43,902	2,685	22,387	16,939	3,719,493	258,353
187,689	7,176	86,425	8,218	225,504	25,297	363,884	33,803
6,236	213	2	0	—	—	38,970	2,653
28,937	1,413	13,308	1,067				
571,820	28,001	—	—	148,601	17,186	771,316	72,871
47,050	2,265	80,833	5,927	87,668	9,042	290,093	26,132
4,080	119	10	1	66	7	9,691	477
319,193	14,591	556,242	35,486	268,181	26,593	496,721	49,150
8,346	416	7,611	579	6,980	770	5,702	537
1,019	43	782	55	2	0	18,662	1,555
43,904	1,988	33,962	2,569	31,833	3,392	44,694	4,433
147,684	7,501	132,171	10,498	263,164	28,487	24,929	2,344
65,791	3,290	54,192	4,220	14,012	1,624	77,582	7,518
19,807	1,028	7,007	463	2,473	272	6,605	613
332,995	17,911	269,711	21,949	195,999	21,204	418,454	41,575
—	—	34,125	2,732	184,680	16,760	53,348	4,937
—	—	—	—	2,002	205	12,941	1,196
—	—	—	—	3,219	322	638,544	49,801
1,088,490	49,883	1,082,534	76,769	94,631	9,117	99,791	8,823
48,675	2,174	39,022	3,068	26,435	2,950	42,437	3,994
—	—	0	0	—	—	5,060	484
46,107	2,078	489,097	38,495	82,000	8,804	413,094	37,526
20,353	946	6,000	544	14,000	1,445	37,477	3,432
—	—	—	—	—	—	—	—
31,529	1,648	40,742	3,609	55,474	6,025	12,141	1,095
27,423	1,476	28,586	2,213	23,567	2,625	43,289	3,978
6,830	341	17,200	1,493	7,061	823	14,698	1,360
—	—	1,000	96	—	—	715	60
71,194	3,521	67,676	5,099	51,109	5,398	117,093	11,068

du commerce extérieur 1939, 12月. P.230. Tableau du commerce

(八)　採集者

直接村落の市場又は農民より籾を購入するのが採集者である。彼等は自己の資本に依らず仲買人又は籾商より購入に必要の金額を委託され活動を開始する。この機能を明示すれば左の如くである。

農民—市場
農　民 ／ 採集者—→仲買人—→籾商—→精米業者—→輸出業者

右の機能は極めて統制があり、極言すれば佛蘭西人經營の大精米工場と雖も、華僑の手を經ずしては一粒の米だに入手し得ぬと云ふことが出來る。

米の産業界に占むる地位を顧みる時、之に有する華僑の勢力は看過すべからざる重大な問題と云はねばならない。

(9)　輸出狀況

印度支那米の輸出高は第二十八表に看る如く、一九三三年より逐年增加を續け、一九三六年に百七十六萬三千四十四噸に達し、爾後稍減少を見たが一九三九年には再び回復を示し、百六十九萬二千百五十四噸となつた。次に印度支那米の輸出に於ける東洋諸國の地位を見ると、一九三七年には總輸出高の三五パーセント、三八年には稍低下して二六パーセントを占めてゐたが三九年になると歐洲大戰の影響により實に五〇パーセントを占むるに至つた。更に之を主要仕向國別で見ると、佛蘭西は一九三七年に四三パーセント、三八年には五一パーセントを占めてゐたが、三九年には二七パーセントと減少した。之に反し一九三七、三八年には僅かに二パーセントを占むるに過ぎなかつた印度が、三九年となると總輸出高の二一パーセントを占めた。大戰による歐洲市場進出の困難に伴ひ、東洋諸國への輸出が活潑になつた事實を示す一つの適例である。

第29表　護謨樹栽培總面積（單位ヘクタール）

	交趾支那	カムボヂヤ	安南	ラオス	印度支那全地
1897年—1919年	15,500	—	350	—	21,100
1920年—1925年	12,200	5,800	—	—	12,750
1926年—1929年	36,650	9,300	950	—	46,900
1930年	6,340	2,320	170	—	8,830
1931年	12,440	5,020	120	30	17,610
1932年	7,180	2,140	50	—	9,370
1933年	3,260	1,470	30	—	4,760
1934年	2,690	1,200	—	—	3,890
1935年	690	—	—	—	690
1936年	1,250	50	0	—	1,300
合　計	98,200	27,300	1,670	30	127,200

(Annuaire statistique de l'Indochine 1936-37, P. 91.)（原本の儘）

IV　護謨

護謨は數ある印度支那農産物の中、佛領西が最も力を入れ且つ最も將來性に富む新興産業である。

栽培史は比較的新しく、佛領以後に行はれた。一九〇〇年頃には種々の樹木の間に野生せる護謨樹から約三百四十噸の生護謨が採取されてゐたが、この國の護謨が世界に知られるに至り、且つ人爲的に植樹されるに至つたのは一九〇五年頃からである。護謨樹の栽培條件の中では土壤の質と氣候とが特に重要であるが、氣候に就いては印度支那南部は好條件を具へてゐる。土壤も南部一帶に灰色土(Terres grises)があり、且つ近年護謨樹栽培用土壤として最適と折紙をつけられるに至つた赤色土（Terres rouges）が、カムボヂヤから交趾支那の東北部に亙つて擴がつてゐる。

斯くの如く極めて自然條件に惠まれた護謨の栽培は、企業家の努力により栽培着手後日猶ほ淺きにも拘らず躍進に躍進

第30表　護謨栽培狀況

（1936年1月現在）

	護謨園數	栽培面積	樹木數 植付	樹木數 接木
		ヘクタール	千	本
交趾支那				
Baria	29	4,500	1,307	502
Biênhoa	129	28,100	8,715	5,014
Cholon	7	260	95	—
Gia-dinh	260	11,400	3,441	253
Ha-tiên	39	240	101	—
Tay-ninh	88	8,200	2,598	961
Thudaumot	231	44,300	13,417	6,176
計	783	97,000	29,674	12,906
カムボヂヤ	40	27,300	7,705	4,255
安南	16	1,670	552	71
ラオス	4	30	7	—
東京	—	—	—	—
合計	843	126,000	37,938	16,332

（Annuaire statistique de l'Indochine 1934-35-36, P. 96. 及 1936-37, P. 92.）

護謨は近代的工業の伸張と歩を一にし、從つて工業界の景況を強く反映する。そのため護謨樹の栽培は護謨價格の變動につれて增減が極めて著しい。最近の世界市場に於ける護謨相場を示せば第三十二表（一四四頁）の如くである。卽ち、世界經濟恐慌に基因して市價は猛烈な勢で激落し一九三二年の巴里市價は瓩當り二・五二フランと云ふ慘澹たる現象を示した。勿論印度支那のみが、この嵐より免れることはなく、護謨栽培業者は極度の苦境に陷り護謨園を放棄する者經營破綻を來す者が續出した。玆に於いて佛蘭西政府は、印度支那銀行及地方政廳をして護謨栽培業者の救濟に乘り出さしめ一方護謨園を抵當とする貸付を容易にし、製品の販賣に種々の便法を講じ、他方護謨の生產制限により價格低落の防止に努めた。而してそのために蒙る業者の負擔は、政府が保證すると云ふ手段までも採つたのである。

栽培狀況

（1937年1月現在）

採液面積（1935年）	生產量（1935年）	護謨園數	栽培面積	樹木數 植付	樹木數 接木
ヘクタール	瓲		ヘクタール	千	本
3,300	1,000	37	4,500	1,307	551
14,050	6,000	146	28,400	8,732	4,276
130	40	7	260	95	—
8,050	2,700	306	11,700	3,559	332
170	60	40	250	103	—
4,750	1,800	101	8,400	2,631	966
27,550	11,700	265	44,700	13,534	6,373
58,000	23,300	902	98,200	29,961	12,498
16,500	5,500	81	27,300	7,719	4,255
500	200	17	1,670	555	71
—	—	4	30	7	—
—	—	1	1	0	—
75,000	29,000	1,005	127,200	38,242	16,824

を續け、近き將來に於いては蘭領印度、セーロン等の域に達するものと期待されてゐる。

第二十九表に看る如く一九二六年より一九二九年は著しい飛躍を示し、四年の間に實に四萬六千九百ヘクタールが擴張されたが、一九三〇年以後は護謨市場の狀勢を反映し擴張は一進一退、稍停頓の形勢にある。然し生產高は逐年增加を示してゐる。卽ち一九三三年度の一萬八千六百八十七瓲は、一九三四年度に二萬四百五十三瓲、一九三五年度に二萬九千二百七十八瓲となり、更に一九三六年度は四萬一千三百十四瓲　一九三七年度は四萬五千百三十七瓲、一九三八年度は五萬七千九百十瓲に達してゐる。

（數字は International Yearbook of Agricultural Statistic 1938-39, P369 を引用す）。

最近に於ける護謨栽培狀況を示せば上記の如くである。

第31表　主要仕向國別護謨輸出狀況

	1933年		1934年		1935年		1936年		1937年		1938年		1939年	
	100瓩	1000フラン	100瓩	1000フラン	100瓩	1000フラン	100瓩	1000フラン	100瓩	1000フラン	100瓩	1000フラン	100瓩	1000フラン
總計	186,870	56,047	204,530	94,310	292,777	136,877	413,144	244,346	451,374	465,591	580,231	620,729	688,797	955,693
佛蘭西	73,940	22,182	73,270	33,704	108,826	48,279	120,971	70,439	104,213	107,898	172,819	178,590	231,830	330,902
獨逸	—	—	—	—	15,118	7,369	20,145	14,208	48,275	50,152	17,661	17,330	4,662	5,690
白耳義	—	—	—	—	6,290	3,041	4,351	2,680	16,330	16,880	27,737	28,677	10,141	13,624
ブルガリヤ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	162	164	—	—
デンマーク	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	204	257	6,980	9,211
スペイン	—	—	—	—	797	324	1,837	914	—	—	—	—	—	—
英吉利	—	—	—	—	6,668	3,051	739	452	4,441	4,576	25,568	27,593	8,762	10,937
伊太利	—	—	—	—	2,913	1,406	660	540	—	—	41	37	—	—
ノルウエー	—	—	—	—	—	—	—	—	20	21	—	—	1,355	1,652
和蘭	—	—	—	—	1,717	800	652	394	—	—	1,157	1,268	126	117
ポーランド	—	—	—	—	142	66	37	14	—	—	—	—	102	129
スエーデン	—	—	—	—	208	93	—	—	—	—	1,016	886	1,016	1,268
チエッコスロバキヤ	—	—	—	—	609	301	—	—	—	—	—	—	—	—
支那	—	—	—	—	4,981	2,415	10,666	6,330	3,555	3,521	1,574	2,008	4,174	5,245
香港	—	—	—	—	4,703	2,303	1,436	722	4,503	4,100	2,750	2,717	345	457
日本	44,450	13,335	23,750	10,925	28,167	13,678	52,561	32,420	50,344	50,273	11,986	12,492	2,857	3,550
タイ	—	—	—	—	130	49	93	41	—	—	43	20	—	—
新嘉坡	44,890	13,467	31,740	14,600	19,043	8,474	29,380	16,640	47,784	49,936	104,672	111,282	92,637	166,067
ブラジル	—	—	—	—	205	102	—	—	—	—	—	—	—	—
合衆國	—	—	—	—	82,235	45,115	162,282	97,832	160,654	166,641	209,381	233,706	293,830	405,233
他の阿米利加諸國	—	—	—	—	20	10	1,240	681	51	50	—	—	—	—

(Annuaire statistique de l'Indochine 1934-35-36 及 Tableau du extérieur 1939. 12月, P. 241.)

commerce extérieur 1938, P. 242, Statistique mensuelle du commerce.

第32表　護謨相場

（単位　巴里一瓩　その他＝封度）

	巴里	倫敦 Crêpe	紐育 First crêpe	新嘉坡 Standard
	フラン	デニエ	米仙	海峡仙
1931年	3.79	3.25	6.41	9.90
1932年	2.52	2.86	4.15	6.95
1933年	3.06	3.37	6.15	10.17
1934年	4.93	6.21	12.83	20.73
1935年	4.61	6.01	12.30	20.24
1936年	6.77	7.75	16.32	27.06
1937年	11.28	9.45	19.21	32.13
1938年	11.92	7.19	14.63	24.07
1939年 1月	13.72	7.98	15.82	27.26
2月	13.51	7.99	15.99	27.23
3月	13.90	8.17	16.69	28.11
4月	13.72	7.95	15.75	27.23
5月	13.98	8.06	15.99	27.89
6月	14.20	8.28	16.28	28.56
7月	14.23	8.30	16.45	28.26
8月	14.66	8.62	16.59	28.50
9月	—	9.87	21.15	35.42
10月	—	10.25	20.00	36.08
11月	—	11.40	20.21	39.12

（Bulletin économique de l'Indochine 1939, P. 1276.）

然し低落に低落を續けた護謨價格も一九三二年で底を入れた世界經濟の恢復と共に三四年後期には上向に轉じ、三四年からは次第に健實な狀勢に立直りつゝある。

佛領印度支那に於いて護謨の輸入はない。最近九年間に於ける護謨輸出狀況を示せば第三十一表の如くである。

卽ち輸出高は順調なる增加を示し、一九三九年には六萬八千八百八十瓲に達した。而して輸出額は輸出高以上の激增を示してゐるが、之は既述せる如く世界に於ける護謨の需要增加を反映し、護謨市價の高騰に基因したものである。

仕向國に於いては合衆國が筆頭にあり、次いで佛蘭西、新嘉坡及白耳義が之に次いでゐる。我國も一九三八年までは、重要顧客たるの地位を占めてゐたが一九三九年に至り激減した。

V 玉蜀黍

玉蜀黍は人口稠密の地方に於いては米の補充食糧として使用されるため、從來は人口過剩地方たる東京及北部安南で栽培が盛んであつた。然し近年カムボヂヤに於ける栽培は異常の發達を示し、一九三六年度に於ける栽培面積は全栽培面積の約六三パーセント、收穫高は全收穫高の約四一パーセントを占むるに至り、更に一九三七年度にその收穫高は全收穫高の實に六四パーセントに達した。同邦の將來こそ注目すべきものがあらう。

第33表　玉蜀黍市價（100瓩）

	西貢	マルセーユ
	ピアストル	フラン
1931年	4.13	60.6
1932年	4.22	56.6
1933年	5.51	71.4
1934年	4.28	56.7
1935年	3.37	40.4
1936年	6.35	80.5
1937年	7.85	111.5
1938年	8.76	125.0
1939年 1月	9.17	124.4
2月	9.86	135.5
3月	9.82	132.9
4月	9.44	129.3
5月	9.07	127.5
6月	8.52	124.1
7月	6.85	106.5
8月	5.32	92.8
9月	5.25	—
10月	6.19	—
11月	6.81	—

（Bulletin économique de l'Indochine 1939, P. 1275.）

印度支那に最も弘布せる種類は粒が黃色又は白質で硬質なるもの粒が褐色にして軟く粘性なるもの及粒が茶色を帶びたるもの、三種である。

玉蜀黍の西貢、マルセーユ市場の市價を示せば第三十三表の如く一九三六年以降逐年上向の傾向を

第34表　玉蜀黍栽培

	栽培面積(1,000ヘクタール)						收	
	1928—1932	1933	1934	1935	1936	1937	1928—1932	1933
印度支那全地	212	282	333	304	326	408	2,519	3.818
安南	48	55	75	71	80	80	504	580
カムボヂヤ	37	100	120	125	130	200	490	1,700
交趾支那	12	18	18	17	23	33	110	158
ラオス	49	51	40	—	—	—	391	400
東京	66	58	80	80	83	86	1,024	980

(International Yearbook of Agricultural Statistics 1938-39, P. 282-283)

第35表　主要仕向國別

	1933年		1933年		1935年	
	瓲	1,000フラン	瓲	1,000フラン	瓲	1,000フラン
總計	298,170	152,861	471,340	192,642	412,858	144,901
佛蘭西	298,007	151,983	468,384	187,753	375,578	132,355
日本	—	—	—	—	13,837	4,638
チュニス	—	—	—	—	446	117

(Annuaire statistique 及 Ststitique mensuelle du commerce extérieur より作成)

古くから養蠶業は盛んであつた。例へば吾が御朱印船の貿易品表を見ると、吾輸入品目の中に生糸の名が見出されてゐる。

佛領以後印度支那政府は、斯業の發達のために種々の奬勵策を講じてきた。桑園の改良、蠶種の檢查、公營蠶卵配給所の施設、その他製絲業の進歩を目指し、絹絲紡績學校及檢查所が設けられたのである。

印度支那の養蠶業は上述の如き政府の奬勵により發達してきたが、近年は次第に沈滯に向ひつゝある。從つて蠶卵の配給高も漸次減少しつゝある實狀である。從來

面積及收穫高

穫高 (1,000キンタル)				ヘクタール當り收穫高(キンタル)					
1934	1935	1936	1937	1928—1932	1933	1934	1935	1936	1937
5,130	4,809	4,596	6,230	11.9	13.5	15.4	15.8	14.1	15.3
800	637	900	850	10.6	10.5	10.7	9.0	11.2	10.6
3,000	2,900	2,600	4,000	13.1	17.0	25.0	23.2	20.0	20.0
180	200	195	270	8.1	8.8	10.2	11.5	8.5	8.2
400	102	87	98	8.1	7.8	10.0	—	—	—
750	970	814	1,012	15.5	16.9	9.4	12.1	9.8	11.8

玉蜀黍輸出狀況

1936年		1937年		1938年		1939年	
瓲	1,000フラン	瓲	1,000フラン	瓲	1,000フラン	瓲	1,000フラン
466,722	294,077	563,379	455,041	556,605	511,413	449,672	344,812
457,361	288,122	541,018	437,511	517,562	475,961	251,512	512,150
—	—	—	—	14,113	12,264	96,999	68,757
—	—	4,529	3,626	10,641	9,924	600	52

示してゐたが、一九三九年二月を最高とし、その後は遞減の傾向にある。

更に最近年間に於ける栽培面積收穫高及輸出高を示せば、夫々第三十四表及第三十五表の如くである。輸出は殆んど全てが、佛蘭西に仕向けられてゐるが、同地に於いては主に家畜用食糧として消費される。

VI　養蠶

印度支那の氣候風土は養蠶に適してゐる。東京及安南の如きは殊に然りで桑樹はよく生育し、溫度は蠶を飼育するに適當であるため

第36表　蠶卵配給高（單位1000個）

	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
安南	6,111	6,048	5,572	5,283	5,221	2,747	2,893
カムボヂヤ	1,715	2,006	2,240	2,000	1,675	2,081	1,533
交趾支那	1,834	1,970	1,829	1,878	1,756	1,932	1,448
東京	9,657	5,250	4,746	3,134	4,365	5,125	4,498
計	19,317	15,274	14,387	12,295	13,017	11,885	10,377

（Annuaire statistique de l'Indochine, 1930-37より作成）

の經過を見るに配給高の最も多かつた時期は一九三〇年で、之を頂上としその後は減少し、一九三二年には千四百三十八萬七千個、一九三六年には千三十七萬七千個に、卽ち一九三〇年の約五四パーセントに減少してゐる。（第三六表）

斯くの如く印度支那の蠶業が、停滯乃至は退歩の傾向にある原因は種々あるであらうが、生絲價格の漸次的低落がその大なる原因たるは否めない。「印度支那の經濟發展」（Le développement économique de l'Indochine）の著者オギュスト・グランデル氏（Auguste Grandel）は、以上の他に最近に於ける人絹製造の發達及廉價な日本の生絲との競爭による敗北を擧げて、印度支那の蠶業の將來を悲觀的に見てゐる。

VII　胡椒

胡椒の栽培は暹羅灣沿岸地方卽ちカムボヂヤの剛堡（カンポ）と交趾支那の河僊（ハティエン）を結ぶ地方に於いて、殆んど全てが華僑の手により行はれてゐる。年平均產出高は三千五百瓲である。

未だ熟さざる實を天日で乾燥したものを黒胡椒、完全に熟したものを白胡椒と區別してゐるが、その輸出狀況を示せば次頁の如くである。

第37表　主要仕向國別黒胡椒輸出狀況

	1937年		1938年		1939年	
	100 瓩	1000 フラン	100 瓩	1000 フラン	100 瓩	1000 フラン
總計	25,646	6,998	44,243	12,643	32,987	11,953
佛蘭西	17,138	4,687	16,497	4,354	16,839	6,589
和蘭	—	—	—	—	51	15
支那	41	13	252	68	756	199
（雲南）	（24）	（9）	（246）	（65）	（720）	（189）
香港	151	47	3	1	—	—
アルジェリヤ	3,402	891	2,431	643	3,824	1,531
レユニオン	—	—	0	0	16	6
チユニス	102	28	1,185	347	884	412
モロッコ	—	—	3,115	772	3,065	1,061
他の佛領阿弗利加植民地	86	240	821	441	457	135
他の阿弗利加諸國	—	—	3,189	1,327	2,795	936
合衆國	2,942	811	12,939	3,646	299	111
キューバ	75	19	—	—	405	107
ニュー・カレドニヤ	42	11	13	3	24	8

（Statistique mensuelle du commerce extérieur 1939. 12月, P. 235.）

第38表　主要仕向國別白胡椒輸出狀況

	1937年		1938年		1939年	
	100 瓩	1000 フラン	100 瓩	1000 フラン	100 瓩	1000 フラン
總計	12,877	5,131	10,965	4,461	12,881	7,484
佛蘭西	11,358	4,499	9,086	3,684	12,134	7,081
獨逸	—	—	—	—	—	—
白耳義	30	13	4	1	—	—
支那	10	5	6	2	63	20
（雲南）	（0）	（0）	（6）	（2）	—	—
アルジェリヤ	379	153	281	111	534	288
合衆國	916	376	1,405	584	—	—

（出所、同 P. 235.）

二 牧畜業

印度支那の自然的條件は牧畜に適してゐるが、現在のところ未だ差したる發達を見てゐない。然し佛蘭西政府は領內各地に農事試驗場を設けて畜產の改良を圖り、牛、馬の飼育所を設け、又時に市を開いて品種の改善に努めるなど、大いに牧畜業の發展に力を竭してゐる。牧畜の最も盛んな地方は、カムボヂヤの平原及山麓地方で、同地方の牛は耕耘用に又食用に供するに品質優良である。

一九三六、三七年度に於ける頭數を示せば第三九表の如く、水牛は一九三三年の百八十二萬頭より一九三七年には二百三十萬頭に、牛は二百二萬頭より二百二十五萬頭に、豚は二百七十四萬頭より四百二十萬頭と何れも大いなる增加を示してゐる。

最後に家畜屠殺頭數及畜產類輸出高を示せば第四十表及第四十一表、更に皮革の輸出狀況を示せば第四二表（一五二頁）の如くである。

家畜頭數 （單位 千頭）

	1937年					
	安南	カムボヂヤ	交趾支那	ラオス	東京	合計
水牛	500	1,200	150	250	200	2,300
牛	400	600	300	300	650	2,250
馬	12	38	15	10	25	100
豚	950	800	700	250	1,500	4,200
山羊	15	15	3.5	4.5	20	58
羊	7.8	0.2	5.0	0.5	4.0	17.5
象	0.5	0.7	—	0.8	—	2.0

第39表 各種

	1933年	1936年					
		安南	カムボヂヤ	交趾支那	ラオス	東京	合計
水牛	1,820	500	1,200	150	250	200	2,300
牛	2,020	350	600	300	300	650	2,200
馬	90	12	38	15	10	25	100
豚	2,745	950	300	700	250	1,500	3,700
山羊	47	75	15	3.5	4.5	2.0	58
羊	8.9	7.8	0.2	5.0	0.5	4.0	17.5
象	1.6	0.4	0.4	0.4	0,8	0.8	1.6

（Annuaire Statistique de l'Indochine, 1934-35-36 P. 100, 及 1936-37, P. 99.）

第40表 家畜屠殺頭數（千頭）

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
水牛	19	28	34.6	33.7	26.7
牛	76	65	66.8	91.1	83.9
犢	15	18	20.4	23.4	22.7
豚	740	699	776.0	879.0	873.0
羊	7	7	6.5	6.8	7.0
山羊	3.5	4	3.6	3.8	4.1

（前揭年報 1932—33, P.131. 1934—35—36, P.101. 及 1936—37, P.99.）

第41表 畜產類輸出高

		1934年	1935年	1936年	1937年
象	頭	25	25	31	—
牛	頭	2,669	1,653	3,038	2,442
水牛	頭	8,998	3,917	12,468	27,659
豚	頭	30,088	13,431	34,521	20,894
家禽	瓩	493	339	526	568
家禽の卵	瓩	5,837	3,478	4,700	—

（Annuaire statistique de l'Indochine 1936-37. P. 100. 及 Bulletin économique de l'Indochine 1939. P. 189.）

第42表 皮革輸出狀況

	1937年		1938年		1939年	
	100瓩	1000フラン	100瓩	1000フラン	100瓩	1000フラン
〔牛〕	10,398	6,768	4,994	4,233	4,439	2,733
佛蘭西	2,324	2,258	1,464	1,655	1,597	1,746
獨逸	30	30	46	49	—	—
白耳義	—	—	425	155	—	—
英吉利	—	—	7	9	—	—
和蘭	226	228	170	106	7	9
支那	1	1	2	2	—	—
香港	5,101	2,401	1,846	1,454	1,845	491
日本	248	155	73	56	40	40
タイ	774	323	227	95	71	27
新嘉坡	693	417	484	353	609	270
阿弗利加諸國	390	366	208	239	—	—
廣州灣	—	—	28	40	97	67
シリヤ	117	82	—	—	173	83
〔水牛〕	21,843	9,927	15,402	8,362	14,601	7,969
佛蘭西	4,207	2,327	2,779	1,940	2,156	1,679
白耳義	44	20	137	88	111	62
英吉利	11,702	5,168	7,101	3,623	7,802	3,752
土耳古	—	—	306	208	130	69
支那	1	0	0	—	3	2
香港	3,190	784	1,406	462	2,024	742
タイ	17	3	—	—	18	5
シリヤ	234	161	617	388	937	649
阿弗利加諸國	2,197	1,310	2,651	1,403	965	624
〔鰐〕	900	1,926	809	3,398	436	2,147
佛蘭西	518	1,277	492	2,206	219	1,175
獨逸	13	25	75	261	7	48
英吉利	369	624	239	927	210	922
〔豚〕	1,973	384	1,418	324	1,434	323
支那	173	32	8	2	2	0
香港	1,800	351	1,410	322	1,428	276
〔蛇又は蜥蜴〕	139	1,134	97	875	102	1,023
佛蘭西	24	130	35	365	53	539
獨逸	—	—	—	—	24	252
英吉利	110	989	46	398	24	231
支那	3	15	—	—	0	1

(Statistique mensuelle du commerce extérieur 1939. 12月 P.220-21.)

三林業

I 概說

領內の氣候は一般に雨量多く、且つ濕度、溫度も概して高いため植物の繁茂には極めて適し、ラオス、カムボヂヤ、安南、東京等の山嶽地方には文字通りに千古斧鉞を入れない大森林が鬱蒼として天日を遮つてゐる。

佛領以前の印度支那に於いては、森林行政は殆んど顧みられず亂伐の儘に放任され、僅かに安南國が寺院境內及國境附近に於ける森林の伐採を禁じ、且つ或る種樹類の伐採を朝廷、寺院の需要及船舶建造のため禁止してゐた程度であつた。

十九世紀末交趾支那を手中に收めた佛蘭西は、亂伐の弊を打破すべく、先づ一八六二年、或る種樹類の伐採禁止に關する規定を公布したのを手始めに、一八六六年、次いで一八七五年に交趾支那の森林に關する規定を定め、一方「森林恒久委員會」(Commission Permanente des Forêts)を設置し、森林問題に關する研究に當らしめた。

更に一九〇〇年には、總督令を以て「印度支那森林總局」(Service Général des Forêts de l'Indochine)を河內に設け、各邦の森林に關する總括的森林行政を掌らしめたが、印度支那の特殊事情に災ひされ、種々の不都合、不便を生じたため、一九一三年に本制度を改正し、各邦の森林行政を地方政府に掌らしめることゝなつた。即ち各邦每に「地方林野課」(Service Forestier Local)を設置し、之を地方行政長官の監督下に屬せしめることにしたのである。

右の沿革を有つ林業の現狀を述ぶるに先立ち、根本規定たる林業法を揭ぐることゝする。本法は一九三〇年三月二十

日總督令を以て公布され、その後一九三三年三月三十一日總督令により修正され、現在に至つたものである。

II 林業法（抜萃）

第一章 森林規定

第一條　森林規定ニ依リ制限、管理サルヽモノ左ノ如シ
イ、編入林地域　ロ、保安林地域
第二條　編入林地域ニ屬スルモノ左ノ如シ
イ、産出制限及保護制限森林
ロ、再植林地域
ハ、植民地及地方團所有林
ニ、州及市町村長所有林等、卽チ市町村、共有公共造營林等ノ如キモノニシテ、本令第六條ノ規定ニ準ジ正規ノ伐採順序ヲ定メラレタル法人ニ屬スルモノトス
第三條　前條各項ノ一ニ編入サレザル總テノ森林ヲ保安林地域ニ屬セシム。但シ個人所有ノ森林ニ關スル本令第六章ニ記載ノ特別規定ヲ留保ス

第二章 編入林地域

第一節 分類及法的手續

第四條　制限林ハ左ノ如ク分類セラル
甲、産出制限林トハ、内在價値高キモ拓殖ノ進展不充分ニシテ未ダ系統的經營ヲ不可能トシ、且ツ所有權ノ濫用ヲ避ケシムベキ集團林ヲ指稱ス
乙、保護制限林トハ、水流又ハ氣候ノ保護、傾斜地ノ崩壞、土砂ノ定著等ノタメ維持ヲ必要トスル集團林ヲ指稱ス
第五條　再植林地域ハ左ノ如ク分類セラル
甲、所有權ノ濫用ニ依リ衰疲シ又ハ叢林ノ火災ニ依リ荒廢シ、且ツ再設ヲ必要ト認メラレタル集團林
乙、裸地又ハ叢林地タルヲ問ハズ、植林ヲ必要トセラレ且ツ第七章第八十三條ニ指示ノ規定ヲ以テ公益上宣告サレタル土地
第六條
一、保安林地域ニ屬シタル集團林、制限林又ハ再植林地ニシテ、ソノ全部又ハ一部ガ系統的經營上正規ノ伐採順序ヲ施行サル、場合、ソノ伐採ヲ定メラレタル全部又ハ一部ハ、保安林タルコト又ハ制限林若クハ再植林地タルコトヲ停止シ、而シテ植民地、州市町村、共有林等、ソノ根據ノ屬スル法人ノ實ニ從ヒ分類サル
二、植民地、地方及州有各森林伐採順序ハ、總督ノ許可ヲ以テ制限サレ、ソノ他ノ編入林ノ伐採順序ハ地方行政長官ニ依リ規定サル
第七條　制限林及再植林地ノ編入ニ關スル手續左ノ如シ
一、林務課ハ行政官又ハ理事官、州長ト協定ノ上、編入地域ノ一般疊證ニ關係アル市町村當局ト協同ニテ實施ス
二、明瞭ナル豫定限界ノ表示ヲ有スル制限林又ハ再植林地編入案ハ、滿三十日間公示シ、以テ關係者ニ認知セシム
佛蘭西語及土語デ記載サレタル公示ハ、關係州首都、編入サルベキ制限林及地區ノ隣接市町村及林務所内ニ貼布サル
三、公示期間滿了後三十日以内ニ、地方行政長官ハ林務課長ノ提案ニ基キ、編入委員會ノ召集ヲ命ズ
本委員會ハ制限林又ハ再植林地ノ限界決定ニ對シ、住民ノナシ得ベキ要求ノ内容檢討及決定案提出ノタメ、該地ニ移轉ス。右委

員會ハ左ノ如ク編成サル

州長又ハ助役	議長
森林管區長	議員
林務員	同
農務官	同
關係各市町村代表	同
土民行政官廳代表	同

四、本委員會ノ作成調書ハ根據タルベキ略圖及見取圖ヲ附シ、作成ノ上議長ヨリ林務課長ニ移牒サル。林務課長ハ最後的提案ヲ附シ、右ヲ地方行政長官ニ移牒ス

尙右書類ハ農業會議所ニ移牒サレ、右ガ適當ナラズト認定サレシ場合ハ、二箇月ノ期間内ニ意見ヲ付シ返遞サル

第八條　一、制限林又ハ再植林地ノ編入ハ、總督府會議常置委員會ニ於イテ探擇サレタル總督令ニ從ヒ實施サル

二、印度支那官報若クハ關係聯邦タル地方廳公報ニ記載サレシ本規定ハ、制限林又ハ再植林地所在地ノ全村落及近接諸村落ニ告知ノタメ公示サル

三、編入林發布當月ニ、林務官ノ査定ヲ經タル制限林又ハ再植林地ノ見取圖ハ、州首都ニ提示サル

第九條　制限林又ハ再植林ノ全部又ハ一部ノ編入解除ハ、前記第七條記載ノ委員會ト同種ノ委員會ノ申請ニ基キ、林務課長ノ調査ノ後ソノ旨ヲ宣告サル

第二節　開拓

第十條　總テ規定ヲ設ケラレザル開拓ハ、編入林地域内ニ於イテ禁ゼラル

第十五條　本令第二十一條ニ記載ノ場合ヲ除キ、普通又ハ特別賣却ハ編入森林地域内ニ於イテハ、公賣又ハ封緘入札ヲ以テ行フコトヲ要ス。右方法ハ最少限三十日以内ニ豫メ印度支那官報及地方廳公報ニ記載ノ上公衆ニ告知シ、且ツ關係アル地方首都、州首都、賣却地、森林所在市町村、隣接地市町村並ニ農、商業會議所内ニ揭示サル、コトヲ要ス

第十六條　森林管區長ニ提出サレシ公示ハ、林務課長ノ承認ヲ受ケ、申請書ニ調印サル公示又ハ署名證書ハ林務課ニ於イテ公布サレ、右諸形式ノ完了ヲ保證サル

第十七條　公賣又ハ封緘入札ニ依リナサル、全テノ賣却行爲ハ、第十五條及第十六條記載ノ公示及揭示ヲ豫メ實行セズ、又ハ公示、賣却揭示及證書ニ指示サレタル以外ノ土地又ハ日時ニ賣却サレタル場合、秘密賣却ト看做サレ無効ヲ宣告サル

第十八條　第十五條及第十六條ニ違反アリタル時ハ、林業問題ニ適用サル、訴訟手續及罰則ヲ規定セル大統領令ニ準ジ處罰サル

第二十一條　地方行政長官ハ職權ヲ以テ、左ニ關シ特別處置タル取引手段ヲ以テ賣却ヲ決定スルコトヲ得

イ、林業機關ニ所屬スル實驗的伐採

ロ、價値ニ拘泥セズ、特別事由ニ依リ且ツ總督ノ承認ヲ經タル編入林地ノ普通伐採

ハ、價格五〇〇ピアストル以下ノ伐採

ニ、十分ナル申込ナク、公賣又ハ封印入札ノ際不賣却トナリタル伐採

第二十二條　公賣及封緘入札ハ、州首都ニ於イテ施行サル

第二十三條　左ニ該當スル者ハ、當事者又ハ參與人若クハ保證人トシテ、自身又ハ仲介者ヲ以テ、直接賣却ニ參加スルコトヲ得ズ

一、印度支那在住ノ佛蘭西人若クハ土民林務職員、自己ノ職權ヲ行使スル地區内ニ居住シ、右地區内ノ伐採物賣却及受領者ニ對シ監督又ハ關與スルコトヲ委任サレタル官吏

二、自己ノ職權ヲ行使スル地區内居住ノ佛蘭西人及土民林務職員ノ兩親、直系家族、兄弟、義兄弟、伯叔父、甥等

三、自己ノ職權ヲ行使スル地區内居住ノ佛蘭西人及土民官吏
前記禁制ニ違反スル者ハ、林業問題ニ適用サル、訴訟手續及罰則ヲ規定セル大統領令規定ニ準ジ處罰セラレ、且ツ損害賠償ノ責ヲ負フ

仝テ本令ニ違反スル入札行爲ハ無効トス

第二十四條　委任申告ハ如何ナル場合ニモ認容サレズ

第二十五條
一、公賣又ハ封緘入札ニ依ル伐採物賣却ニ參加セントスル者ハ、豫メ第十六條記載ノ告示及揭示ヲ以テ決定サレシ當座保證金ヲ現金ヲ以テ國庫ニ納入スルコトヲ要ス
二、當座保證金納入證明書タル受領證ハ、入札前ニ提出若クハ封緘入札ニ際シ納付サル、コトヲ要ス。然ラザレバ公賣ニ參加ヲ禁ゼラレ又ハ封緘入札ヲ無効トセラル
三、仝テ公賣ハ本令第六十五條ノ規定ヲ留保ノ上公表セラル、時期ヲ決定スルコトヲ要ス
沒收サレシ競賣者ノ保證金ハ、事務所長ニ依リ即時與ヘラレタル解除宣告ヲ以テ返還サル

第二十六條　保證金ハ賣却行爲完了マデ、落札者ノ義務行使ニ對スル保證ニ供セラル

第二十七條
一、入札實施後十五日以内ニ、落札者又ハ入札者ニ依リ調印サレザル場合、地方行政長官ハ長官令ヲ以テ入札賣格ヲ褒失セシメ同時ニ寄託セル保證金ノ沒收ヲ宣告ス
二、次イデ既述規定ニ從ヒ不法競賣ニ對シ、伐採物ノ再競賣ヲ實施サル
三、失格セル入札者ハ、ソノ入札價額及轉賣價額ノ差額ヲ負擔シ、超過セル場合アルモ之ヲ要求シ得ズ

第二十八條　落札者ハ競賣ノ場合、競賣施行地ニ住所ヲ定ムルコトヲ要ス
違反ナキ場合、爾後ノ仝テノ行爲ハ州廳ニ於イテ有効タルコトヲ證明セラル

第三節　長期賣却

第二十九條　長期賣却ハ、伐採順序規定林ニ限リ認容セラレタル特別賣却ニ依リ實施サル

第三章　保安林

第一節　開拓許可

第三十二條
一、保安林地域ハ原則トシテ仝テノ設營開拓ヲ禁ゼラル
二、但シ林務課長ノ提案ニ基キ採擇サレタル地方行政長官令ヲ以テ、保安林地域ノ若干地域ニ對シ、ソノ全部又ハ一部ヲ監視付開拓ニ解放スルコトヲ得

第三十三條　何人ト雖モ豫メ開拓許可證ヲ有セズシテ監視付開拓ヲナスコトヲ得ズ

第三十四條　監視付開拓ニ開放セラル、保安林地域森林ニ對スル採取許可ハ、左ノ四ノ場合トス
イ、工材及工業用材
ロ、薪材及木炭材
ハ、各種副産物ニシテ、地方行政長官令ヲ以テ規定サレタル種目表記載ノモノ
ニ、宗教的需要及慣習ニ依リ、無償ヲ以テ交付ヲ受クベキ木材及産出物

第三十五條　左ニ該當スル者ハ開拓證ヲ直接又ハ仲介者ヲ以テ獲得スルコトヲ得ズ
イ、賜暇又ハ休職中タリトモ、印度支那領土内居住ノ佛蘭西人及土民林務職員

ロ、自己ノ職權ヲ行使スル地區內居住ノ佛蘭西人及土民林務職員ノ兩親、直系家族、兄弟、義兄弟、義父母、伯叔父、甥等

第三十六條　開拓許可證ハ、直前十二箇月以內ニ林業法違反及犯罪書類ノ對象トナリタル者又ハ會社ニハ附與サレズ。本令規定ノ期限以內ニ請負費ヲ納入セザル全テノ開拓者及加辱ノ刑ヲ受ケシ全テノ者モ又之ヲ獲得シ得ズ

第二節　施設

第四十條　監視付開拓ニ對シ開放サレタル保安林地域內ノ森林中ニ於イテハ、少クトモ後揭第八十七條ニ記載サレシ最少限樹幹ヲ有スルニ非レバ、如何ナル樹木モ伐採スルコトヲ得ズ

第四十一條　開拓又ハ除草ノタメ、火ノ使用ハ禁止セラル

第四十四條　自己ノ開拓ニヨリ生ジタル木材片ヲ薪又ハ木炭ニ製セントスル工材ノ採取者ハ、右ニ對スル許可證ヲ要ス

第四十五條

一、如何ナル木炭及石灰爐、臨時又ハ常設事務所、瓦及煉瓦製造所トヽ雖モ、林務課長ノ許可ナクシテ森林地區一粁以內ニ開設スルコトヲ得ズ

二、撓材工場ヲ森林地區二粁以內ニ設慨スル場合ハ、林務課長ノ許可ヲ要ス

第四十七條

一、林務課ノ許可ナク森林ヲ橫斷シタル通路又ハ常設路ヲ開設スルコトヲ得ズ

二、伐採又ハ運搬ニ必要ナル小徑ノ開設ハ默許サル。許可ナクシテナサレタル道路ノ開設又ハ樹木ノ伐採ハ伐採犯罪ト認定サル

第三節　賣却價額及徵稅

第四十八條　監視付開拓ニ開放サレタル保安林地域ニ於イテ採取サレタル全テノ產物ハ、後揭第八十七條ニ記載ノ額ニ相當スル賣却請負金ヲ徵集サル

第五十三條　開拓者ニシテ調查ヲ受クルタメ、若干林產物ヲ採取許可證記載ノ調查有效期限以內ニ提出シ得ザル場合ハ、許可證有效全期限ヲ超過セザル限リ月々期限ヲ更新スルコトヲ得

右ノ更新ハ許可證記載期限滿了三十日以前ニ、林務課長ニ對シ要求スルコトヲ要シ、コノ場合左記ノ金額ニ相當スル補償金ヲ據メ納入スルコトヲ要ス

初期三箇月間ハ每月許可證表記價額ノ十二分ノ二

次期三箇月間ハ同十二分ノ三

最終六箇月間ハ同十二分ノ四

全期限滿了シタル場合、開拓ハ無效ヲ宣告サル。但シ不可抗力ナル場合ノ更新ハ無償トス

第五十五條　全テ開拓者ハ產出物ノ調查ヲ文書ヲ以テ申請スルコトヲ要シ、且ツ林務職員ハ不可抗力ナル場合ヲ除キ、右請求ノ事務所到達後十日以內ニ調查ヲ施行スルモノトス

第五十七條　採取許可證ハ調查ノ際、常ニ提示サル、コトヲ要ス

第五章　編入林及保安林一般規定

第六十四條

一、佛蘭西籍民又ハ保護民、若クハ佛國法規ヲ以テ且ツ一九二九年六月三十日ノ大統領令記載ノ規定ニ準ジ組織サレタル正規ノ會社ニ非ザル限リハ、伐採入札者、森林開拓長期取引受益者又ハ經營許可證ノ名義人タルコトヲ得ズ。

二、右規約違反ノ場合、森林伐採普通取引ノ失格ハ、附遲滯ヲ先決シ、次イデ三十日ノ期限以內ニ宣告スルコトヲ得。本店ガ佛國ニ所在スル會社ニ對シテハ右期間ヲ九十日トス。長期賣買取消ハ附遲滯ヲ先決シ次イデ六箇月以內ニ宣告シ、開拓許可證ハ當然先決スベキ附遲滯ニ次グ八日以內ニ取消サル。コノ場合、保證金ハ沒收セラレ、且ツ許可證費ハ國庫ニ納入サル

三、印度支那ニ定住シ、所得稅、市町村稅、地租、ソノ他ヲ負擔セル外國人ニ對シ、森林伐採普通取引及開拓許可證ハ地方行政長官ニ依リ、長期契約ハ總督ノ裁決ニ依リ決定スルコトヲ得

第六十七條

一、森林地域ニ隣接シ若クハ右地域内ニ存在スル村落ノ住民ハ、規定セル全テノ手段ヲ以テ且ツ州長タル行政官及林務職員ノ命ズル規約ニ從ヒ、森林ノ維持ニ協力スベキモノトス

二、火災ノ場合、村落當局及住民ハ火災地ニ赴キ、消火ニ出來得ル限リノ努力ヲナシ、且ツ林務職員、火災原因調査及犯人逮捕ヲナスベキ官吏ニ對シ、協力スルヲ要ス

然ラザレバソノ認用サレシ慣用權ハ一時的停止セラレ、再犯ナル場合ハ永久的ニ失格セシメラル。右失格ハ州長ノ申告アリタル後、地方行政長官ニ依リ効力ヲ發生ス

第六十八條

一、保安地域内ニ於ケル畝作リ耕作ハ、適當ナル選擇及限定サレシ地域内ニ於イテ行ハル

右地域ノ選擇及區域ノ限定ハ、地方行政長官ニ依リ任命サレシ委員會ヲ以テ決定サル

右委員會ノ組織ハ左ノ如シ

州長若クハソノ代理人　議長

林務官　議員

關係土民當局代表　同　二名

委員會ハ一件書類ヲ作成シ、右書類ニ基礎草案ヲ付シ議長ヨリ地方行政長官ニ移牒シ、地方行政長官ハ農務課長、林務課長ノ意見聽取ノ上之ヲ決定ス

二、農林ノ燒却ハ、乾季中家畜ノ牧場用トシテ、村落ガ必要ト認メタル場合ヲ除キ、絕對ニ禁ゼラル。右ノ場合、諸村落當局ハソノ必要ニ基キ村落又ハ村落附近ノ限定地面ノ燒却ヲ認容サル

右ノ許可ハ林務課長ノ合法的申告アリタル後、州長ヨリ附與サル。燒却ハ天候靜穩ナル時ニ實施サレ、且ツ前記限界外ニ延燒シタル場合ニ生ズル損害ハ、村落ガソノ責ヲ負フモノトス

第六十九條　森林開墾ハ割讓、拂下又ハ前條第二項、第七十條及第七十八條第二項ノ例外規定ノ場合ヲ除キ、編入林地域ト同樣ニ保安林地域内ニ於イテハ絕對ニ禁ゼラル

第七十條

一、林務課長ノ申告ニ依リ採用サレシ地方行政長官令ニ依ルニ非ザレバ、官立機關ハ如何ナル森林開拓モナスコトヲ得ズ

企劃事業ハ如何ナル場合ニ於イテモコノ目的ノタメ課長ガ任命セシ林務官ニ服從スルヲ要シ、林産物ノ調査ハ本令第八十七條ニ從ヒ、關係局ニ納入スベキ金額ノ決定ノ任ヲ負フ右官吏ニ依リ施行サル

二、官立機關ニナサレシ開拓ノ場合、右機關ニ利用サルヽ林産物ハ、B表記載ノ請負賣ノ支拂ヒヲナスコトヲ要ス

産物ガ關係官廳ニ利用サレザル場合ハ國庫收入トシ、速カニ林務課ニ移管サル

第七十一條第三項　木材ハ地方ニテ適當ナル容量ニ達スルニ非ザレバ、他地方ニ移出スルコトヲ得ズ

第七十二條

一、州林、市町村林、公共造營林、公共設定物等ハ、林業法ニ認定サレシ本令第一條及第二條ヲ適用サレ、且ツ林務課ノ監督ヲ受ク

二、林産物及副産物ノ賣却金額ハ國庫利得トシ、管理費金ノ名目ニ於イテ地方行政長官令ハ實際收入又ハ現物賣却ノ際ノ價格ノ百分ノ一ヲ天引スルコトヲ得

第六　產業

第七十三條

一、林產物ガ村落ノ監督ニ委任サルコトヲ要スル場合、當局ハ之ガ保護、監督ヲ確守ノタメ必要ナル苦力ヲ派ス

二、勞働ハ調書作成官吏ノ監督ノ下ニ實施サレ、苦力ハ政廳ノ方針ニ基キ州内ノ普通賃銀ヲ支給サル

第六章　特別林

第七十四條　特別林トハ後揭各條ニ指示サレシ制限ヲ除キ、個人ガ土地及地上物件ニ對シ所有權ヨリ生ズル全テノ權利ヲ行使シ得ル林ヲ云フ

第七十五條　如何ナル者ト雖モ、少クモ三箇月前ニ州長ニ申告スルコトナク開拓權ヲ行使スルコトヲ得ズ

林務職員ハ申告後二箇月以内ニ森林狀態及所在ヲ認知スルコトヲ要シ、且ツ之ニ關スル細目調書ヲ作成スルモノトス

林務課長ハ本調書ニ依リ、必要ナル時ハ請求寄託ノ日ヨリ三箇月ノ期限滿了前ニ、當事者ニ對シ開拓反對意見ヲ表明スルモノトス

右書類ハ反對意見ノ正否ヲ決定スベキ地方行政長官ニ移牒サル。然シテ反對意見發表後三箇月以内ニ、所有者ニ對シ地方行政長官ノ裁決ガ返付且ツ表明サレザレバ、當事者ハ開拓ヲ實施スルコトヲ得

第七十六條　開拓異議ハ左ニ列擧セシ諸事由ノ場合ニ限リ行フコトヲ得

1、山岳及傾斜地ニ於ケル土地保存

2、河流ノ水蝕作用ニ對スル土地流出ノ防止

3、水源及水流ノ涵養

4、海水水蝕作用及土砂侵入ニ對スル砂丘及海岸ノ保護

5、總督令ニ依リ決定サル、海陸境界地帶地域ニ於ケル領域ノ保護

第七十七條　實行セラルベキ又ハ實行セシムベキ必要ノアル第七十五條ニ違反スル場合ハ、森林事件ニ適用サル、訴訟事件及罰則ヲ定メタル大統領令ニ準ジ處罰サル

但シ三箇年以内ニ森林ノ性質ニ從ヒ、地方行政長官ニ依リ開拓地設定ヲ命ゼラレタル場合ハコノ限リニアラズ

第七十八條

一、前揭第七十五條、七十六條及七十七條ノ諸規定ハ、開拓林以外ニ於イテモ地方行政長官ノ裁決ニ從ヒ實施サルベキ播種及植樹ニ對シ適用サル

二、左ニ列擧スル事項ニ該當スル場合ハ、第七十五條ヲ適用セズ

1、前項ニ依リ認知サル、場合ヲ除キ、播種及植樹後十五年内ノ若樹

2、農業開墾

3、外國セラレ人家ニ近接セル公園及庭園

4、臨時農業許可ヲ得タル編入林又ハ保安林地域ノ分轄地

第七十九條　現在開拓ヲ行ヒツ、アル森林ノ一部若クハ全體ノ壞滅ヲ來サントスル過度ノ事業、事業後ノ道路ノ敷設、樹木ノ根切リ若クハ燒却ハ、開拓事業ト同一視サレ、第七十七條ヲ以テ處罰サル、コトアルベシ

第八十條　左ニ列擧スル事項ニ該當スル場合ハ、地方行政長官ハ總督令ニ依リ一定期間内全テノ稅ヲ免除セラル

1、山頂若クハ山嶺、傾斜地及砂丘上ノ播種及植樹

2、所有者ノ過失ニ非ザル火災ニ依リ、壞滅セル燒却樹及森林

第八十一條　特別林ヨリ産出サレシ樹木及ソノ他林産物ハ、個人ノ責任ニ於イテ所有者ヨリ手交サレタル搬出證ヲ有スルコトヲ要シ、尙ホ樹木ノ刻印權ヲ有シ且ツ市場ニ搬出サル、以前ニ全產物ノ檢查權ヲ有スル森林官ノ調印ヲ受クルコトヲ要ス

第七章　森林内容ニ依ル牧用

第八十三條

一、左ニ列擧スル諸事由ノタメ再植林若クハ再興ヲ必要ト認メラレタル土地ハ、公益ノタメ牧用スルコトヲ得

1、山嶽及傾斜地ニ於ケル土地ノ維持ノタメ

2、河川、急流ノ水蝕作用ニ對シ土地ノ保護ノタメ

3、水源及小水流ノ保存ノタメ

4、海上砂丘若クハ陸上砂丘定着ノタメ及海水ノ水蝕作用ニ對スル保護ノタメ

5、總督令ニヨリ決定サルベキ森林地帶内地域ノ施業ノタメ

6、公衆衛生ノタメ

二、公益宣言ニヨリ牧用ヲ發表スル場合、印度支那ニ於イテハ現行規定ニ從ヒ實施サル

第八十四條　前記條項規定ニ則リ施行サルベキ再植林調査ハ、林務課ニ於イテ實施サル

第八十五條　公有林内ニ存在スル森林ノ牧用ハ、公益ノタメト宣言スルコトヲ得

但シコノ場合、第八十三條ノ規定ニ準ズルモノトス

第八十六條　森林地ノ事業ヲ確實ナラシムベキ道路開拓、鐵道敷設ハ、第八十三條ヲ以テ公益ト宣言サル

第八章　一般規定

第八十七條

1、A記ハ林産物ヲ類別シ、伐採樹木ノ最少限ノ大キサヲ示ス

2、B記ハ各林産物ニ對シ、本令第四十八條記載ノ賣却請負金ヲ列記ス

3、C記ハ本令第三十八條ニ從ヒ、各開拓許可證價格ヲ定ム。右ハ總督府會議常置委員會ニ於イテ總督ヨリ承認サレシ地方行政長官令ニ依リ決定サル。

第八十八條　地方行政長官令ハ本令調印後三箇月以内ニ、補充規定及本令適用規定ヲ規定ス。但シ地方長官令ハ總督令ノ認可ヲ要ス

第八十九條　本令ニ反スル林業關係ノ諸法規ハ、全テ無効トス

第九十條　地方行政長官、行政司法長官、財務局長及農、牧、森林總關長官ハ、本令關係諸事項ニ關シ本令實施ノ實ニ任ズ

III　森林面積

第四十三表に看る如く、森林面積は總面積の五七パーセントを占めてゐる。如何にラオスが未だ未開發の儘に放置されてゐるかを如實に物語るものであらう。次いで東京の六〇パーセント、安南の四四パーセント及カムボヂヤの四三パーセントに過ぎない。

IV　伐採狀況

伐採樣式は大別すると自由伐採と系統的伐採とに分け得る。工材は殆んど自由伐採であるが、薪炭材には可成り系統的伐採が行はれてゐる。之を各邦別にみれば第四十四表の如くである。

次に工材と薪炭材の生産狀況を述べると第四十五表（百六十九頁）の如く薪炭材は一九二九年を最高とし、以後は減

第43表 森林面積（1936年度）

	安南	カムボヂヤ	交趾支那	ラオス	東京	全印度支那 1936	全印度支那 1935
總面積(1,000ヘクタール)	14,760	18,100	6,470	23,140	11,570	74,400	74,040
森林面積(1,000ヘクタール)	6,500	7,800	800	20,400	6,900	24,400	42,400
%	44	43	13	88	60	57	57

（Annuaire statistique de l' Indochine 1936—37, P. 93.）

第44表 各邦別伐採様式

		東京	安南	交趾支那	カムボヂヤ
		%	%	%	%
工材	系統的伐採	0.3	2.3	6.2	1.2
	自由伐採	99.7	97.7	93.8	98.8
薪炭材	系統的伐採	25.4	6.4	45.0	20.5
	自由伐採	74.6	93.6	55.0	79.5

（Bulletin économique de l' Indochine 1938 P. 823.）

少の傾向にあつたが、一九三三年より再び増加してゐる。更に工材は一九二九年を頂上とし以後數年は低落したが、一九三三年よりは回復を示し、概して薪炭材と同一の傾向を辿つてゐる。

V 木材

印度支那の木材は、その性質、用途より見て貴重材、一等材、二等材、三等材及等外材の五種に分れる。貴重材は色澤、木理、光澤に秀でてゐるため家具、唐木細工及寄木細工用として珍重され、一等材は主に船舶等の骨組用、指物用に使用される。その代表的なものはチーク材である。二等材は骨組用、三等材は箱及家具等の製作に用ひられ、等外材は多く薪

第45表 林産狀況

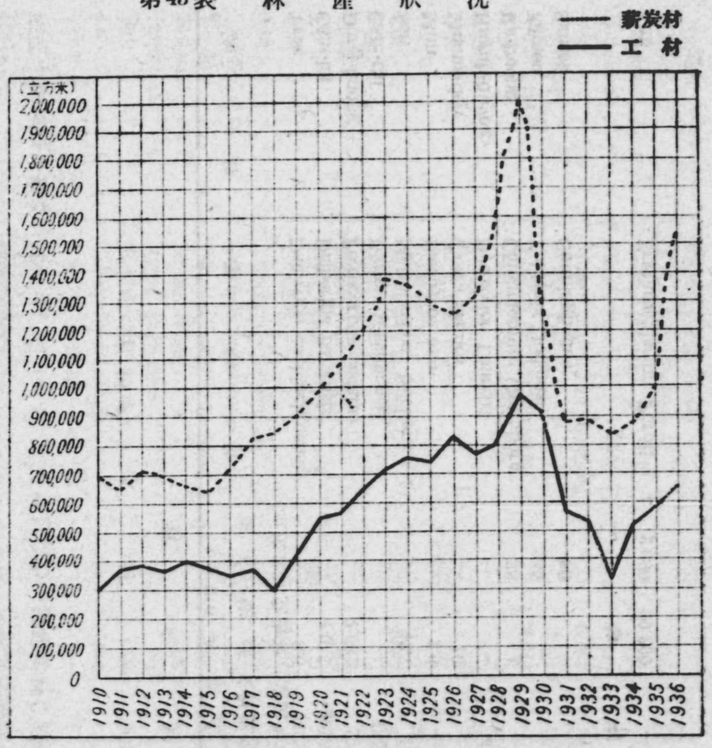

（Bulletin économique de l' Indochine 1938 P. 820.）

炭用に供せられる。印度支那木材を分類せば第四十六表の如くである。

VI 木材輸出狀況

貴重材及一等材を良材、二等材及三等材を普通材と大別し、先づ普通材輸出狀況を示せば、第四十七表（一七四頁）の如く逐年著しい増加を示し、一九三九年には三萬八千七百五萬に達してゐる。之を仕向國別に見れば、香港は實に輸出高に於いて總輸出高の七一パーセント更に輸出額では五六パーセントに達してゐる。

次に良材輸出狀況を第四十八表（一七五頁）で見ると、普通材同様逐年増加を示してゐる。仕向國では一九三九

年度に於いてセーロン、英領印度及香港が重要位置を占め、南阿弗利加聯邦がこれに次いである。

領内が豐富なる森林に惠まれた點よりみて、今後に於ける同邦林業の將來は大いに期待し得る。

第46表　木　材　分　類　表

(1)　貴　重　材

商名	學術名	1935年度生産高 東京	安南	交趾支那	カムボヂヤ	合計	密度	角材立法米當リ販賣價格
		(立法米)	(立法米)	(立法米)	(立法米)	(立法米)		(ピアストル)
Trac	Dalbergia cochinchinensis	—	8.6	33.2	33.3	75.1	1.1—1.15	80—100
Câm-lai	Dalbergia bariensis	—	110.7	462.5	588.4	1,161.6	1.1—1.15	80—100
Dang-huong	Pterocarpus pedatus	—	1,062	27	42	1131	0.78—0.91	60— 65
Câm-thi	Diospyros-siamensis	—	—	185	—	185	1.1	60— 65
Son	Melanorrhea laccifera	—	42.7	3	9	54.7	0.89	80—100
Mun	Diospyros mun	—	2.6	—	3.4	6	1.3	80—100
Muong-den	Cassia siamea	—	10	—	—	10	1.12	60— 65
Huynh-duong	Dysoxylon Loureiri	—	—	4	3	7	0.79	80—100
Ra-huong	Cinnamomum Camphora	38	4	—	—	42	0.8	70— 80
Pemou	Fokienia Hodginsi	245	—	—	—	245	0.47	80—100
Samou	Cunninghamia	80	—	—	—	80	0.45	60— 80

(2)　一　等　材

Lim	Erythrophlaeum Fordii	2,000	20,200	—	—	22,000	0.91—0.99	50— 60
Nghien	Pentace tonkinense	2,059	—	—	—	2,059	1.1	50— 60
Cam-xe	Xylia-dolabriformis	—	490	2,283	5,902	8,675	1.06—1.15	50— 60
Ca-chac	Shorea-obtusa	—	14	46	9,168	9,228	1.05—1.15	50— 60
Xen-thiet	Bassia-Pasuieri	402	319	—	—	721	0.95—1.05	50— 60
Sao	Hopea odorata et dealbata	—	5,038	7,869	5,965	18,872	0.73—0.85	50— 60
Kiên-kiên	Hopea Pierrei	—	2,455	153	—	2,608	0.87	30— 40
Gu若くはGo	Sindora cochinchinensis	—	1,611	—	3,024	4,635	0.85—1.12	70— 80
Xoay	Dialium cochinchinensis	—	—	118	171	289	1.16	50— 60
Lau-tau	Vatica-Dyeri	—	—	3,000	1,300	4,300	0.95—1.00	30— 40
Tau	Vatica-tonkinensis	1,381	727	—	—	2,108	0.97—1.01	30— 40
Dà-dá	Xylia-kerrii	—	1	364	360	730	1.10	50— 60
Chò	Parashorea stellata	—	2 647	457	8	3,112	0.75—1.00	25— 30
Vap	Mesua ferrea	—	4	134	315	453	1.05—1.25	30— 40
Cà-ôi	Castanopsis	—	368	—	—	368	0.70—0.75	30— 40
Dinh	Markhamia stipulata	240	—	—	—	240	0.67	30— 40
Gioi	Talauma	460	2.104	—	—	2,510	0.53—0.66	40— 45
Mit	Artocarpus integrifolia	59	121	—	—	180	0.67	40— 45
Trai若くはLy	Garcinia fagraeoïdes	440	3	20	173	636	1.12	40— 45
Go-do	Pahudia cochinchinensis	—	—	2 842	1,474	4,316	0.98	70— 80
Bòi-lòi	Litsea Vang	—	95	295	58	448	0.75—0.90	25— 30
Binh-linh	Vitex pubescens	—	3	41	7	51	1.00—1.05	25— 30
Sen	Shorea cochinchinensis	—	—	728	1 896	1,898	0.95—1.05	50— 60
Lat	Chukrasia tabularis	1,235	446	—	—	1,681	0.82	30— 40
Teck	Tectona grandis	—	—	—	—	—	0.60—0.75	80—120

(3)　二　等　材

Dau	Diptero carpus	—	1,989	29,504	66,643	98,136	0.80—0.95	19—25